

289-T0366ウ



1200500732540



始



60-757

289
T0366



文學博士 高須芳次郎著

水産義公と語る



株式會社 井田書店刊

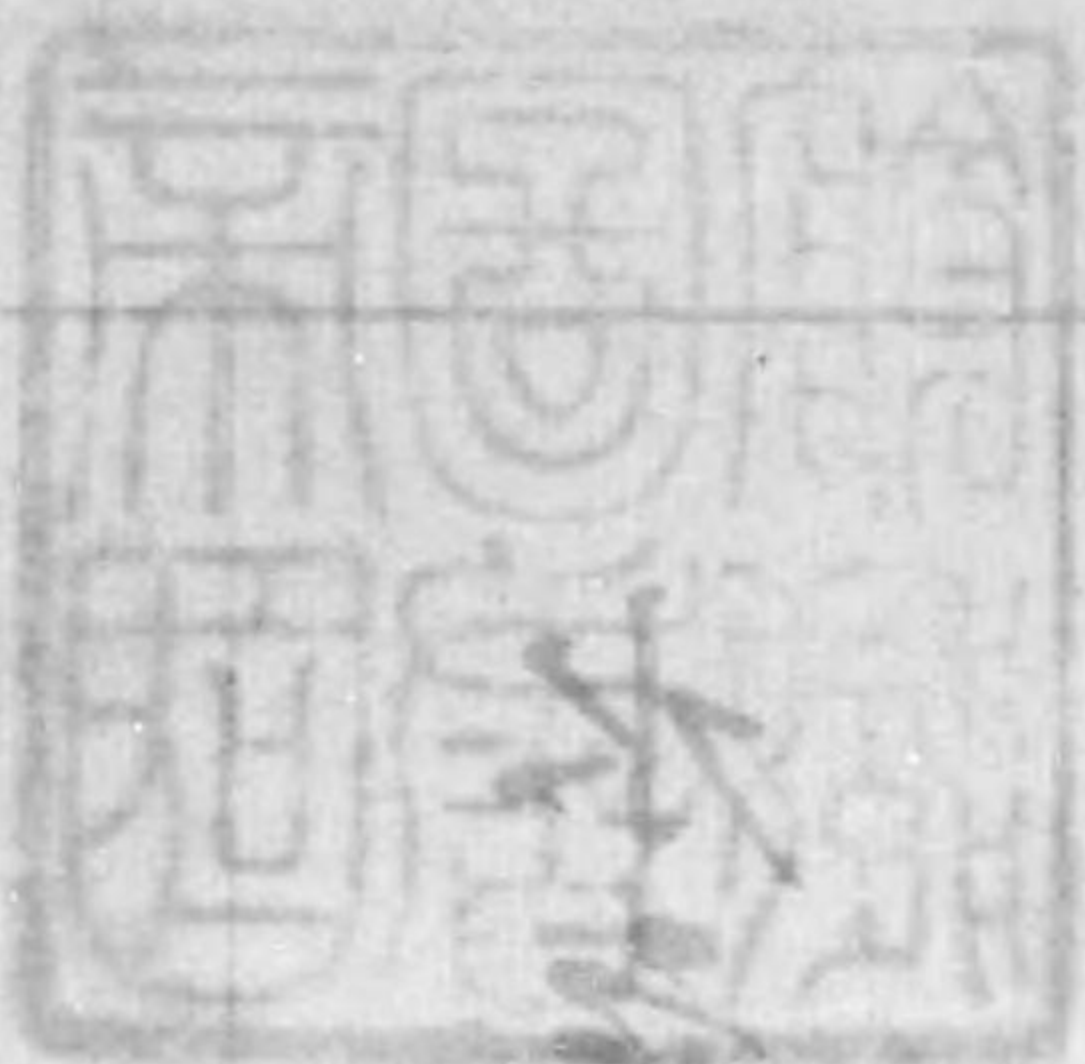
水産義公と語る

井田書店



義公彫像

(徳川公府家蔵)



文學博士 高野茂太郎著

義公の詔

共田書肆



序

今日の如き超非常時に必要なのは、水戸義公の精神である。義公の一生は、尊皇愛國の一生で、一切をこれに捧げつくした。その思想・精神は、よく時代に先驅し、大きい光明と希望とを人々に與へた。

私は、さきに「徳川光圀」といふ傳記を公にしたが、之は義公の行實を主に物語風に描いたもので、本書と一脈、相通するところがある。然し、内容上、本書は、義公の精神生活・内面生活を主とし、之に重點を置いたから、「徳川光圀」と大部分異なつたところが多い。彼是對照せらるることにより、義公の偉大な面目を一層明白にすることが出来よう。

私は他日、義公研究について更に詳明な綿密なものを書くつもりであるが、兎も角この書により、義公の大精神を一般の人々に傳へ得たのであらうと考へる。それは一つの大きい喜びである。

昭和十七年七月

高須芳次郎

946
20

水戸義公を語る 目次

第一 水戸義公と水戸學精神……………一

- 水戸學とはいかなる學問か
- 義公が『大日本史』編述を思ひ立つた事情
- 『大日本史』の誇るべき三大特色
- 水戸政教學の皇道發揚
- 尊皇學徒を養成した弘道館と政教革新

第二 水戸學發生の事情……………一五

- 水戸の環境と歴史
- 水戸義公の生涯
- 義公の苦心と努力

目次

第三 水戸義公の半生……………

- 容貌秀麗の神童
- 優れた膽勇と負けじ魂
- 尊皇精神から『大日本史』編述へ
- 父威公の死と襲封前に示した義公の真心
- 眞の忠孝に生きる道
- 尊皇精神から『大日本史』の編述へ
- 水道敷設と風教革新
- 母おもひの義公
- 困難を排して宗教改革へ
- 神道を正しく活かす
- 史館新築と國史によせた熱意
- 楠公敬慕の佳話
- 義公の建てた「嗚呼忠臣楠子之墓」

第四 『大日本史』とその前後に現はれた史的名作……………

- 勤皇のため險惡な運命と戦ふ
- 陣中で書いた『神皇正統記』
- 『大日本史』誕生の動機
- 水戸義公の決心
- 史料蒐集の困難と史界を動かした三大特筆
- 『日本外史』と頼山陽
- 山陽の心血凝つて國民を動かす

第五 水戸史學の由來……………

- 過渡期の思想現象
- 義公が登場した時代
- 義公とその周囲
- 義公の修史事業と尊皇心
- 國史に於ける主観性と客観性
- 義公の學術的用意と京學の人々

第六 『大日本史』の三大特筆について……………

- 大義名分主義
- 史上の重要問題と論議
- 大友皇子を帝紀に列した理由
- 吉野朝正統説に於ける義公の見識と信念
- 正統論に對する諸説

第七 『大日本史』の論贊及び志類の思想的意義……………一六七

- 論贊・志類の價值
- 道徳的批判
- 論贊の特色
- 尊皇主義の表現
- 一種の文化史
- 復古的傾向の強調

第八 水戸義公の政教一新に對する考へ方……………一九七

- 思想上の先驅者義公

- 北畠親房の忠誠
- 皇道發揚
- 死生の道と忠孝
- 文武一體主義

第九 山莊に於ける哲人義公……………二二三

- 義公の隱棲
- 閑雅な山莊の詩趣
- 義公の質素と平民主義
- 義公の自傳

第十 義公の哲學と文藝……………二三九

- 義公の世界觀・歴史觀
- 悟道に達した樂天哲學
- 義公の和歌に示した個性と趣味
- 詩作の上に現はれたオリエンタリズム

第一 水戸義公と水戸學精神

水戸學とはいかなる學問か

私は、昭和五年以來、度々、水戸に出かけ、水戸學に縁の深い場所を訪ふのを一つの楽しみにしてゐる。もちろん、水戸學についての根本資料を漁るためでもあつて、東湖先生の日記、手紙なども、この數年來、大分發見した。

近時、昭和維新の聲につれ、また大東亞戰の進行に伴ひ、幕末の非常時に當つて、日本の危念を救ふべく、勃興した水戸學（私はこれを水戸政教學と呼んでゐる）について知らうとする人が俄に多きを加へて來た。

それは、今日の超非常時に當り、水戸政教學の運動や仕事を詳しく知ることが、やがて私たちの新しく、正しく、進むべき道をおのづから暗示するからである。

「一體、水戸學とは、どんな學問か」

かういふ質問を度々、人々から受ける。それは、過去において、水戸學がひどく、閉却されてゐたのと、これについて、熱心に研究する人がほとんどなかつたからで、ある人は、

「水戸學とは大日本史のことではうか」

といひ、またある人は、獨斷的に、

「水戸學とは、弘道館記のことだ」

と定めてしまふといつたやうな風である。なるほど「大日本史」は、水戸學を代表するほどに有名な大著である。また「弘道館記」はドイツ語、英語に譯せられ、ドイツでは、ハミツ氏（ライプチツヒ大學教授、前名古屋高等學校教授）の「水戸學」(Die Mito-Schule) が出版されてゐる。従つて「弘道館記」もまたひろく世に知られてをる關係上、これを水戸學を代表するかのやうに思ふのも最も至極である。

しかし、以上のやうな考へは、安當でなう。

先づ水戸學といふ名稱からして、註釋する必要がある。これは、在來、「天朝正學」「常陸の學」

「實學」など、いろいろに呼ばれて來たが、水戸日本學乃至水戸皇學といふのが、適切である。つまり、水戸で新しく作られた日本學であつて、それが前期と後期とに分れてゐる。

前期は、講談でよく話されるころの水戸黃門即ち水戸義公(徳川光圀)を中心として、尊皇精神を國史をとほして説くために「大日本史」の史業に全力を注いだ。これを私は水戸史學と呼んでゐる。その編輯所は彰考館と名附けられたが、現在、水戸にある彰考館は圖書館として、人々に公開され、好學の士に益するところが多い。

後期は、幕末非常時に水戸烈公(徳川齊昭)を中心として、皇道を本に政治・經濟・教育の革新につとめ、皇政復古・明治維新を導き出す最大の力となつた。この時代に尊皇學徒を養成するために建てたのが、水戸弘道館で、日本一の模範學校として規模も大きく、組織も新しく、和漢洋の知識を授けた。この學校の教育方針として、日本民族性にもとづく國民道德のことを説明したのが、「弘道館記」である。

かく水戸學には、前期・後期の二つがあつて、前期は、國史の上に新しい天地を開き、後期は、皇道理念のもとに、當時の行詰つた政治を一新、進んで國防を充實し、また支那化してゐた

教育をすつかり日本的に建てなほしたのである。以上の二つをひつくるめて、水戸學（嚴にいふと、水戸日本學）と稱する。

義公が「大日本史」編述を思ひ立つた事情

それゆゑ、水戸學について知るには、水戸史學（主として前期）及び水戸政教學（主として後期）の内容を大略知らねばならない。この點を説く前に、一言せねばならぬことは、何ゆゑ、水戸の地に早く尊皇運動がはじめられたかといふ事情だ。

由來、水戸の地は、義公（光圀）が現はれる以前から、尊皇のことについて、因縁が深いところだつた。その一例として、挙げたいと思ふのは、北畠親房のことで、彼は、元弘三年、義良親王を奉じて、東北鎮撫に赴くの途、烈しい風浪に襲はれて、常陸東條浦に漂着したのである。自來、尊皇の軍をこの地に興して、烈しく足利勢と戦ひ、なかなか屈しない。

しかし、敵は多勢であり、親房の軍は少數のため、次第に行詰り、奔つて、小田城に據つた。この時分に陣中、孤燈のもとで、靜かに書きあげたのが「神皇正統記」である。この書により、

はじめて、日本國體の尊嚴を理論・事實の両面から明かにすることが出來た。

その後、興國四年、親房は、東國をあとに吉野に赴いたが、その孤軍よく奮ひ戦つた遺跡は、小田城・關城に残つてゐる。この一事だけでも、水戸が尊皇運動に縁の深いことが分る。

それに、徳川家康の文教政策のもとに國學・漢學が興つて、水戸藩の祖となつた威公（頼房）が尊皇精神に因縁の深い日本神道を心から深く信仰した。その子息、義公が父の感化を受けて、日本國體を尊重し、天皇中心主義の思想を抱くに至つたのは、偶然でない。その由來するところが遠く、かつ深いのである。

傳説によると、義公は「史記」の伯夷・叔齊の傳記を讀んで、その忠・孝・悌の精神に感奮し「これは「史記」といふ書があつて、美しい事績を傳へたから、千載のもと、よく我らを奮ひ起たしめるのだ」

といひ、ここに修史の志を起したといふ。しかし、それは、表面のことで、一つの原因を示したに留まつてゐる。實は、義公の叔父に尾張敬公（義道）があつて、夙に「類聚日本紀」を編み、尊皇の心を寓したのであつて、義公は、これにより、直接に修史の心を深く刺戟されたのであ

る。

かつ當時、林羅山らが幕府の後援のもとに作つた國史「本朝通鑑」のうちに、日本の始祖は、支那の呉の太伯といふ賢人だと記してあつたことが、義公に多大の不满を感じしめ、その誤りを指摘した。このことも、義公が修史の志を實現しようとする一因となつた。

今日から考へると、義公は、國際的にも、支那に對して、立派な國史が日本にあることを示して、日本の文化的地位を昂めたいといふ心が確かにあつた。殊に、當時の三百諸侯は、教養に乏しい人々が多く、大義名分といふことをほとんど知らぬのが通例に近かつた。義公は、この點を深く嘆き、理窟ではなく、史實によつて、尊皇の大義を知らしめたいといふ考へを痛切に起したのである。

「大日本史」の誇るべき三大特色

しかし、それは、非常に困難なことだつた。といふのは、その時分、江戸が開けて間もないので、適當の學者が江戸にをらず、また立派な文章家を見出すことが、なかなかむづかしいからで

ある。加ふるに、莫大の編纂費を要するので、尋常の努力、決心ぐらゐでは容易にやつてゆけな

5。それゆゑ、最初、義公が修史の志を藩の二人の老儒に告げたとき「それは誠に結構でございますが、實現は困難と存じますから、斷念なされた方がよろしうござりませう」

と切に諫めた。しかし、義公は、いひ出した以上、一步も後へひかない。

「むろん、困難は、覺悟の前ぢや。自分は、國のため、この文化事業に全力を注ぎたいと思ふから、萬難を排して、進むまでだ」

かう義公は、力強い調子でいひ切つた。それは、義公の尊皇心が旺盛なからで、この一大文化事業「大日本史」編述のためにつくすことは、臣子の本分であるといふ確固とした信念に起つたのであつた。

かうして義公は、京都、關西地方から、有力な國學者、漢學者を手厚い報酬をもつて招聘し、明暦三年、開いた史局を寛文十二年に擴張、これを江戸小石川邸に移し(後には水戸にも置いた)

彰考館と命名した。それは、支那の「左傳」の序文中にある言葉、「往を彰かにし、來を考ふ」といふにちなんでのである。それ以來、編述の事務は着々進んだ。そして館員中には、三宅觀瀾、栗山潜鋒、安積澹泊、安藤年山らの有力者がゐて、水戸は、文壇の巨星をあつめるところの壯觀を示した。

以上の修史事業について傳へるべきことが極めて多いが、ここには、要點だけを記述する。當時、義公は全國に使臣を派して、大規模に根本資料の蒐集を行ひ、最も大切な吉野朝の史料の如きも、この時に發見されたものが多い。

この資料を土臺に史實の検討を行ふについて科學的な方法を執り、一行の記事といへども、嘘を書かぬといふ眞實主義で筆を進めた。かうして大義名分を原理として、史上の三大問題に向つて、最も正しい解決を與へたのが、いはゆる「大日本史の三大特筆」の筆として名高い。

それは、(一)吉野朝を正位とし、京都朝を間位としたこと、(二)神功皇后を在來の史家が女帝としたことの誤りを明かにして、これを皇妃傳に入れ奉つたこと、(三)大友皇子の御即位を正確な史料によつて認め奉り、「天皇大友」と申上げたことなどである。これは、いづれも明治の世に

なつて公論とせられ、天皇大友には、明治三年、朝廷から弘文天皇といふ御謚號を上らせ給ふに至つた。かく「大日本史」は、すべての史的现象を公平に大義名分によつて判定し、ここに世界に誇るべき國史として輝いた。その完成には、二百五十年間の歳月を要し、紀傳、志表の一切が出来上つたのは明治三十九年で、全三百九十七卷の大冊である。

水戸政教學の皇道發揚

水戸政教學は「大日本史」の精神を受け継ぎ、幕末非常時の形勢に適應すべく、出現したのである。即ち大義名分の精神に立つ上では、少しも、水戸史學と變るところはない。その學の中心をなすものは、天皇中心主義の思想・信仰・情熱である。

水戸政教學が新興したのは、天保期で、當時の日本は、思想國難や外交國難や經濟國難などに直面し、正に重大危機に臨んでゐた。さうした非常時に國民を指導すべき有力な思想がなく、在來のやうに孔孟流の道德を各藩校で教へるだけでは、どうにもならない。その時分、日本における軍事上の國防は、少しも進まず、せめて思想國防の上だけでも、新しい時代の要求を満たすべ

きものを切に要求してゐた。

それから外交國難は、日に月に加はり、幕府の無方針と姑息主義とのために、日本の國威を失墜するばかりだつた。これにつけ込んで、ロシア・アメリカ・イギリス・フランス諸國は、日本に向つて、虎視眈々たる有様だつた。そこに、未曾有の危険が横はつてゐたのである。

さらに、幕府も、諸藩も、奢侈、享樂の結果、財政難に陥り、大名、武士もこれに苦しんだ。そして町人中の有力者のために金權を左右されたのである。殊に農民階級は、生活苦に直面するものが多く、これを救ふについての對策は、頗る急を要した。

かうした情勢を夙に看取して、部屋住時代から革新の必要を痛感したのが水戸烈公(徳川齊昭)である。彼が水戸藩主となつたのは、三十歳の時で、それまでに十分、文武の修業を積み、政治・經濟・教育についても、一家見をもつてゐた。

それゆゑ、藩主となると間もなく、先づ藩政の革新を斷行し、勤儉・節約と風紀刷新とを叫び、自らこれを勵行して、範を示した。かつ言路を開いて、下士といへども、政治上の意見があれば、どしどし進言することを許した。それとともに、藤田東湖その他の有力な人材を續々採用

し來、停滯の極にあつた藩政の上に新空氣を注入したのである。

これを手初めに烈公のいふところ、なすところは、すべて人の意表に出たが、歸するところ、皇道を尊重して、思想國防・軍事國防の兩方面に力を入れ、教育・宗教・學術の革新を斷行したので。このことは、情弊の多い當時に、一々、行つて行くのが容易でなく、ともすると、保守派との衝突を免れないために、烈公の苦心は、容易でなく、これがため不慮の禍にかかつて、前後二回幕府に睨まれ、幽閉されたことさへある。

世上、烈公が攘夷を手きびしく唱へたといふのを聞いて、保守・固陋の權化視するものがあるが、それは全く誤りで、烈公は、率先、歐米の科學を十分活用した當時の新知識で、政治上、いつも急進主義の先驅をつとめたのである。それゆゑ藤田東湖の如きも烈公が、ぐんぐん進みすぎるので、その手綱をとつて、これを調節することに少からぬ苦心をしたくらゐだつた。

勤皇學徒を養成した弘道館と政教革新

烈公の事業として、諸君に語るべきは、勤皇學徒を養成するために建てた學校弘道館のことで



徳川昭齊(烈公)肖像

ある。現在の弘道館は、その面影の一部を留めてゐるにすぎぬが、昔は規模が大きく、諸國から見學に來たものが多い。ところが、幕末における水戸の天狗黨(勤皇派)と諸生黨(佐幕派)との戦ひのとき、兵火が弘道館におよび、その壯觀を損じたのはかへすがへすも惜しいことである。

弘道館は、在來、各藩の舊式な學校が教科目を主に漢學としてゐたのに對し、日本の古典を新しく教へ、オランダ學をも授けた。また館内に醫學館があり、藥草園もあつて、牧牛のことをも取扱ひ、西洋科學の知識を活用する上にも、重きを置いてゐた。

その根本精神ともいふべきものは、これを「弘道館記」のうちに説いてゐる。それは、幕末非常時における日本國民の守るべき道徳を規定したもので、先づ、宇宙を一貫する大道の存在を認め、それから、(一)忠孝一體、(二)文武一體、(三)神儒調和、(四)學問事業の調和を必要とし、

歸するところ、思想の上で、學國一致の體制を整へようとしたのである。

それは、水戸政教學派によつて新しく打ち建てられた國民道徳で、在來、支那式の道徳のみによつた人々に、一つの光明を與へたのである。この精神を詳しく説いたのが、藤田東湖の「弘道館記述義」で、これは、ひろく、天下に普及した。その他、會澤正志齋の「新論」「下學瀕言」水戸烈公の「名君一班抄」「告志篇」東湖の「正氣歌」「常陸帶」「回天詩史」などは、いづれも、「弘道館記」の註釋であり、延長である。

以上により、烈公は、思想國防の上に貢獻したが、軍事上における國防についても、また大きい努力を續けた。蓋し烈公は、國家のため、早く西洋科學に眼を着け、東湖の協力のもとに、オランダ學を起したのである。また烈公自ら科學の活用を示して、戰車(安神車)を作り、水雷彈の發明に苦心し、早く飯をたく機械、速かに湯をわかす機械、旱天に水を吸ひあける機械などを發明した。その戰車は、今、水戸市内の東照宮境内に置かれてある。

かうした先覺者だから、つとに西洋の形勢につれて、國防上、大艦、巨砲主義を唱へ、その必要を再三幕府に進言した。が、幕府は容易に烈公のいふことを採用しない。その中、アメリカの

ペルリが艦隊を率ゐて、嘉永六年來朝、開國を強要したところから、幕府も目ざめて、軍艦製造のことを烈公に依頼するに至つた。

これより先、烈公は、追鳥狩の名に託して、陸軍大演習を行ひ、新進有爲の技師を招いて、鐵製大砲の鑄造にも従事した。そして軍艦を作るについては、水戸の蘭學者鱧重時を委員長として、烈公もこれに力をかし、苦心に苦心を重ねた末、安政二年、その出來た軍艦「旭日丸」の進水式を行ひ、同四年横濱の本牧沖で試運轉をした。ここに烈公の力により、日本製の軍艦が生れたのである。かく烈公は、東湖らの助力を得て、幕末非常時を乗切る上に大功を樹てた。そこに水戸政教學の面目を窺ふことが出來よう。

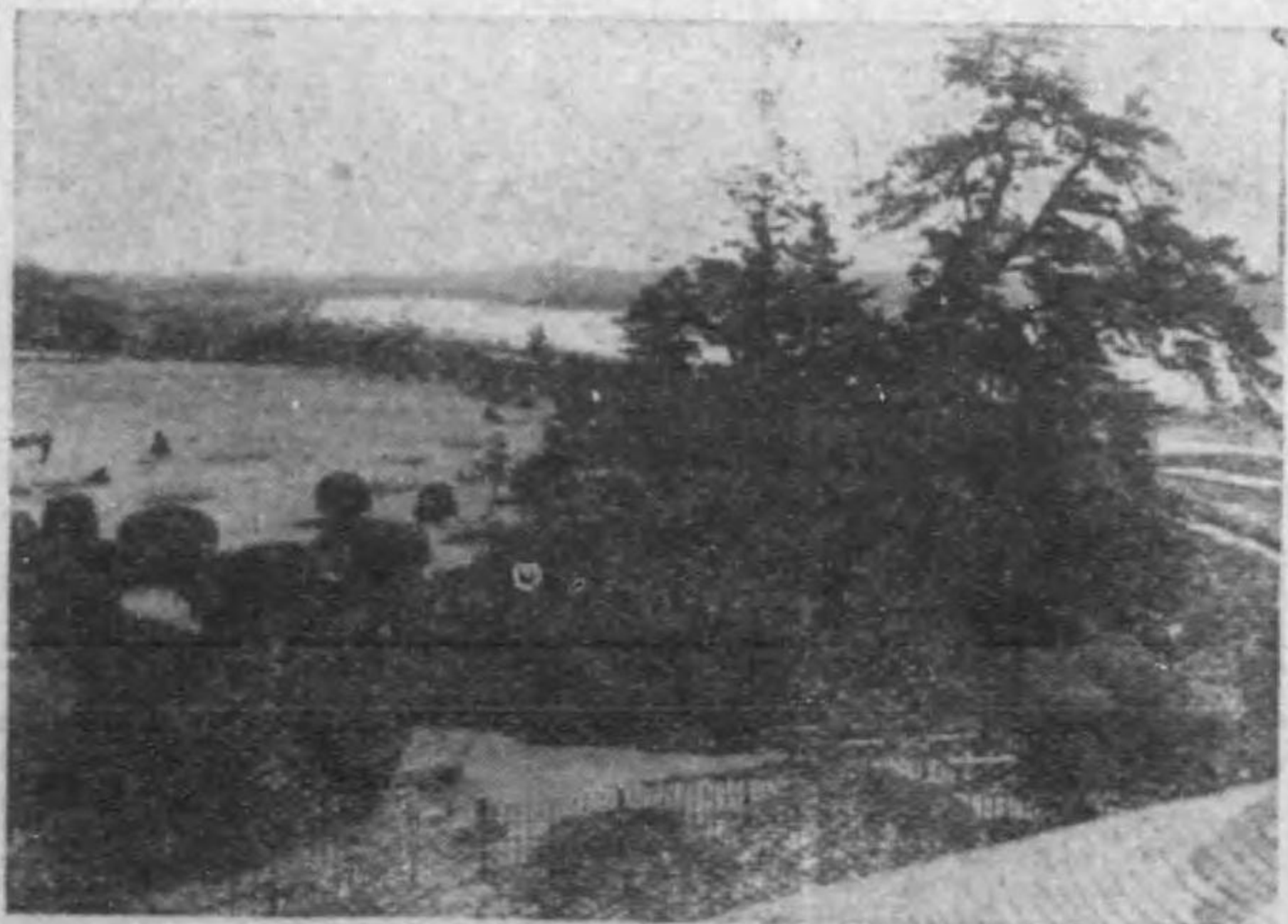
第二 水戸學發生の事情

水戸の環境と歴史

水戸學は如何にして發達したか。それにはおのづから歴史がある。之については、三つの重要時代が劃せられてゐる。第一は義公中心の時代で、水戸學の創立と共に、水戸史學を築きあげたのであつた。そのあとが、文公中心の時代で、義公の精神を正しく繼承して、水戸史學の大成と水戸政教學の礎石を置くことに努めた。更に烈公中心時代に入ると、幕末非常時の意識のもとに、水戸政教學を完成し、政治革新の方面にも理論的、實行的に擴大したのである。かく水戸學の發達には、三つの重要な時代を経てゐるが、さうした間に續出した文士、學者の貢獻がどんな風に爲されたか。之を説くことが、必然の順序である。が、茲には、それに先立つて、水戸學なるものを生んだ常陸についての人文的考察を略述すべき必要を認める。

常陸の國は、南に紫の筑波山を仰ぎ、東に大海を望んで、仙波湖、那珂川の景觀も亦優れてゐる。それに古代日本史と因縁が深く、有史以前、既に武甕槌、經津主二神がこの地の經營に當り、神武天皇の元年には、鹿島神社を作つて、武甕槌神を祭られた。また日本武尊が東夷征伐に赴かれた際、この地を通過せられ、南北朝時代には、藤原藤房及び北畠親房らが、常陸に流寓したことがある。傳説によると、藤原鎌足の如きは、鹿島の出身だといはれる。

その上、江戸時代に及んで、徳川家の親藩が常陸國を治め、關西、殊に京都方面から學者文士らを多く招いたので、文運一時に開けたのである。勿論、一方において、文藝復興の機運が熟し、神道新興の



水戸城内好文亭より仙波湖を望む

傾向を示したので、水戸の地も亦その影響を深く受けたのは云ふ迄もなし。

それらの中で、特に指摘すべきことは、吉野朝の忠臣、北畠親房が、この地で、兵馬匆忙のちにをりながら、「神皇正統記」を書いた一事だ。「正統記」は日本國體を明かにした上で最も有力な著述の一つである。本書以前に「元亨釋書」などがあつて、少しは日本國體に觸れてはゐるが、説くところ、本書の如く明快ではなかつた。従つて、「正統記」について、常陸の人々のうちには、思想上の感化を受けたものが少くなかつたやうに思はれる。

次に徳川家の親藩たる水戸が關西から多數の學者、文士を招いた結果、そこに京學の精神を興隆せしめる機縁を作つたことは想察に難くない。京學の一主眼は、尊皇心の鼓吹にあり、強調にある。言ひ換へると、皇道發揮が京學の一使命だつた。かの藤原惺窩にしても、林羅山、山崎闇齋にしても、皆儒教の日本化を忘れないばかりでなく、羅山、闇齋になると、日本精神の領域を開かうと努めた。かうした系統下にある學者が續々、水戸に集つた以上、大義名分主義が、すばらしい勢を以て擡頭したのも怪しむに足らない。

以上は、水戸學が常陸に起つたについての人文的考察の一端で、風土、歴史、人物などの感化

が、おのづから錯綜して、水戸學の創造を促す地ならしをしたことが分る。かくして義公中心の時代が開幕されるに當り、先づ藩祖威公の登場を見た。

威公(慶長八年—寛文元年)は徳川家康の第十一子で、名を頼房といひ、慶長十四年、水戸城主(二十八萬石)となつた。威公が年少時代から非凡であつたことは、家康が「この子は切れもので、鞘走りさうだ」と云つた言葉でも分る。彼れは、武事に長じたのみならず、文事を重んじ、神道を萩原兼從に學んだ。従つて神道を敬して、學者らに神道書を鈔出させ、或は傍註を加へしめたのが相當山積したと傳へられる。

以上によると、水戸學の出現に關して、威公が先づ一片の礎石を置いたのである。その後を受けた義公が父の美質を遺傳して、水戸學の開創者となつたのは、播かれた種が成長した結果とも見られよう。勿論、義公は、時代の主潮——神道思想の新興による日本精神の目ざめに動かされ、またその叔父尾張敬公(慶長五年—慶安三年)から思想的感化を受けた爲めに一層、積極的に進出したのである。

惟ふに、義公は一個の英雄であり、天才でもあつた。彼れは、時代の新潮を能く透察したのみ

ならず、独自の見識を以て邁往した。そして溢るゝばかりの精力を専ら文化事業に打込み、そこに大義名分による史學の基礎を作りあげた。その態度は、何處迄も進歩的で、あらゆる方面に於ける思想、人物を包含するの度量を有し、かくて之を自家の精神により統制した。さうした義公の行き方が水戸學の發生、進歩、成長を助けたのである。

水戸義公の生涯

如上、水戸學の父となつた義公は、威公の第三子で、名を光圀といひ、字を子龍と云つた。また梅里、率然子、常山人、日新齋などの雅號がある。在來、水戸に關係ある人々は義公を最初から完全無缺の偉人だとしてゐるけれども、少年時代には、不羈奔放で、不良性を帯びてゐた。けれども一朝、改悟するところがあつて以來、品行を謹み文武両面にいそしむやうになつたのだ。義公を不朽の人たらしめたのは「大日本史」の編述を爲したによる。彼れが、この方面に志したのは、十八歳の時だと傳へられる。それは、豫ねて父の命によつて、六歳の時、兄を越えて世子となつたことを氣にかけてゐた折柄、「史記」の「伯夷傳」を見て感奮したことが、一つの動機

となつたと云ふ。「伯夷傳」に示されてゐるのは、(一)大義名分の精神、(二)孝悌の美、(三)史翰の不朽性などである。それにおいて、義公が深く感じたのは、伯夷、叔齊が相互に位を譲り合つた孝悌の精神であつたらう。

さうした美事も、畢竟、史籍があるから永遠に傳へられて、後人を感じせしめる。この點に想到した義公は、切に修史の必要を感じたといはれる。が、義公は唯それのみによつて「大日本史」の編述に志したのではなく、一方、前章に述べてあるが如く、叔父尾張敬公の國史編述等にも共鳴し、林羅山らの修史事業にも心を動かされたにちがひない。かうして義公が史局を駒込に開いたのは明暦三年、三十歳の時である。

その後、寛文元年、義公が三十四歳の時、父威公の薨去に逢つた。彼れの悲みは深かつた。一時、飲食さへ咽喉に通らなかつたと傳へられる。そして義公は兄頼重に對する義理を思ひ、頼重の一子、松千代を以て、その繼嗣とし、名を綱方と改めさせ、尙ほその弟綱條をも引取つて養つた。

爾來、義公は寛文十一年、四十五歳の時、史局(彰考館)を小石川邸に移す頃迄は主として藩政

改革に力を注いだ。彼れは、天下を治める大器で、一藩の政治に當ることは、牛刀を以て、鶏を割くにひとしかつたであらう。けれども義公は、熱誠を以て事に當り、或は殉死の制をやめ、或は葬祭の法を定め、或は佛僧らの墮落を戒め、或は寛文九年の大旱に當つて、窮民を助けた。その他、延寶五年、大能村に牧場を開きた如き、元祿元年、大船快風丸を作つて、蝦夷探檢事業を起した如き、義公の政治上に於ける活動の一端を示してゐる。

義公が一生中、最も力を注いだのは「大日本史」である。當時、小石川邸に彰考館が出来た頃から、義公は徹底的に史料蒐集を始め、日本全國に使臣を派遣して努力した。その書寫、整理にも十分手を盡し、臣下に命じて「古簡雜纂」「花押藪」「諸家系譜」などを編ましめ、分類、統合して、一切を可なり科學的に研究する態度を執つた。

それから日本に關する記述を爲した支那の史料をも採録して、遺漏なきやう注意し、全體に互る索引及び内容目録の類をも作つた。さうした努力の賜物として、高野山文書の發見により、長慶天皇の御事蹟をほぼ明かにすることが出来たのである。

義公の苦心と努力

それと共に、義公は各方面から有力な學者文士を招聘して、「大日本史」編述の進行を計つた。彼れが彰考館員を選択、採用する方針は、頗る寛大で、何らか一長所があれば、それで満足した。義公が大井松隣を採用したとき、藩中の朱子學派の人々は、松隣が伊藤仁齋の門下で、古學派だからといふので、強く反對したことがある。ところが、義公は、「才學ある以上、古學派であらうが、何であらうが、少しも毛嫌ひすべき必要がない」と云ひ、氣にかけなかつた。従つて一時、佛教に傾倒した森徹塾の如きも亦義公に用ひられた。

かく義公は、史臣に對して寛大で同情が深かつたところから、その待遇についても亦心をつくし、修史事業の費用として八萬石に相當するものを充當した。水戸は、二十五萬石乃至、二十八萬石の所領(公稱三十五萬石)を有すると云はれたが、それも瘠地で、三家中、尾張・紀伊にくらべると、當時から餘り財政が豊かでない。而も義公は、その三分一に近い収入を全部、修史のために費した。従つて編輯員に對する俸祿も、義公在世中は概ね手厚く、二百石以上のものが十餘

人に上り、最高は四百石に至つたのである。

それに義公は「大日本史」編述を親しく總裁し、一々、原稿を見、時に朱筆を加へることがあつた。蓋し義公は詩人、學者としても優に一家を爲したので、一字一句、苟もしいといふ熱心さで、かの有名な三大特筆も主として義公の創意によるのである。かく名實共に總裁として重きを爲し、元祿十年には、「百玉本紀」を脱稿するところ迄進行した。

義公の尊皇精神は、かうして「大日本史」の上に結晶したが、尙ほ彼れは、皇室に對する尊崇の情熱を機會ある毎に發露した。延寶三年、四十八歳の時には、勅題「雪朝遠望」について律詩三首を上り、同八年、五十三歳の折には「扶桑拾葉集」を獻じ、翌年、詩五十首、歌五十首を上つたのである。

天和元年、義公は、靈元天皇の詔により、謹んで「鳳足硯銘」を拜草して上り、御嘉賞の榮に浴して、御宸翰を賜つた。それには、「武を備へ、文を兼ねて、絶代の名士なり」との御言葉があつた。その時代、義公は豫ねて朝廷の儀式、典禮を明かにするために、「禮儀類典」の編述に歲月を重ねたが、貞享三年、これを完成して、朝廷に獻じたのである。かく義公は、事毎に尊皇精神

を表明して、忠道にいそしみ、且つ元祿五年には大楠公の佛を慕つて、湊川に「嗚呼忠臣楠子之墓」と題する記念碑を立てた。この舉は、一般士民に忠道の眞意義を知らしめるについて與つて力があつた。かうして義公は種々意義ある事業を爲して、元祿十三年、七十三歳で薨じたのである。彼れには逸話、逸聞が多く、「水戸黃門」として講談の上に誇張した映像が傳へられてゐる。

○義公遺著

○常山文集(二十卷) ○常山詠草(五卷) ○西山隨筆(二卷)

○義公編述

○大日本史(二百四十三卷、刊行は嘉永四年) ○禮儀類典(五百十四卷) ○扶桑拾葉集(三十卷、目錄一卷) ○續扶桑拾葉集(十五卷) ○釋萬葉集(五十二卷) ○古萬葉集(十卷、目錄一卷) ○神道集成(十二卷) ○續神道集成(十三卷) その他。

○校刻物

○校正日本書紀(三十卷) ○校正續日本紀(四十卷) ○校正續日本後紀(二十卷) ○校正文德實錄(十卷) ○校正三代實錄(五十卷) ○校正古事記(三卷) その他。

第三 水戸義公の半生

容貌秀麗の神童

寛永四年のことである。

水戸威公(徳川頼房)の夫人が、ある夜、不思議な夢を見て、それを威公に話された。それは、かうである。

ある時、碧瑠璃のやりに晴れわたつた空を仰いでみると、一天、俄かに掻き曇つて、電光、鋭く閃き渡り、雷鳴は天地をゆるがすばかり、雨は盆をくつがへした如く降りそゞいできた。と見ると、忽ち黒雲の間に大きい龍の姿が現はれて、巨眼、たちまち夫人の眼を射たかと思ふと、すうつと夫人の懐に飛びこんだのである。

「あッ」

夫人が驚いて、われと、わが聲に眼を醒すと、枕もとの行燈の火影が幽かに揺れてゐた、といふ。

間もなく、夫人は懐妊つた。

かうして翌、寛永五年六月、生れたのが水戸義公(徳川光圀)である。

義公は、故あつて、老臣三木仁兵衛の家に預けられ、五歳になつて、はじめて城中に迎へられた。

その頃から、神童といはれるほど、なにかにつけて優れたところがあつた。容貌も極めて氣高く秀麗であつた。

x

x

x

義公六歳の初夏である。

藩の附家老、中山備前守(信吉)が三代將軍家光の内命を受けて水戸へ來た。それは、諸公子のうちで、後嗣となるべき方を秘かに物色するためであつた。

備前守が諸公子の前に出ると、義公のほかはいづれも黙つて、溫和しくしてゐた。ところが、

義公は、元氣よく、

「爺やよく來た」

と聲をかけて、手に持つてゐる鬘斗を彼に與へた。

やがて備前守が威公に挨拶して退出、休息してゐると、そこへ望月庄左衛門が義公の使として側に来て、美しくて小さい白石と赤石を備前守に手渡し、

「これは、若様が平生、座右から少しも離されぬ御秘藏の品でございますが、爺やにあげると仰せられました」

と傳へた。

この可憐な小公子の真心に備前守は、覺えず嬉し涙を流した。」

翌日、その禮に伺ふと、

「今回の下向は大儀ぢやつた」

といつて、つか／＼と備前守の前にゆき、その膝に乗つて、ちつとなつかしさに、その顔を見上げた。この印象がいつまでも備前守の眼に残つてゐた。

彼は、江戸に歸ると將軍の前で、義公が世子として一番ふさはしい旨を言上したのである。かうして、公は六歳のとき、すでに威公の世子となることに定つた。爾來、公の地位は急に重くなつたのである。

x x x

その翌年、義公は父に伴はれて、小石川藩邸の後園にある櫻馬場へ出かけた。そこで死刑囚の斬首されるの場所を見た。その物凄しい様子は公の眼に沁みだ。

それから夜に入ると威公は突然、義公を呼んで、一つの用事を言ひ附けた。

「御苦労ぢやが、今日晝間、馬場で見た罪人の首を、こゝまで持つて來て貰ひたい。どうぢや行けるか」

父からかういはれると、公は少しもためらはず、

「直ぐ出かけます」

と答へた。そこは御殿から四丁ばかり離れて、大樹が生ひ茂り、白晝でも暗いところ、それに路が狭く、水の流れなどあつて、もの淋しく、女や子供らは、まるで寄りつかぬ場所である。

それで、老女、腰元たちは義公の潔い返事を聞いて、ひどく胸を痛めた。「あんな恐しい場所へ出かけられたら、いかに氣の強い若様でも、青くなられるにちがひありません」

と囁き合つてゐた。

近臣の中に

も、二三人公の身を心配して、そつと公の後を追うた者があつた。

義公幼時の自筆

山高水長

ところが、公は一向、平氣で、しかも、しつかりした歩みを續けて、次第に馬場に近付いた。やがて、目的のところへ來る

と、四邊は眞暗で、腥い風が、ひやりと頬を撫でる。

それでも公は落著いて手さぐりながら鼻し首を探りあて、元氣よく、それを提げて歸らうとした。

が、中々重い。仕方なく、髪を引きずつて途中、時々、息を休めつゝ御殿の方へ引返した。ほどなく梟し首を父の前近く持つてくると、威公の面には満足の色が見えた。

威公は、世子の膽力を試すために、こんな用事を命じたのであるが、義公の、この優れた沈著さを見ると、

「流石にわが子ぢや」

とそつと心に喜んで、褒美に脇差を與へたのである。

優れた膽勇と負けじ魂

その後、ある時、威公は突然、公に一つの難問を投げかけた。

「今、自分が戦場で奮闘したとする、その際、自分が重い手傷を受けて倒れたら、卿はどうするつもりか。自分を助けつゝ引返すか、それとも留つて尙ほ戦ふか」

かう問はれて、義公は、ちよつと考へたが、すぐに次のやうに答へた。

「若し、仰せのやうに、重い手傷を受けられたならば、私は、その上を乗り越えて、尙ほ十分に

敵と戦ひまする」

この答へに威公は至極、満足さうに快く、うなづいて見せた。

×

×

×

その頃、義公の勇氣は年と共に發達した。

十二歳の夏のこと、公は父に隨つて、隅田川のほとりへ出かけた。河水は赤く濁つて渦を巻き、川上からは飢饉年の犠牲となつた數多の死骸が、ぶく／＼浮いて来る。

「どうぢや、泳げるか」

威公は、かう聲をかけた。

「泳げまする」

義公は、いつものやうに元氣よくいつた。

「では一つ泳ぐがよ」

この威公の言葉を聞いて、近臣たちは、ひどく心配した。

「こんな際は危険でござります。若し若様の御身に間違ひがござりましたら……」

かういつて頻りに留めたが、元來、剛勇な威公は耳を假さない。やがて義公を小舟に乗せて西の岸まで渡らせ、東の岸へ泳ぎ歸るやうに命じた。

義公は、躊躇なく衣をぬいで濁水の中に飛び込んだ。

折柄、はげしく臭氣を發散する死骸が、いくつとなく公の身近く流れて來た。公はそれを押しつけて、抜き手を切つて勇ましく泳いだ。が、餘りうるさく死骸にぶつゝかるので、今度は、その下を潜りぬけて泳いでゆく。

もう、その時は半ば以上の距離を泳いだので、威公も忽ち川の中へ飛び込み、公を出迎へながら次第に岸の方へ誘導した。

ほどなく岸へ落くと、義公は一時に疲れを覺えたらしく、ぐつたり横になつて暫く動かうともしなかつた。その姿を威公は、満悦さうに見やりながら、

「感心ぢや、よく泳いだ」

といつて、褒美の印に、また脇差を與へた。それを見ると、義公は急に元氣づいて、むくりと起きあがり、その脇差を推し戴いた。といふわけは、その頃、義公が氣に任せて時々亂暴の振舞

があるところから、佩刀禁止となつてゐたからであつた。

x x x

後年は、ひどく文學を愛した公も、この時分は武張つたことが好きで、貴公子にふさはしくなほど我武者羅に振舞つたことが多かつた。

話は少し廻るが、これは八歳の時、ある日、俄かに兄頼重に向つて、相撲を取らうと挑んだことがあつた。

「相撲はいやだ。劍道か柔道でなくては……」

溫和な頼重が、かういつても公は聴き入れない。

「御兄上、相撲は、そんなに、つまらぬものではありません。一つ試して御覽なさい」

と義公は切に勸めてやまない。元來、兄の頼重は六つ年上の十五歳で力も強い。その上、柔道の心得もある。公は一向そんなことを考へず、

「是非、取組みませう」

と頻りに迫つた。頼重も仕方なく、

「それでは……」

といつて漸くこれに應じた。それと見て義公が勢ひよく突かゝると、頼重は、ちつとして、思ふ存分に取組ませた。

「それで、もう宜いか」

「はい」

「では投げるよ」

「投げられるものか」

義公が固くなると、頼重は一つ身を捻つた。すると公は忽ち投げられたのである。が公は屈しない。

「もう一番だ」

と叫んで、また突かゝつた。すると今度も見事に投げ付けられる。それでも引込まずに三度目に取組むと、また負けた。それでも、平氣だったのである。

相撲に負けた公は、今度は新たに兄に劍術を挑んだ。



兄は言下に承知して共に馬場へ出た。やがて試合をはじめると、義公の竹刀は、中々鋭さを見せて、とき／＼、頼重の虚隙を衝いた。けれども、頼重は、一向、それを認めない。

「まだ／＼負けてゐない」

といつたので、義公は、不満だつたが、その日は、勝負なしにして別れた。

その後、義公は例の馬場へ行き、今度は馬上で兄と試合ひをした。その際、公は不意に竹刀を投げ捨て、咄嗟に頼重に組み付いたところから、雙方の乗馬は馳せちがはうとして、二人一緒に落馬しさうな工合になつた。之に氣附いた頼重は狼狽へて懸命に、

「危／＼」

と聲をかけた。が、公は尙ほ組み付いて離れぬので、頼重は忽ち俯向き加減に馬から落ちた。續いて、それへ公も落ち重つたとき、

「首を搔くが、どうです」

といふと、頼重は、到頭、兜をぬいで、

「痛い／＼、もう降参した。早く離してくれ」

と再三いつたので、公は凱歌をあげるやうにして、はじめて兄の身邊から離れたのである。こんな風に、公は一時は亂暴に流れて、少し常軌を逸したことがあつた。

尊皇精神から大日本史の編述へ

然し、十八歳の頃から、すっかり眞面目になつて、和漢の學問を日夜勉強した。

その頃のことである。公は、はじめて支那の司馬遷が書いた「史記」を讀んで、伯夷・叔齊の傳記に深く心を打たれた。それは、弟の叔齊が父に深く愛せられて、君位を繼ぐやう命ぜられたが、悌の道を守つて兄に譲り、兄も亦、父の言葉を重く見て弟に讓歩したといふ美談である。義公は考へた。

「自分は、父の命によつて兄を越えて世子となつたが、それは悌の道に背くことだ。もし、できるなら自分は當世から逃れて、兄上にあとを譲りたい」

かく「史記」から教へられて感動したことが、やがて、「大日本史」を編述しようとする動機の一つとなつたのである。

かうして三十歳になつたとき、義公は、かねての素志により、駒込の邸に史局を開いた。その際、儒臣人見卜幽・辻端亭らを呼んで、

「『よよよ』『日本史』の編述をはじめたいが、兩人の考へはどうぢや」

といつた。二人は、その至難を説いて公に思ひ留るやう、切に勧めた。

「この舉は眞に當代の盛事と存じます。然し六國史以後、役立つべき著述に乏しく、根本資料も中々、手に入りかねます。それに當今の學者たちには、史筆に長じたものが極めて少く、適材を得ることが、むづかしくござりますから、遺憾ながら成功は、覺えないと存じます」

公は、さういふ言葉を聞きながらも、それに従ふことが出来ぬと考へた。その時、公の眼には、曾て思想上の指導を受けた尾張敬公（徳川義直）の姿が浮んで來た。

敬公は、尾張の藩主で義公の叔父である。彼は早くから日本神道を尊敬し、また尊皇のため日本歴史を編述する志があつた。それで一つの新しいプランを立て、稿本を作つたが、未完のまま刊行せず世を去つたのである。

義公は、平生叔父の仕事に心から共鳴し、叔父を尊敬してゐた。

それで、敬公が歿すると、義公は深くその死を悼んだ。それと共に、

「自分は、叔父上の遺業を全うしたい」

といふ希望で胸が一杯になつた。

「この啓蒙期に當つて必要なのは國史である。理窟の上から大義を説いたり、尊皇を主張したりしても、容易に國民の耳には入らぬ。この大義、この尊皇を發揚するには、具體的な事柄を第一に示さねばならぬ。この役目を全うするには、國史を編述するのが一番、近道である」

公は、深くかう信じた。それで成功を危ぶむ人見・辻の二人に向つてかういつた。

「いかにも御身たちがいふやうに、修史の事業はなかなか困難である。然し、それを氣にかけて最初から躊躇するのは誤りであらう。至難な仕事ほど、人一倍苦しいだけに、興味が湧くのぢや。自分は一旦修史の決心をした以上後へは引かん。先づ土臺となるべき史料をあつめてゆかうと思ふ」

義公は眞剣だつた。

その勢を見ると、人見・辻らも、もう反対はしなかつた。が、自信のなさ相な顔をして黙つて

了つたのである。

當時水戸には、前記の人々を合せて六人ばかりの儒者がゐただけで、眞に適材ともいふべき學者はをらなかつた。

しかし義公は失望しない。その澄み切つた雙眸には、新しい希望の色が動いてきた。

「修史の大業をはじめるとしては、もつと、圖抜けた人材を天下に求めねばならぬ。關西の地は、早く文化が開けて現在も立派な學者がある。その人々を厚俸を以て迎へるなら、よし仕事は、むづかしくとも、漸次相當の能率をあげてゆくことは必然ぢや」

義公は、かう考へたので、史局の一室で、いろ／＼のプランを、それからそれへと胸に描いた。

折柄、春の風が柔かく残りの梅花を吹いて芳香があたりに漂うた。

父威公の死と襲封前に示した義公の眞心

その後、一時、水戸へ歸つてゐた義公が一年振（寛文元年）に江戸へ出ると、間もなく、父威

公重態の急報に接した。公は、且つ驚き且つ悲しみ、七月十七日、江戸をあとに、晝夜兼行で水戸に下向したのである。

公は、歸城すると、直ぐ父の居間に赴き、

「只今、歸藩いたしました。父上、御氣分は如何でございますか」

と見舞の言葉を述べて、氣遣はしさうに、ちつと父の顔を見守つた。その際、威公は割合に元氣な様子で、

「別段、心配することはない。追々恢復するであらう。今日は卿の元氣な様子を見て、殊に氣分が宜し」

といつた。

それ以來、義公は晝夜、父に侍して、看護に力めたが、その後、病勢は、思ひのほか悪化して、侍醫たちの苦心も效を奏しない。一時元氣らしく見えた様子も次第に衰へ、食慾も減る一方であつた。

時に七月二十八日のことである。

威公は、もう助からぬと覺悟したと見え、死後のことについて遺命した。

「これは、豫ねてから思つてゐたことぢやが、藩主が歿すると、その恩顧のものが殉死するのは、どうも古い囚はれた考で時勢に適せぬ。それ故、自分の死後、固く殉死することを禁じてほしい」

この言葉を聞いた義公は、心から共鳴した。

「委細承知いたしました。殉死の儀は、今後、絶対に禁止致します」

と答へたので、威公は安堵した。かうして翌二十九日、靜かに、最期の呼吸を引き取つたのである。

義公の悲しみは深かつた。一時は、湯茶さへも咽喉に通らぬほどで、寢ても醒めても父の俤を忘れることが出来なかつた。さうした間にも義公は亡父の遺命を寸時も忘れず、早くから殉死の覺悟でゐるといふ眞木隼人の家を突然、自ら訪問した。

隼人が恐縮して出迎へ、恭しく一禮すると、

「今日來たのは他のことでもない。聞けば、卿は殉死の決心をしたさうぢや。それは忠義の心か

ら出たことで、志のほどは諒とするが、實は固く遺命があつて、絶対に禁ずることゝ相成つた」
 かう義公が嚴かに諭したので、隼人も、その深い決心を諷すことにした。それに續いて、義公は、殉死の禁令を藩士に傳へ、十餘人の臣下から願ひ出た、殉死を頭から斥けてしまつた。それは、威公の慈悲深い心を徹底させたためであつた。

その後、葬儀が滞りなく済むと、義公は、將軍家綱の命により、八月九日、江戸へ出た。やがて家綱に謁した後、いよいよ十九日に、家督相續の命令が臺使により義公に傳へらるゝことゝなつた。

その前日（十八日）義公は、兄頼重その他諸弟に旨を傳へ、亡父威公の靈前に一同集つたのである。時に、義公は、固く決心した様子で兄に向ひ、

「兄上、明十九日、將軍家の御使が來邸さるゝといふ内達がございました。それは、定めて自分に襲封の臺命を傳へらるるためと存じます。それについて、この際、兄上は是非、聞いて戴きたい一事がございます。元來、私が弟の身でありながら、先君の命により、順序を越えて、世嗣となつたことは、平生、深く心に恥づるところで、先君在世の時に、是非、辭退いたしたいと存じ

遁世を志しました折さへござりました。然し父子不和のため突然家出したなどいふ誤解も起らうかと思ひ悩みつゝ今日に至りました。ついでには、この際、兄上の令嗣、松千代殿を自分の子として迎へ、後を嗣がせたく存じますから、是非共、御承諾願ひたい」と、はじめて心の底を打明けた。

この言葉を聞いた頼重は、亡父威公の意志を尊み、重んずる心から、

「志は有難いが、それは、大切な事柄で、この場合、すぐに厚意を受けるのは、どうかと思はれる。改めて他日の事にいたしたい」と

といふ意味を述べ、固く辭退した。が、義理・人情の上から、かうと思ひ入つて、いひ出した以上、義公も後へ引くことを好まない。若し兄頼重が自分の心持を素直に受け入れてくれないとすれば、水戸二十八萬石の領主となるよりも、遁世した方が遙かによい。かう迄、義公は、唯一筋に考へてゐる。

それで、公は尙ほ言葉をつくして、再三、頼重を動かさうと力めた。が、頼重は、謙遜な態度で、只管辭退の意味を繰返すのみだつた。

「かく迄申上げても、兄上に於いて御聞き入れなければ、私にも覺悟がござります。明日、臺使が見えましても、私は固く襲封の儀を辭退いたすよりほかに道がござりません」
かういつて、義公はツと座を起つてしまつた。

眞の忠孝に生きる道

雨となるか、風となるか。形勢すこぶる穩かでない。

この光景に深く心を痛めたのは、頼元・頼隆らの諸弟である。

諸弟は、義公が兄を越えて、世嗣となつたのを、平生心苦しく思つてゐることをよく知つてゐた。承應三年、義公二十七歳の時、父の命によつて、近衛前關自信尋公の女を夫人に迎へたときも、自分の世嗣には、兄頼重の子を選ぶといふ旨を最初から夫人に告げたくらゐである。

それ故、義公の志が頼重の受け容れることにならぬとすれば、大きい波瀾は免れない。

「兄上、只今申されたところは、深い眞情と餘程の決心とから出たのでござりますから、この際是非、御承諾なるやう、私から御勧めいたします」

「若し兄上に於いて、どうしても御承引なければ、一家の大事となることを免れませぬ。この際、すべて圓くをさめますやう、快諾なさるよりほかに道がござりません」

交る／＼諸弟が熱心に頼重に勸告してやまないで、頼重も、それ以上、自分の考へを固執することが出来なくなつた。

かうして、彼の長子松千代が、義公の世嗣となることに定まると、義公は、はじめて晴れやかになつて、心からこれを喜んだ。

やがて、八月十九日、義公は臺使を迎へて襲封することゝなつた。時に年三十四である。

義公が藩主となつて以來、第一に示したのは、尊皇の精神である。當時、毎年三月、朝廷から勅使を江戸に派遣せられ、將軍家に向つて正月の祝辭を述べられる序に、尾州・紀州・水戸の三家をも訪問され、天皇より大刀を賜ることになつてゐた。

その際、尾・紀・水之三藩は、いづれも答禮のため、各家老を藩主の代理として、勅使の御宿に出向はせるのが常例だつた。それについて義公は、豫ねてから、藩主自ら之に赴かぬといふ不敬の點に心付き、何とかして、自分の代になつたら、これを改めたいと思つてゐた。

それで寛文二年四月、義公が藩主として第一回の春を迎へたとき、勅使が水戸藩邸を訪はれると、義公は深くその光榮に感激し自ら勅使のをらるゝ傳奏屋敷を訪うて、御禮を言上することに定めた。

「在來、三家の執つて來た態度は、君臣の大義から見て極めて畏れ多い。尾州や、紀州では、どうするか知らぬが、自分は、これまでの恆例を破つて、自身、御禮申上げねば氣が済まぬ」
義公は重臣らに、かう旨を傳へて、その用意を命じた。

程なく、勅使が立ち歸られる時、義公は鄭重に玄關まで出て、見送つた後、禮裝の長袴を著け、勅使の駕籠が動き出すと、自分も、そのあとを追うた。かうして義公が傳奏屋敷へ著くと、伺候の旨を申入れ、玄關の下敷に慎み深く、手を突いて、優渥な天恩を拜謝したのであつた。

爾來、水戸では、代々の藩主が必ず自身、御禮に伺候することゝなつた。

義公の尊皇は、ひとりこゝに留らなかつた。寛文二年正月元且を迎へたとき、義公は祖先の靈廟を拜する前に、「一天萬乗の大君を遙拜し奉らねばならぬ」といつて、朝早く、齋戒沐浴の後、直衣を著け、謹嚴な態度で跪きつゝ京都の方を伏し拜んだのである。

「天皇は自分らの御主君であり、將軍は自分らの本家である。この本家を輔けて、天皇に誠の心を捧げるところに、忠孝一致の道がある。それ故、自分は年頭に當つて何を措いても、第一に帝都を遙拜するのである」

かう義公は、腹心のものに語つた。

義公の尊皇は、一つは、父威公に負ふところがあつた。威公の在世中、彼は寛永五年以來、ずっと續けて、水戸名物といはれた那珂川の初鮭を朝廷と幕府とに献上したのである。當時は、幕府の威光が輝いた最中であつたから、諸侯の大半は、將軍家のみを眼中に置くといつた場合だつた。さうした時代に威公が初鮭を朝廷に献上したことは、全く例外とされたくらゐである。

それから義公は將軍家に對しても、誠の心を盡し、平生、家康を祭つた日光廟を尊敬して、雨につけ、風につけ、自ら手紙で、その安否を日光にゐる幕吏にたづねることを怠らなかつた。

水道敷設と風教革新

義公が最初、藩主として、封内を巡視したのは、寛文三年十月のことである。

天下の副將軍といはれた義公は、その時分から非常な節儉家だつた。その着用した頭巾は、いかに古びても取りかへたことがなく、平生の食事は一汁一菜で満足するといふ風で、その居間の天井や壁にはすつかり反故紙を張り用ゐた。

が、義公は決して物惜しみをする人でなく、出すところへは氣前よく出した。襲封の後、公は、幕府の許しを得て、その弟頼元・頼隆の二人に各二萬石を領ち與へて、諸侯の列に入らしめ、尙ほ房時・頼雄・頼時諸弟らにも、各三千石を給與したのである。そのほか、威公の遺した珍しい道具や立派な器物は、すつかり五人の弟たちに領ち、自分は何一つ、手にしなかつた。

かうした氣象であつたから、最初、封内巡視のときも、士民に對して、何か記念となるべき置土産をしたいと考へた。その結果出來たのが當時、最も至難とされた水道の施設である。

一體、水戸の繁昌は威公の時に始まり商人らの住宅地として、濱田といふところを埋めてこれを田町と名付けて以來、活潑な商況を見るやうになつた。ところが、その邊の水質が悪くて、飲料に適しない。住民は、これがために少からず苦しんだので、威公の時、吉田の池水を引いて、良い水を供給しようと企てたことがある。が、威公は、その目的を達せぬうちに卒去してしまつた。

義公は、威公の遺志のあるところを能く知つてゐたので、ことに、田町の商人らのために新しく水道を敷設することに定めた。そこで當時、水戸藩に聘用した關流算術の名人で天文學、地理學にも通じた平賀保秀を召出して、彼の意見を求めた。

「今回の御企ては、誠に市民のため結構の事に存じます。私の考へでは、綠岡村にある笠原山を以て、水源地となされるのが一番適當と信ずるのでござります。四邊は極めて静かで、空氣清く、樹木が生ひ茂つてゐて、玉のやうな清泉が湧き出てをります。その泉の水は甘くて、味が宜しく、飲料水の上乗なものでござります」

保秀が實地踏査の上から、かう言つたので、義公は、その意見を用ゐることとし、いよく水道敷設に當るについて、奉行望月五郎左衛門、添へ役三宅十衛門らに協力を命じた。五郎左衛門はその頃「智慧望月」といはれ、頭腦が優れてゐた。

それは、當時、空前にちかい難工事であつたから、度々、その困難を義公に説くものがあつたが、義公の決意は固い。それについて水道を引く前、先づ地勢によつて、高低を計らせたり曲直

を調べたり、いろ／＼苦心を重ねた。その水は、樹木のあるところに沿うて作られた地下の溝を穿つて流れるやうにし、濁流や汚水が全く這入らぬやう、十分の用意をした。それには、非常の手数がかゝつた。

かうして、その噴水口には青銅製の龍頭を装置し、水源地の左側には、一茶亭を設けて、漱石所と名附けた。この漱石所には、義公自ら作つた制札を出したのである。それには、こゝに遊ぶものゝ亂行を禁じ、流れる水の上へ酒盃を浮べ、食用の果物などを浮べるのはよいが、水を汚すやうなことをしてはならないと親切に記されてあつた。

この水道施設の出来上つたのは寛文三年十二月のことである。そのために雇ひ入れた工夫の数は、二萬六千人に上り、総費用は五百五十兩に達した。

當時、市民は、これを笠原水道といつたが、その水は、仙波湖の南岸を迂回して、下市藤原町、七軒町から本町通りまで續き二千九百五十八間の長さに及んだのである。これによつて、田町に住むものは、いづれも濁水を飲用する苦痛から救はれ、

「こんな良い水はない。これも皆、殿様の御蔭、有難いことだ」

といつて喜び合つた。

一體、義公は、何處までも、父威公の遺業を尊重して、襲封後、三年の間は、自分の新しい行き方をするといつたやうなことは、大てい、差控へてゐた。従つて、第一回の入國のときは、家臣の忠言を求めたり、新しい人材を要路に据ゑたりしたほかに、別段、目ざましい改革もしなかつた。その置土産といつた水道敷設などが、特に目をひくくらゐのものである。

が、寛文五年、第二回目の入國をしたときは、社寺改革の上に、思ひ切つたことをした。それは、この方面に、いろいろの弊害があつたからで、義公も、それをちつと看過して置くことが出来なかつたからである。

その時分、水戸藩内には、淫祠の類が無暗に殖え、また小さな俗寺が到るところに出来た。この小寺の僧侶は、大てい無學で、邪智に長けたものが多く、市民から金を搾り取ることばかり考へてゐた。それに淫祠では迷信を煽り附け、風俗を紊すことが少くなかつた。

これがため、由緒ある古寺や名刹が次第に廢れゆく有様で、神道も、佛教も、純粹の生命を喪ふやうになつて來た。

「これでは、風教上いろ／＼の弊害を續出するばかりである。市民教化のために是非とも改革を斷行しなければならぬ」

義公は、かう考へたので、山縣源七・北原甚五衛門の二人を寺社奉行に任命し、そつと綿密な調査をさせた。その報告書が出来ると、それを本として、義公は、風教上、有害だと見た淫祠三千八十八社を廢め、小寺九百九十七箇寺を取り潰し、品行の悪い僧侶三百四十四人に向つて殿しく遺俗を命じた。

「どうも、今度の殿様は、思ひ切つたことをされる。これでは自分たちが生きてゆけな」
かう悪僧らは言ひ合つて慄へ上つてしまつた。

母おもひの義公

悪僧や賣僧が根こそぎに小氣味よく一掃された後の水戸には、大風一過した後の静けさに似て、迷信に囚はれた人々が、すつと減つた。

それから木枯が強く吹いて、空が眞青に澄み切つた或日、(寛文五年)、義公は、寺社奉行の山

縣、北原の二人を手もとに呼びよせ、かねて企てゝゐた宗教革新のことについて思ふところを傳へた。

「今度の一件は、自分に取つて、宗教革新の第一歩ぢや。これから、まだ／＼いろ／＼の新しい施設をしなければなるまい。それについて、卿らに言つて置きたいことがある。一體、自分は、どの宗教に對しても愛憎はない。唯佛教は佛教らしく、神道は神道らしく、儒教は儒教らしくあつてほしいのぢや。ところが、卿らの見るやうな有様ぢやから、あんな思ひ切つた荒療治をしたのである」

義公は、自信に満ちた調子で、かういつて、更に言葉を次いだ。

「あゝして、悪僧どもを始末した上は、佛教の醇風を發揚するために、名僧、智識を招じなくてはならぬ。これについて、自分はいろ／＼考へてゐる。それから、在來の神佛混淆は、どうも宜しくない。昔からの遺風で、致方がないと思ふものもあるやうぢやが、それにしても、僧侶が神事を掌つたり、神社に佛像を祀つて置いたりするのは宜しくない風習ぢや。且、神事は、神主が専らこれに當るべきで、神社建築のことなども古制によるのが至當と思ふ。自分は、この點につ

して、今まで打捨て置かれた不純さを取除きたい。卿らも、篤と考へて、この改革の精神を貫くやうにしてほしい」

この時、義公の眉のあたりには、強い決心の色が鋭く動いた。

「仰せの趣、謹んで承知いたしました。殿の御精神によりまして、甚だ微力ながら、私らは改革の手を進めるでござりませう」

山縣、北原の二人は、かう熱心に答へて、飽くまで義公の宗教改革の事業を補佐してゆくことを盟つた。

「では、いづれ後日、自分の具體案を授けよう。自分は、唯破壊ばかりを好むものではない。意義のある建設に力めたいのぢや」

義公は、尙いろ／＼平生の所信を告げた後、著々、改革の歩みを進め出したのである。

當時、義公は、神道・佛教・儒教などを同じやうに尊んだ。少しも一方に偏つたことがない。そして父威公が平生、敬神の念に厚かつたところから、早く神道の旨を知つたが、また生母の實家谷氏の関係から、自然日蓮宗にも近づいた。谷氏は熱心な法華信者で、日蓮聖人の教と人とな

りを深く敬慕し、常に「法華經」と聖人の遺文とを讀誦した。

それで、始終、生母に對して、深い孝心を抱いてゐた義公は、その信仰を心から重んじ、よく、これに仕へて、その心持を了解した。そのうち谷氏が、威公の歿後、四ヶ月目に五十九歳（一説に五十七歳とある）で卒去すると、義公は、ひどく悲しんで、飲食も咽喉を通らぬほどだった。

「自分の今日あるは、母上の愛撫に負ふところが多い。これより、及ばずながら、思ふやうに孝養を盡さうとしてゐた折柄、亡くなられたのは實に残念ぢや。古人の、樹靜かならんと欲すれど風止まず、子養はんと欲すれど親待たずの歎きをなした心持が、今更、身に沁みるやうに思はれてならぬ」

義公は、ありし日の氣高く、美しい母の佛を胸に描き出して、頻りに、追慕の情に沈んだ。かうして公は、亡き母君に靖定夫人と諡して、その葬送の日には、特に甲州身延山から住職日奘を導師として招請し、深くその冥福を祈つた。その際、日奘に請ひ、母君の法號を久昌院と定めたのである。

その後も、義公は、喪中、追善のために、一室に閉ぢこもつて「法華經」一部を自ら手寫し、また、すつと以前、母君が懐胎中、身をよせてゐた三木仁兵衛方の庭に、梅の實を植ゑたのが、後、すく／＼生ひ立つたのを、亡母の記念として愛護することとした。この梅は、公誕生の年、はじめて、芽を出したので、誕生梅ともいひ、公は、この梅の木のもとに立つ毎に、生母の慈愛を思ひ出して、なつかしんだのである。

義公の母思ひは、ひとり、唯これのみに留らなかつた。その時分、故人への追善として、寺を建てるのが一番、功德になると信ぜられたので、公は、亡き母君の法華信仰を思つて、延寶五年、その遺骸を瑞龍山（太田町にあつて水戸家累代の墓地）に改葬した際、附近に久昌寺（亡母の法號にちなむ）建立のことを定めた。

その所在地、稻木は幽邃なところで、松風の聲に心耳を澄まし、四季をり／＼の花弁に眼を慰めるといつたやうな閑雅な趣に満ちてゐた。寺の建築については、義公の心づかひによつて、唐式の殿堂をはじめ、經王殿・多寶塔・位牌堂・方丈・香厨・食堂・鐘樓・鼓樓・三門などを作り、その落慶式には身延から、寂遠院日通を迎へて、嚴かに讚佛供養をした。

かうして、久昌寺は、藩内第一の法華寺となり、別に檀林（學校）を設けて、宗内の新しい立派な人物を、そこで育てあげることゝした。この學頭となつたのは、本國寺の日輝であつたが、それ以來、この檀林からは續々、名僧を出した。

「今度の御寺は實に立派ぢや。水戸にも、新しい名所が一つ出来たね」

「殿様は、神道びいきかと思つたが、佛教にも御同情なされてゐる。流石に公平な御方ぢや」
士民たちは、こんな噂をした。

困難を排して宗教改革へ

その頃から、義公の宗教改革は新しい建設の方へも手を伸ばし出した。

「墮落した佛教界の宗風を一新するには、どうしても、四方から名僧を迎へて、それ相當の寺に置き、十分に優遇するの道を講じなくては、いけなう」

義公は、かう決心して、その實行に移り、巖船の願入寺には本願寺の瑛兼を迎へ、那珂の西寶幡院には、以傳を請じ、吉田の藥王院には、僧正良運を置いた。それから宮田の大雄院には連山

を、潮來の長勝寺には、大嶽を迎へ、常磐の天徳寺には、はじめ月坡を、後に明の禪僧心越を請じた。いづれも、一代の名僧、聖僧たちである。

中でも、天徳寺へ來た心越禪師は、禪宗の大立物だつた。彼は、明の杭州金華府の人で、名を興備、號を東阜といひ、八歳のときに出家した。それから朝夕、熱心に修行を積み、悟りを得たのは、三十二歳の頃である。その時分、支那の名所として聞えた西湖のほとりにある永福寺の住職となり、その名が漸く高かつた。ところが、運わるく明が亡びて、清朝になると、不満を抱いて支那をあとに、日本の長崎へ來た。

そこで、興福寺に留つてゐる折柄、義公は心越が詩文をよくし、書畫・琴曲・篆刻などにも巧みで、坐禪でも、第一流にゐる由を聞いた。それで、月坡が天徳寺を去ると、はるばる長崎まで、儒臣、今井魯齋を派して、心越を迎へようとしたのである。

當時、天下の副將軍と仰がれた義公が、水戸からわざわざ使臣を差出したといふことについて、心越は、深く感激した。が、彼は、まだ日本の風土に十分、馴れない。九州の地さへ、唯長崎附近だけを知つてゐるのみで、従つて水戸といふと、非常に遠い夢の國のやうに思つた。

「中納言様の御思召は、身に餘る光榮と存じますが、何を申すも、まだ、やつと長崎に落ちついたばかりで、吾ながら心もとないやうな氣がいたします。それ故、暫く御猶豫を願ひ篤と考へさせて戴きたう存じまする」

かう答へて、深く詫入つた。魯齋も差當り心越の自由意志にまかすよりほかはないと考へ、興福寺を去つた。

ところが、その後、心越の身の上に思はぬ禍が俄かに起つた。それを義公が救つたのが一つの縁となつて、心越の水戸行が定つたのである。

時に延寶七年のことだつた。漸く日本の風土に馴れて來た心越は、宗内の熱心な招請によつて旅に出ることとなり、長崎をあとに、山城の宇治にゆき、興聖寺に泊つて、優遇された。それから黄檗山や、京の南禪寺をも訪ひ、一流の名僧たちと禪談した。その際、彼の學問、詩文いづれも、鮮かにすぐれてゐることがわかつたので、人望が頗る増した。これを妬んだのが、黄檗宗の僧、鐵牛で、

「心越は、支那の廻はしもので、どうも、よくない心を抱いてをります」

といひ、その筋に向つて、いろいろ讒訴したので、心越は忽ち捕へられ、薄暗い一室に幽閉さるゝ身となつた。この有様を見た曹洞宗内の僧たちは、同情して、心越を早く救ひ出さうとしたが、思ふやうにゆかない。折柄、義公は、心越の奇禍を聞いて、心から同情し、

「それは、いかに、氣の毒ぢや。一代の名僧が何の罪もないのに、押しこめられたとあつては、支那へも聞えがよくなら」

といつて、すぐ幕府の老中に旨を傳へ、心越の潔白を固く保證したのである。かく副將軍といはれた義公が、あたゝかい言葉を添へて、釋放を求めた以上、冷かに、うち捨てゝ置くことが出来ない。やがて、心越は、事なく放免された。

「今度、自分が助かつたのは、全く中納言様の御蔭である。若し殿の口添へがなかつたら、自分は、無實の罪に苦しんで死んだかも知れない。この御恩は深く感謝しなければ相成らぬ」

心越は、かう沁々、思つたので、いよく水戸に赴く決心をした旨を、義公のもとに申し送つた。義公は、この名僧を藩内に迎へることを、ひどく喜び、遠く使者を派して、心越を江戸に迎へた。それは天和元年のことで、その翌々年、心越は、水戸に赴いて、優遇され、やがて元祿四

年に天徳寺に入つた。

神道を正しく活かす

こんな風に、義公は、諸方から名僧を迎へ入れて、宗風を一新したが、一方、神道振興のためにも、少からぬ力を注ぐことになつた。

時は、寛文七年初冬のことである。

ある日、義公は、寺社奉行を呼んで、神道復興のため、士民の崇敬をあつめてゐる吉田・靜兩神社を修築すべき命令を與へた。

「卿らも、かねて承知してゐるやうに、神道を振興することは先君の御志ぢや。それについては神社の組織を復古することが一番肝要である。先づ、この點に於いて、神社に附屬する坊主どもを追つ拂ひ、社内に祀られた佛像を一切取り去りたい。それから進んで、由緒正しい吉田・靜兩神社を改築、新修し、全く面目を一新せねばならぬ。卿らは、この旨を心得て、萬難に屈せず、改革を斷行してほし」

かういつて、義公は力強く寺社奉行らを勵まし、純正神道を復古する旨につき、いろ／＼訓示したのである。

その時分、大ていの藩主は神佛混淆に無頓着で、神社内に社僧がゐたり、神祠に佛像を置いたりしても、一向、咎めずにゐた。中には、この不純さに心づいたものもあつたが、僧侶の反對を面倒がつて、つい、その儘にして置くといつた工合だつた。が、義公は、さうした生ぬるいことが何よりも嫌ひで、一度かうと思ふと、疾風迅雷のやうに信ずるところをすん／＼實行した。

そこで、間もなく、水戸では神社改革の命が發せられて、すべての神社から社僧は俄かに影をかくし、佛像は、すつかり撤去されて了つた。それから、吉田・靜兩神社の新修、改築が始つたのである。

縣社吉田神社は、顯宗天皇の御代に創立したといはれ、日本武尊が祀られてある。また靜神社は、武甕槌命・經津主神と略々同様の功勞があるといはれた武甕槌神を祀つてある。いづれも、由緒正しく、士民の信仰も亦なか／＼厚い神社である。

この點について、義公は、文獻の上からも詳しく取り調べた上、先づ吉田神社の修築に手を染

め、多くの人夫を雇うて境内を清め、整理をなさしめた。それから、その建築様式をすつかり古代に則つて、諸殿・玉垣・樂所・鳥居・石段なども見事に新修した。これで、その面目は見ちがへるやうに改まつて、莊重な趣を、ぐつと加へたのである。

次に、義公は、日月の鉦や四神の旗や社印なども作つてこれを奉納し、春秋二季に當り大祭を開く新例をも設けた。そこで祭禮を莊嚴にするため、八人の乙女、五人の神樂男を置く事にした。それは、靜神社も同様で、修築の仕方にも亦變りはない。

思ひ切つた神社改革！

それは、相當の困難を豫想されたが、かうして、義公の手で新たに成就されたのである。「こゝまで、事を搬んだ以上、もう一つ、神主らに神道の知識を與へたい。でなければ、佛作つて魂を入れぬのも同じぢや」

かう義公は、寺社奉行らに告げて、吉田・靜兩神社の祠官に旨を傳へ、差當り宗源神道といつて、當時、一番、純粹にちかひといはれた神學を修めさせた。

破壊から建設へ。さうした道筋を辿つた義公の行き方は、一種すぐれた教化政策として心ある

ものは、深く、これをほめたゝへた。が、保守派の人々、殊に僧侶のうちには、この改革を心から喜ばないものが少くなかつた。

「殿様のやり方は、餘りに、突飛で手きびしすぎる。賣僧や悪僧を退治するのは、それで宜いが、何の罪もない社僧までも、冷かに放逐するのは、殘酷だ。それに、佛像を、ああ輕々しく斥けるといふのも、穩かぢやない。故らに、平地に波瀾を起して、人心を、ぐらつかせるやうなことになると思ふ」

かういつて、そつと義公を非難したのもあつた。

「今度、殿様のなされたことは、神道に深く同情して、どうしても、佛教を斥けようとしてをられるやうだ。佛教の功勞は、決して、神道に劣るものではない、寧ろその上にある。それを正しく認めないで、神社にゐる僧侶を汚らはしいものゝやうに排斥されるのは、全く理不盡のなされ方ぢや、大慈大悲の佛は、それを許されよう筈がない」

僧侶の一群は、かう呟いて、不平を洩したのである。

然し、義公は、さうした非難や、噂を耳にしても、磐石のやうに、その心を動かさなかつた。

中には歎願したものがあつても聞き入れない。そして神社の品位を保つてゆくため、爾來、一村一社といふことに定めた。

「純正神道を復古する時が來た。殿様は、その先驅をなされた偉人だ」

神官は、かういつて、救世主のやうに、義公を仰いだ。

もう、この時、義公は、次ぎの改革へと進んだ。それは新しい日本歴史創造の大事業である。

史館新築と國史によせた熱意

義公が日本國體の尊嚴を明かにする目的のもとに熱心に著手しはじめた新しい大規模の日本歴史（後にこれを「大日本史」といつた）について、十分に力を注ぎ出したのは、寛文十二年頃からであつた。

これまで、江戸の史館は、駒込の別荘に置かれてゐたが、その年（寛文十二年）の春、これを小石川の本邸のうちに移し、はじめて彰考館と名づけた。

それは、支那の杜預が「左傳」といふ史書に序して「往を彰かにし、來を考ふ」といふ言葉か



義公筆彰考館額

ら採つたのである。その際義公は自ら筆を執つて、彰考館の三字を大書し、扁額として館内に掲げた。それから史業の進行を計るため、館規五箇條を定め、館員は、毎日午前八時半に出勤、正午近く、都合では夕刻に退出することとし、静肅に仕事にいそしむやう、懇ろな注意を與へたのである。

それから、書庫を設け、浴室を作り、編輯員のほかに、幹事、守衛、小使、給仕、寫字生などを置いて、それ／＼の事務を分擔させた。かうして面目がすべて一新されたので、編輯に當る人々も、快く執務して、その精根を修史の上に打ちこむことができた。

「國史編述の事業は、尊い御國體の史實の上から明かにする點にあるゆゑ、何より大切な仕事である。それに、これが完成は數十年の後に俟たねばならぬ。従つて、この事に與る學

者たちを、できる限り、十分に優待しなければならぬ」

義公は、かう考へたので、貞享元年には、新たに邸内の天神坂の上に義公の設計に成る史館を立派に新築した。そこは西に紫曰ふ富士の秀峰を仰ぎ、南の方に江戸城を望むといふ見晴しの宜いところで、附近には、後樂園の樹木が、こんもりと茂つて、すが／＼しい空氣に満ちてゐた。

その時分、義公は學者優遇の心から時々、一汁三菜の夕飯を供して編輯員をねぎらひ、初夏から新秋にちかい頃までは、浴場を設けて、ゆつくり彼等に入浴させ、また日永のときには、退屈しのぎに吸物、茶菓子などを出し、毎月二回、別に心をつくした馳走をした。

「卿らの丹誠で、史業も追々に捗り、至極満足に思ふ」

義公は、かういつて、その勞を謝した。そのほか時には史官と舟遊を共にしたり、觀月の宴を開いたり、共に詩歌を作りつゝ快く語り合つたりした。従つて編輯の人々も、これを心から喜び、始終、義公を敬慕した。

「自分らは、厚祿を載いてゐる上に、いろ／＼と、殿様の御配慮に預るので、感激のほかはな

し」

誰もかういひ合つて、水戸に仕へた幸福を沁々と思つたのである。

その頃、編輯員の祿高は二百石から四百石まで、あつて、筆頭は公選によつて、はじめて史館總裁の地位についた人見懋齋(四百石)だつた。

義公は懋齋を信任して史館の事務を總裁させたが、修史の方針その他、大切なことは親しく指導の任に當つた。それは義公が史學の上に深い造詣があつたからで、曾て幕府の修史事業についても、特に心をこめた注意を與へたことがある。

それは寛文十年のことで、その時分、幕府では、林春齋に命じて完成させた新しい國史「本朝通鑑」の原稿が出来上つた折、御三家その他、閑老列座の席で、これを披露した。

「今回、漸く本朝通鑑が完成いたしましたので、近く印刷いたしたいと存じます。何卒、一應、御覽なされたい」

かう閑老から話して、先づ親藩といはるゝ水戸、紀州、尾張の三侯に示した。その際、紀、尾二侯は、

「通鑑の完成は、文運開拓のため、眞に慶賀に堪へませぬ」

と挨拶したが、ひとり、義公は首を傾けた。その理由は、

「通鑑」のうちに、「日本始祖は吳の太伯の後裔である」と書かれてゐたからだつた。義公は、この記事を見て、深く驚き、眉をひそめて、

「今、自分が本書を見ると、皇室の御祖先を支那の人、吳の太伯の末だと書いてゐるが、これは、一體、何とした不心得か。若し異國で作つた史書なら、いたし方もないが、日本の學者で、國史のことを十分に調査したものが、かゝる誤りを平氣で傳へるのは實に不敬の至りぢや。それは尊嚴な御國體を冒瀆したものと存する。速かに林家に命じて、削除、訂正をさせられたい。諸君は、どうでござる、何か御意見があれば、こゝで承りたく思ふ」

と手きびしくいつた。この正しい説に對して、誰ひとり反對するものがなく、いづれも、始めて氣付いたやうに、

「御説、御尤もに存する」

と一致したのである。依て幕府では、一時、「本朝通鑑」を印行することを見合せ、林春齋を呼びよせて、その改修を嚴命した。

補公敬慕の佳話

かうして、義公は自分の尊皇主義に、びたりと合つた國史編述のことを朝夕、心にかけて、日を送るうちに、

「この難事業を進捗させるについては現在の編輯員だけでは、まだ十分といへない。もつと各方面から學徳兼備の人材を吸収しなければならぬ。殊に、昨今、國史の基礎工事ともなるべき史料を廣く天下に探る必要に迫られてゐるのだから、厚俸を以て適材を網羅するのが、何より急務ぢや」

と考へた。その折柄、水戸に来て仕へた一豪傑があつた。それは佐々十竹である。彼は、備前の人で名を宗淳、通稱を助三郎、字を子朴といひ、十五歳の時、京都の妙心寺に入つて僧となり、祖淳といつた。その後、黄檗の普照禪師に禪を學んで、なか／＼機鋒が鋭いといはれ、二十歳の時には、もう大藏經の一斑を知つたほどの俊才である。

ところが、或時、彼が「梵網經」を讀むと、

「たとひ、父母が殺されようとも、復讐しては相成らぬ」

とあるのを見た。元來、武家出身の彼は、この言葉について、ひどく不満を感じ、

「いかに佛教は尊くとも、殺された父母のために、敵を討つことを許さぬとあつては、最早これに従ふことが出来ない。それは全く孝の道に背き、人情にはづれたところがある」

といつて、到頭、佛教から離れ、還俗して元の武士になつた。それから孤劍飄然、江戸へ出て、義公に知られ、彰考館に入つたのである。

十竹は大補公の崇拜者で、元祿五年の夏、義公の命を承けて、史料蒐集のため攝津に赴いたとき、平生念頭にかけて大補公の神牌を見出した。驚喜して、その表を見ると「贈正三位左近衛中將」と記されてゐる。そこで彼は、すぐ、その事を義公は急報した。平生、吉野朝の史實を探ることに最も深く力を入れてゐた義公は、この報告に接すると、躍りあがりばかりに喜び、

「これは未曾有の吉報ぢや。凡そ日本の忠臣のうちで大補公ほど偉大な人物は他にない。それにもかゝらず足利時代には逆臣を以て呼ばれ、事蹟また不問に附せられて、墓碑の形さへはつきり分らぬ。自分はこれを何より残念に思つて、佐々助三郎に旨を含め、その事蹟調査を命じた折

柄、その官位を明かにした消息を得たのは何より會心の至りぢや」

と史館の人々に語つた。それから、數日の間、義公は、にこ／＼して、機嫌が殊によい。これを見た史臣の一人、中村箕溪は、同僚に向つて、

「殿様は、國史編述以來、始終、忠臣義士の事蹟を考索せられ、一日だつて怠られたことがない。それ故、大楠公の消息に接して、あのやうに、いつまでも欣然としてをられるのだ。實にゆかしいことである」

と話し、同僚も、義公の心持に深く共鳴した。

この事あつて以來、義公は、かねて考へてゐた大楠公の表忠碑を攝津湊川に建てようといふ決心をしたのである。當時大楠公の碑は非常に荒れてゐて、見る影もなく、江戸時代に入つて、はじめて此處(湊川)を訪うた學者、貝原益軒は、驚きの眼を見はつて、

「これは又、何といふ情ない有様だ。これが日本一の忠臣と仰がる、偉人の墓とは、どうしても思へない。實にいたはしいことだ」

といつて、思はず大聲をあげて泣き續けた。それは寛文四年の春のことで、益軒の「自娛集」

中の「楠公墓記」には、當時の有様が記されてゐる。

その時分、大楠公の墓は、平坦な田の中にあつたが、藪が無暗に茂つて、塵の積るにまかせ、墓へ參る道もなければ、石碑すらない。唯、墓地の上に梅、松二株が悲し氣に淋しく立つてゐるのみだつた。

この有様に泣いたのは益軒のみではない。それから二十一年の後(義公が楠公表忠碑を湊川に建てる七年前)貞享三年の秋、世人が大楠公に冷淡なのを憤つて、湊川の碑のあるあたりで自刃したものがあつた。

その時の詩が今に残つてゐる。

義を重ねるの名將戦死の仵。

今に至つて一塚湊川に堆し。

誰か知る霜刃默然の意。

梅霜は涕を垂れ松は煙を促す。

この自殺者は、橋成信と自署してゐるが、何者とも分らない。唯心ある人々は、深くその心情

に動かされて袂をぬらした。

義公の建てた「嗚呼忠臣楠子之墓」

義公が大楠公の表忠碑を建てたいと思つたのは、元祿の初め頃で、かねて、この事については、附近に住む廣巖寺の住職千巖と義公の臣、鶴飼鍊齋との間に黙約があつたので、元祿三年の頃、千巖から手紙で、

「拙者存命のうちには是非共、楠公の碑を、お建て下さるやう殿様へ御依頼相成りたい」

と鍊齋にいつて來た。それは以前、義公のほか一二の人が、大楠公の碑を新たに建てたいといふことを千巖に話したとき、鍊齋は水戸の史臣として、義公が内々、建碑の思召を抱いてをられる由を熱心に告げ、彼から、その事を義公に申上げるといつた爲め、その實現を促して來たのである。

義公とても、一日も早く建てたいと始終思ひつめてゐたが、將軍家への遠慮があり、所在地が他藩に屬してゐるところから、いろ／＼思案に時を費したのである。いよいよ決心が著くと、鍊

齋にこの旨を告げ、元祿五年二月、千巖のもとにこれを傳へさせた。

その後、程なく義公は攝津湊川へ佐々十竹を使者として派遣し、建碑の事を取扱はしめた。それについて義公はいろ／＼研究を重ね、最初は當時、水戸に仕へてゐた碩儒、朱舜水に撰文の代作を依頼し、碑の表面には楠公の官位と姓名とを記すに留め、裏の方へ、その撰文を刻みつける積りだつた。

が、途中、急に模様をかへて、碑の表面に唯、

「嗚呼忠臣楠子之墓」

の八字を刻み込むだけにした。ところが、裏面に何もないと、何となく淋しい。そこで裏面には、もう亡くなつてゐる朱舜水が以前、安東省庵の「楠公傳」によつて、その贊を作つたのを彫り付けることにしたのである。

當時、水戸には、安積澹泊、その他、立派な學者がゐたので、楠公表忠碑についての撰文を依頼するのは、極やさしいことだつた。ところが、義公が特に朱舜水に撰文を依頼し、歿後また、その舊作になる贊を特に用ゐたのは、舜水の忠誠無二な人柄に深く共鳴したからである。

「舜水先生は明朝の遺臣として二君に仕へられなかつた。のみならず流離、艱難の際にあつても、王室の再興について日夜考へ、一身を犠牲とすることを辭せられなかつた。その態度の立派さは楠公が終始、足利氏に屈しなかつたのとよく似てゐる。自分は、この人の文章を以て、楠公の誠忠を

明かにする
ことが
一番ふさはしいものと思ふ。先※



楠公の碑陰銘

※生の英魂も亦必ず地下で、この事に満足されるにちがひない」
義公は、かう固く信じ

て、朱舜水の舊作を撰んだ。かうして、日本第一の忠臣の事蹟は、支那明國の忠臣の手で明かにされ、「嗚呼忠臣楠子之墓」の文字と共に碑前に起つ人々の注意をひいた。

忠孝は天下に著はれ、日月は天に麗く。天地、日月なきときは、則ち蒙晦否塞し、人心忠孝

を廢するときは、則ち亂賊相踵ぎ、乾坤反覆す。余聞く、楠公、諱は正成といふもの、忠勇節烈、國士無雙なり。

と、かう最初に記された舜水の文は、後に頼山陽を動かし、齋藤拙堂を動かし、吉田松陰を感奮させた。

この碑が、すつかり出来上つたのは、元祿五年十二月二十一日のことで、著手してから略々半年の日子を費した。當時十竹は、廣巖寺の千巖と打合せをすました後、神戸の濱から牛十匹を用して墓石を搬ばせ、石工三十五人を雇うて、小屋掛のもとに、その据付工事を進捗した。いよいよ其處へ碑を建てたのは、八月十日のことで、十七日に齋垣を作り、十月三日、義公の命によつて、碑の裏面に贊文を刻みつけた。

この際、以前から久しく無言のうちに墓標となつてゐた松の木は、既に枯れつくし、唯一本の梅の木だけが、靜かに大楠公の靈を守るやうに、尙ほ残つてゐた。義公は、この梅のことを聞いて、深く心を動かした。

「楠公の碑の所在を今まで明かにしてくれたのはこの梅の木ぢや。その苦節、その操持、楠公の

あとを守るによさはしい。これは、いつまでも記念として、樹齡を保たせるやうに計らなければならぬ」

義公は、かう感じたので、旨を佐々十竹に傳へ、改めてかの老梅一株を廣嚴寺の境内に移植させた。そして、その後、傍に記念として建てられた小碑には、「この梅、元は楠公墳上にあり。水戸黄門公立碑の時、諸を廣嚴寺庭中に移栽す」と漢文で書かれたのである。

この梅は、天保年間まで、尙ほ残つてゐたと傳へられ、一詩を題したものがあつた。

楠公墳上一株の梅。

元祿年間此處に栽す。

精忠猶ほ守る當時の節。

歳々南枝日に向つて開く。

永く／＼大楠公の誠忠を示すかのやうに、どんな風雨、霜雪にも弱らないで残つた梅の木と、その花のゆかしい匂ひ！ 生來、梅を愛して「梅花記」の名文を作つた義公の感慨は當時、一段と深かつたのである。

第四 「大日本史」とその前後に現はれた史的名作

北島親房の忠誠

大東亞戰進行のもとに、日本精神昂揚の聲が高い。靜夜、書齋に打ちくつろいで、燈下、書に親しむとき、不圖、電光の閃く如く、頭に浮んだ史上の三名著がある。それは、國史をとほして、日本精神を發揚したところの「神皇正統記」、「大日本史」、「日本外史」の面影である。

私は、少年の日、「神皇正統記」の著者、北島親房（永仁元—正平九）の傳記を読んで、この「大日本史」に先驅した名著が戰塵渦巻く巷で、いろいろの不便を忍びつゝ、愛國の血と涙とを以て書かれたことを知り、深い感激に打たれたのを今も覚えてゐる。

親房の一生は、波瀾と苦難の連続であつた。彼は天地をゆすぶるやうな烈しい運命の嵐に吹か

れて、身も魂も吹きとばされさうになつたことが、一再ならずある。が、さうした場合にも、親房は、空を衝いて起つ巨木のやうに、嵐を凌いで、只管、皇室のために盡した。

彼は、忠誠を以て知られた権大納言師重の子で、父祖以来のよき傳統を受けて、氣品高く、神道・佛教・儒學に通じて才識に富み、殊に國史に明るかつた。また軍事についても、優れた能力を持つたのである。

かうして彼は、吉田定房、萬里小路宣房らと共に、眞心を以て後醍醐天皇に仕へ、元享三年、大納言に陞つて、政治上の樞機にあづかる身となつた。それ以來、親房の獻替するところが少くない。天皇の御信任は、月と共に加はつた。

ところが、元徳二年九月、親房は、心ならずも、三十八歳のとき突然、正二位大納言の榮位を去り、出家せねばならぬ運命に直面した。

それは、世良親王薨去の悲劇が深く親房の心を打つたことから起つた。親王は、後醍醐天皇の第二皇子で、才德豊かにおはしたところから、天皇は、その未來に深く望をかけさせ給ひ、特に親房にその御養育の大任を托せられたのである。

親房は、感激した。

彼は、爾來全心を捧げて、親王がいよ／＼英明にましまさんことを祈り、只管、その御成育を樂しみまつた甲斐もなく、俄かに十九歳で薨ぜられた。その失望、その落膽！

こゝに至つて、親房は、世に望を絶ち、三十八歳の時、俄かにその地位を去つて、深く佛門に入つた。當時、親房を知つた人々は、深くこれを惜しみ、

「彼が朝廷から退いたことは、少からぬ損失である」と云つた。

勤皇のため險惡な運命と戦ふ

ところが、運命は彼を閑地に置くことを許さない。その後、親房が再び新しく起たねばならぬ時勢が來た。それは、彼が朝廷にあるの日、朝に晩に心から祈つてやまなかつた皇政復古の時代がいよ／＼實現せられたからで、召されて、従一位に陞り、大臣に准ずるの身となつた。時は、元弘三年のことである。

すべてが新しい生命にのみがへつた時代が来た。萬機は天皇によつて親裁せられ、文武一途の方針は確立した。この際、親房の長子顯家は、奥羽鎮撫の大任を荷ひ、當時、六歳であられる義良親王を奉じて、東北地方に赴いた。そこで親房は、後見として、同地に赴き、少からぬ貢獻をした。

こゝ迄、親房は、順調にちかい道を歩いて來た。ところが、こゝに足利高氏の謀叛によつて、局面に大きい動搖と變化とを生じ、再び荆棘に満ちた道をゆかねばならぬ灰色の運命の前に起つに至つたのである。

當時、顯家は、深く高氏の叛逆を憤り、鎮守府大將軍として、高氏を打倒するため多くの部下を引きつれ、上方に赴いた。が、形勢は、高氏方に幸ひして、顯家は、苦戦の餘、延元三年五月、和泉石津で、二十一歳の若さを以て、花のやうに散つた。

それらの日、大楠公は湊川に斃れ、名和長年、新川義貞らも勤皇の戦ひに殉じて、高氏方の勢が、唯はびこりゆくのみだつた。かうした悲しみの空氣が漲つてゐるとき、親房は長男を喪つた深い心の痛みに堪へつゝ、巨木のやうに力強く立ちあがつた。

「この重大な時こそ、萬難を排して起たねばならぬ。死生、存亡は、一に天にまかせるよりほかはない。勤皇のために最善をつくして、やむのみだ」

かうした親房の健げな決心と覺悟とを知つて心から共鳴し、奥羽で一旗あげてことを獻策したのは、當時陸奥に重きをなしてゐた結城宗廣である。

「奥羽地方は、これ迄顯家卿が久しく鎮撫に任ぜられたところで、今も尙ほその威望を仰ぐものが多からうと存じます。この地方に赴いて義を唱へらるゝならば、四、五十萬の兵を集めることも、決して困難でござりませぬ」

かう宗廣が熱心に述べたので、朝廷では、彼の言葉を容れ、ここに親房は、義良親王を奉じて、顯信（親房の次男）宗廣らと共に東北へ派遣さるゝことになつた。唯か知らん、この時から親房の身邊には以前に倍する苦難が続くやうにならうとは！

當時、奥羽に赴くに當り、途中、到るところに足利方がゐるので、これを避けるため、海上から發途することにした。それで先づ全軍、伊勢の大湊（宇治山田市の北方）にゆき、そこから兵船五百艘に分乗、海路無事を祈りつゝ、奥羽を目ざした。

ところが、遠江の沖合に出たとき、俄かに暴風が吹き出したので船は怒濤に弄ばれて、木の葉のやうに東西に四散し、宗廣は伊勢の安濃津に吹き流されて病に倒れ、義良親王は心ならずも一旦、吉野へ歸られ、親房一行は常陸霞ヶ浦の東條に漂着した。之がため、すべては頓挫した。

何といふ打撃、何といふ悲運であつたらう。が、この苦しい、悲しい運命の嵐が後に親房を奮起せしめて『神皇正統記』をあわたしい陣中に執筆させる動機となつたことを思ふと、人生は不可思議である。

陣中で書いた神皇正統記

當時、親房は、心を引きしめて苦難の前に少しも撓まなかつた。彼は、新しい運命を切りひらいてゆくべき自信に満ちつつ、先づ尊皇の旗をひるがへして阿波崎、神宮寺の二城に據つたのである。かくと見た足利勢は一氣に揉みつぶさうとひしひし湖のやうな勢で攻めよせた。之を迎へて親房は、手きびしく防いだが、小勢のため、到頭敗れた。

が、親房はなほ根強く勢を張つて、小田治久を説きつけ、今度は、小田城に據り、次第に元氣を盛りかへした。が、敵は多勢で、身方は少い。従つて寸時も、その緊張をゆるめることが出来ぬ。この多難な秋、後醍醐天皇は、延元四年八月、無念の涙を吞んで、吉野に崩御せられた。その御臨終に際し、後事を擧げて、これを親房に委嘱なされたのである。

親房は心に泣いた。

非常の御苦心と御努力とを以て、漸く緒についた皇政復古の聖業も、途中、挫折して多難のうち、英明たぐひなき主上が崩ぜられた。その御胸中を察し奉るとき、流石の彼も湧き出る悲涙を抑へかねた。

折柄、先帝の御遺志を繼いで御位につかれた後村上天皇は、當時まだ十二歳にましました。天皇は、以前、義良親王と申し奉り、親房一族が長く輔佐しまゐらせた深い因縁がある。

それらの事を思ふと、親房は自らその心に鞭つて、
「今は、徒らに哀愁に沈んでゐるべき時ではない。新しい勇氣を奮ひ起して、吉野朝廷に身も心も捧げねばならぬ」

と固く決意した。この真ごころの前に、陣中、劍を筆とし、血を墨として書き出したのが『神皇正統記』である。彼は、表面、この書を「童蒙に示すために書いた」といつたが、實は、當時、大義名分の亂れたことを心から歎いて、神國日本の歴史と日本國體の尊嚴とを明かにするの必要を痛感し、これを講明して、後村上天皇の御前に進獻する心で執筆したのである。

當時、小田城には、目ぼしい参考書が一つもなかつた。唯『皇代記』一冊だけが彼の座右にあつたのみで、彼の學殖と記憶とを本に只管、筆を進めた。その執筆中、或は嗟嘆し、或は慷慨し、或は靜かに冥想して理路を辿り、或は肅然、身を正して大義を思ひ、一字一句の末にも魂をこめた。かうして『神皇正統記』は完成されたのである。

そこには、「大日本は神國也」といふ定義のもとに、萬世一系の天皇が天地と共に無窮に榮え給ふ由來を明かにし、次ぎに天皇の御政治が公明で、正直、慈悲、決斷、剛利の旨を發揚して、萬民の仰望する所となり給へる旨を説いた。かくして大義名分の上から後村上天皇が正位(正統)を占めらるゝ所以を力説し、勤皇の精神を燃ゆる炎の如く示した。陣中之を寫し取つて讀んだものは皆感奮して泣いた。

かく『神皇正統記』は、わが國體の美について、當時の人々に教訓するところがあつた。當時、或は印度思想に誤られ、或は支那思想に囚はれて、ともすると、日本歴史を解釋するにも、偏つた考へ方をするものがあつたに對し、親房は、純日本精神に立ち、印度、支那が國體の上で、日本の下位にあることを史實によつて指摘したのである。

この思想は、やがて後に至つて、水戸義公らを動かし、『神皇正統記』に含まれたところの要素は、日本第一の史書『大日本史』の上に再現された。つまり、『大日本史』は、『正統記』の影響によつて生れ、一段、力強く、歴史の上から日本國體尊重の聲をあげたのである。それが更に『日本外史』の誕生を促す力ともなつたことを想ふと、そこに深い連鎖の絲が、しつかり結び付けられてゐるのを感じる。

そこで私は名のみ高くて存外、大衆の間にその内容を知られてゐない『大日本史』の上に筆を進めてゆかうと思ふ。

『大日本史』誕生の動機

時に寛文四年のことである。

當時、幕府では弘文院學士林春齋に命じて編輯させた『本朝通鑑』が出来上つたので、幕府の老中らは、水戸義公(光圀)をはじめ、尾張・紀伊二侯の登營を請ひ、その内容を示して意見を求めた。

義公は、新しい國史の完成を何より喜んで、稿本を手にとり、熱心にペエジを繰つた。その際不圖、日本皇室の御祖先について述べた點に至り、覺えず、眉をひそめた。

「これは、どういふ積りで書かれたか知らぬが、日本皇室の御祖先を吳の太伯だと書いてある。すると、日本の神々は、皆支那から出られたことになる。かゝる牽強附會の説を茲に掲げるのは、不謹慎至極ぢや。昔、後醍醐天皇の御時、僧圓月が、この説を新しがつて唱へたが、忽ちその書を焼き棄てられた前例もある。従つてこの項は、すつかり削除したい」

義公(寛永五—元祿十三)が熱心にこの説を主張すると、尾張・紀伊二侯も之に共鳴し、

「自分らも至極同感である」

と言つたので、幕府では一時、『本朝通鑑』の刊行を見合せ、春齋を呼んで、削除・訂正を求めることとなつた。

義公が『本朝通鑑』に慍らなかつたのは、當時の學者が兎角、儒者氣質に囚はれて、支那を有難がり、日本皇室の御祖先を支那から出たと解釋しようとした不見識の上にある。もうこの頃、義公は、さうした儒者らの支那めかす歴史に慍らないで、『大日本史』編述に著手、その事業も順調に進行してゐた。

日本精神を以て書いた新しい國史！

それが義公の覗ひどころであつた。元來、義公は、歴史好きで、早くから、日本・支那などの歴史に深い興味を覺え、貪るやうにこれを讀んだ。

中でも、義公が支那史書のうちで、一番愛讀したのは、司馬遷の『史記』である。『史記』は、印象深い筆で、英雄・豪傑・賢者・奇人・俠客などの面目を生けるやうに描いてゐる。それを十八歳の時に繕いて、『伯夷傳』に及んだとき、義公は、深い感激に打たれたことがある。

伯夷は、支那の高士である。彼は孤竹といふ國の領主の長子で、その弟を叔齊といつた。父は、平生、叔齊を愛したので、卒去するとき、叔齊に後を繼ぐやう遺言した。そこで伯夷は、亡父の言葉を守り、叔齊に孤竹國の主君となるべきことを勧めた。が、兄思ひの叔齊は、

「弟の身で兄君を踰えて位につくことは不悌の至りです」

と言つて聞かない。然し、伯夷は父の言葉を重く見て、弟に譲るつもりで到頭、姿を隠した。この有様に叔齊も亦「兄上に濟まぬ」といひ、矢張、國を抜けて出たのである。そのため、他の弟が國君となつて、結末を告げた。

その後、伯夷・叔齊は同居したが、周の文王（當時、西伯、昌といつた）が老人を優遇する噂を聞いて、周に赴いた。が、もう文王が歿して、その子、武王が殷の紂王を征伐するため軍を進めてゆくのに出逢つた。そこで二人は、前に立ちふさがり、

「貴下が未だ御亡父の葬禮も行はないうちに出兵されるのは、孝の道に合ひませぬ。また從來、主君と仰いだ紂王がいか非道でも、これを伐つのは、忠と申し難し」と諫めた。が、武王は彼等の言葉を用ひない。で、二人は、一義の上から少しでも周の粟を喰べ

ぬ」といつて、首陽山で餓死してしまつた。

この話は、將軍家光や父の殿命で、兄を越えて、威公のあとを繼ぐことになつた義公の心を強く動かした。彼はまた叔齊の潔い態度に共鳴し、殊に忠孝の道に厚い二人の純一な心に敬慕の念を深めた。

「かうした美事も、史筆がなければ、後世に傳はらない。自分は深く司馬遷の筆に感激した。そこに歴史の使命があるのだ」

義公は、かう沁々思つたので、他日、日本の『史記』を作りたいといふ希望に燃えた。水戸の『大日本史』の誕生は、こゝに根ざすのである。

今一つ、この事について當時傳へられた挿話がある。

當時、義公の叔父、尾張敬公（徳川義直）は、深い歴史趣味を持ち早くから國史を研究した。そこで、儒臣に命じて、廣く史料を漁り、『類聚日本紀』七十冊を作らせたのである。それは、稿本の儘で公刊しなかつたが、神代に筆を起し、光孝天皇の御代に及んでゐる。

義公は、敬公と意氣がよく合つた。二人が語りあふと、國史のことに互るのが常で、敬公の造

謂は、義公の心服したところである。

「不肖ながら、自分も叔父上の修史事業に倣ひたい」

かう義公は、始終考へた。こゝにも、『大日本史』が生れ出るべき因縁があつた。

水戸義公の決心

義公が、彰考館を置いて、『大日本史』の編述を始めたのは、明暦三年のことで、當時三十歳だつた。それは、十八歳の時に思ひ立つた意圖をはじめて實現したのである。が、この至難な事業は最初から、すらくと事が運んでいつたのではない。

公は、その史局を開く前、林羅山門から出た儒臣、人見ト幽軒、辻端亭の二人の意見を求めた。彼等は之について、賛意を表したが、既述したやうに、彼等は餘りに眼前の現實に囚はれすぎ、物事を算的に考へるので、差當り、史業の困難を主して思ひ浮べ、その成功を危ぶんだ。それ故、理想もなく、創造精神もなく、唯老婆親切式に傾いて、最初から斷念するの利を第一に置き、この旨を再三切言した。が、義公は一旦、かうと思ひ込むと、水火の中でも飛びこむ氣性

だつた。それに、『大日本史』の仕事は、尊皇の大義を發揚する上から國家的な意味をも含んでるので、「どうしても萬難を排して、この意義ある仕事に没頭し、斃れて後やむの覺悟で進みたい」と決心した。かうして、希望と光明とに燃えた心持で史局を開いたのである。

それらの日、三百諸侯は、いづれも、將軍については十分に知つたが、皇室の御事は存外、知らなかつた。それは、彼等が教養に乏しく、殊に、日本國體の尊嚴について、これを認識する知識に缺けてゐたにもよるのである。

義公が平生、心に深く慨いたのは、この點だつた。

「日本は神國だ。天照大神以來、天壤無窮の御神勅のもとに神子・神孫が尊い御位を繼がれて今日に至つてゐる。天皇は、日本國民の總本家であり、御主君であり、指導者であつて、將軍も大名も、その御前に拜跪せねばならない。故に尊皇の精神は、すべてに必要である。この意味はつきり、具體的に國民に知らしめるには、理窟ではなしに、國史上の事實を以てするのが一番、近道だ。そこに、興味を以て、尊皇の意味を教へることが出来る」

かう義公は、修史の使命を自覺した。そこで、水戸藩の収入のうち、三分一以上をこれに割り

あて、厚俸を以て四方から學界の人材を招いた。これに應じて、關西地方から義公のもとに來仕したのは、栗山潜鋒・佐々十竹・鶴飼鍊齋・安藤年山・安藤抱琴・森儼塾らの人々だつた。

史料蒐集の困難と學界を動かした三大特筆

最初、義公が一番苦しんだのは、修史の基礎工事——根本史料の蒐集にあつた。その困難は、豫め覺悟したが、實地に當つて見ると、これに十倍した。當時、官撰の國史ともいふべき『本朝通鑑』は、幕府の威力を背景に史料をあつめたが、それでも、存外、成績がわるく、それが『本朝通鑑』の記事にも影響した。

義公は、それをよく知つてゐたので、史料蒐集の上に徹底する腹を定め、搜索の手を全國にひろげた。然し、修史事業の價値をまだ知らないものが多いので、容易に秘藏の史料を見せぬものがあつた。それらの人々を説きつけて、書寫するにも、少からぬ配慮と努力とが要つた。

義公は、先づ天和元年、佐々十竹、吉弘菊潭の二人を大和地方に遣り、古社寺の舊記、遺書を搜索させた。次ぎに、貞享二年、山陽・山陰・西海・北陸地方へ、丸山活堂・今井魯齋・秋山滄

浪・佐々十竹らを派遣した。その時、義公は、幕府に請うて、豫め諸方の援助を依頼したので、史料採訪の上に少からぬ便宜を得た。その史臣の巡歴したところは、五十五箇國に及び、旅程、一千四百餘里に上つたのである。

その後、元祿四年、義公は、更に丸山活堂に命じて、奥羽から北海道方面に史料を採訪させ、翌五年には、佐々十竹を奈良に遣つて逸文、遺書を探らせた。このほか、鶴飼鍊齋らを京都に特派して、朝廷をはじめ、公卿諸家、社寺などに秘藏せられてゐる文書を借り受け、調査せしめた。

それらについて、義公は、一々配慮したので、わづらはしい事が多かつた。が、少しも氣にせず、蒐集の上に徹底を期した。この努力のもとに、まるで亡び消えたといふ吉野朝の史料もいろいろ發見することが出來た。その喜びを義公は、何人よりも、大きく、深く感じたのである。

かうして、いよいよ『大日本史』編述の筆を進めたとき、三つの大きい問題に直面した。それは、神功皇后のこと、大友皇子（弘文天皇）のこと、吉野朝のことなどで、『本朝通鑑』は兎角、曖昧な態度のもとに之を正しく解決せず、宜い加減にして置いた。義公はこの點に慍らない。

「これらの大きい問題は、曖昧に附すべきではない。十分に史實を調べ、大義名分に照らして、公明な處断を下さねばならぬ。先づ神功皇后は、攝政としないで當然、皇妃傳に入れまゐらすのが合理的で、弘文天皇は少しの間でも即位された以上、帝紀に入れるのが至當と思ふ。それから在來の俗論を斥けて吉野朝を正位として認め奉ることが最も必要である」

以上いづれも義公が國體擁護の心から考慮の末、決定した内容である。こゝ迄辿りつくには少からぬ苦心をした。それは、事、皇室に關する限り、最も慎重を要するからである。それに史家の中には神功皇后を女帝と認め、或は弘文天皇を皇子傳に入れるべきことを固く主張するものが居たからだ。殊に吉野朝問題になると、『大日本史』編輯の人々の間にも論争の渦巻を大きく惹起した。

それは、當時、京都朝出身の天皇が代々引續いて君臨されてゐるからで、京都朝を閏位に置くことは、恐れ多いといふのである。然し、三種の神器を嚴かに擁してをられてゐたのは吉野朝である以上、これを正位(正統)と見なければならぬ。かう義公は、裁決した。

當時、水戸の史臣らは、神功皇后が攝政として、政治に與られた意味から、これを皇妃傳のう

ちに入れるのを至當として誰も反對はしなかつたが、弘文天皇の事については、一二、反對したものがあつた。然しこれも、多數は、さきに東宮となられ、後、即位せられたことを認め、大友皇子を天皇として、帝紀に入れることに賛成した。

が、京都朝を閏位に置くこと又は、一部の史臣中、度々、抗辯して、義公の意志に反對するものが少くない。これには、義公も困つた。けれども大義名分を飽迄重く見た義公は、神器を擁し給ふ吉野朝(後醍醐天皇の御系統)を正位と認めることに決定し、固く執つて動かさない。

「若しこの點について、非難があれば、自分ひとり全責任を負ふつもりぢや。大義のためには、どうしても、吉野朝正位(正統)説を持するほかはない。それが『大日本史』の生命ぢや」

といつて、到頭、史臣らを動かさし、義公の主張どほりに、定つたのである。『大日本史』の三大特筆！それは以上の内容を指すのであつて、尊皇の精神を本に大義名分のためには、寸毫も筆を曲げないといふことを明かにこゝに示した。この精神、この思想が頼山陽を動かして、後、『日本外史』を書く大きい動機となつたのである。

當時、義公は、『大日本史』(紀傳二百四十三卷、志表百五十五卷)が完全ならかい大史書とな

るべきことを心から望み、急がず、あせらず、數代を経て成就したいと考へた。また生前、志類（今の文化史）の編述をも必要とし、その意見を史臣らの間に求めた。かうして「大日本史」は、義公の精神を受けついで完成までに二百五十年間を費し、明暦三年以來、明治三十九年に至つて、はじめて完成したのである。（水戸では、嘉永四年、烈公の時、紀傳二百四十三卷を印刷、慶篤公の時、之を朝廷に進獻した）

その最後の編述——志類では、熱心に皇政復古の精神、古代日本文化讚美の意に至るところに現はし、明治の皇政復古を導き出す大きい力となつた。今、更に「日本外史」に筆を進める。

「日本外史」と頼山陽

少年の頃、私は漢學先生のもとで、「日本外史」の講義を聞き、頼山陽が皇道精神から、兵馬の權を一手に收めた武家の態度を憤り、無限の感慨を洩した名文に深く共鳴したことがある。

元來、山陽（安永九—天保三）は歴史好きであつた。十歳の頃、父が土産に買つて歸つた「義貞記」「繪入保元平治物語」などを愛讀し、繪のないところへは、自分で繪をかき入れて喜んだ。

彼の鋭敏な頭には、新田義貞の勇しい姿や、鎮西八郎爲朝の凛々しい様子などが早くも刻みつけられ、英雄崇拜熱に感染した。

父春水も歴史趣味を持つてゐた。彼は好んで、日本歴史に題を採つて詩を作り、天明元年冬には、藩の許しを得て、國史の稿を起したこともある。が、それは唯一冊書いた丈だつた。然し春水の考へでは、大規模のものを作つて、支那の「史記」「漢書」「通鑑」にも劣らぬものを作らうとしたのだが、事情あつて中止してしまつた。

その、春水は、小遣とりに、藩の命を受けて、水戸の「大日本史」を名筆で筆寫した。當時の「大日本史」には、安積澹泊が書いた論贊が附いてゐた。それを山陽が見たのである。その時の感激は、大きく山陽の胸をゆるがした。

「何といふ立派な歴史だらう。大義名分の上から國家を見た工合といひ、場當りを取らずに、底光りのする筆で叙事を進めた様子といひ、支那の立派な史書にも劣らぬ手際だ」

かう山陽は敬服した。この深い感銘のもとに、彼は澹泊の論贊を筆寫し、後に「大日本史贊戴」と題して世に出した。その跋文に山陽の感想を述べ、

「この中の帝大友紀贊や、後醍醐帝贊や、北條義時傳贊は天下の大手筆だ」といつた。

山陽の歴史の見方は、かうして「大日本史」に學ぶところがあつた。その記事の上でも、「源平盛衰記」「太平記」などの譯し方（漢文になほす事）のコツを、やはり、「大日本史」から教へられた。

「自分も一つ、「大日本史」をもつと平易にした面白く、わかり易い日本歴史を書いて見たい。國民の誰もが之に親しみを感ずる程度のもを作つて見たい」

山陽は、かう考へた。その見方は、「大日本史」が彼に示した通り、日本國體の尊嚴を認識して、皇道による天皇政治を讚し、霸道による將軍政治を賤しんだ。さういふ心持を露骨に出さずに、婉曲な形で現はすことにしたのである。

彼が「日本外史」に筆を著けたのは、極若い頃からで、最初は「日本世史」といふ題をつけてゐた。それを書きあげたのは、二十八歳の時で、此處まで辿りつくについて、彼は、五度、稿を改めた。

その後も幾度か書き改め、また修訂、補綴したのであるから、この組み立や書き方については、骨を削り、身を刻むやうな苦心を重ねたのである。

それに、「大日本史」は、記事と論贊とを別にしたが、山陽の「日本外史」は、ところどころ記事の前に總論を置き、ずつと見やすく、要領を掴みやすいやうにした。殊に、一番力を入れたのは、漢文の小説を読むやうに、面白く讀ますといふ工夫にあつた。

日本式漢文！

山陽は、こゝに彼れ獨得の文章を考へつき、一切、支那めかすことをやめて、今迄、支那の文章に向、見えないやうな手製の新文字を用ひ、興味中心にゆくことにした。無能の公卿を「長袖者」といつたり、梶原景時が義經を猪武者と罵つた言葉を「野猪にして介する者のみ」といつたりしたのは、すべて日本式だつた。

之について、山陽の苦心を知るべき一挿話がある。

山陽は豊臣家衰亡を前にした家康のことを書くについて、人知れぬ苦心をした。それは、家康が會て恩顧を受けた豊太閤の愛子、秀頼の末路を臣下から聞いた時の表情についてである。

「これをどんな風に現はしたら宜いか」

彼は、いろいろに書きかへて見て、時々、門下の名文家、後藤松陰を呼んで相談した。それは僅か二字か三字ぐらゐることだが、山陽も中々適切な文句を案出することが出来ず、工夫に工夫を重ねた。さうして、やつと「これならば」と満足して、をさまつたのは、「領」之の二字だつた。この文章は、かうである。

秀頼以下、絶を知りて、皆火を縫つて自殺す。前將軍(家康)方に進みて櫻門に至り、秀頼の出づるを待つ。直孝ら來り、狀を告げて罪を請ふ。前將軍之を領く。

山陽は家康の複雑な表情をかく簡潔にいひ現はしたことに、彼自身もはじめて満足を覺えたのである。

山陽の心血凝つて國民を動かす

山陽の「外史」は、以上のやうな苦心のもとに改稿して、三十二歳の時、大方これを纏めた。然し、彼は尙ほそれで満足せず、その後も、幾度となく書きかへ、やつと四十九歳のとき、これ

を完成した。初稿が成つて以來、こゝに二十一年間の歳月を費したのである。

二十餘年の努力！

それは、容易なことではなかつた。もうその頃、山陽の文名は、天下に鳴つてゐたから、今日のやうな時勢なら、第一流の書肆がこれを請ひ得て、直ぐ出版したであらう。が、その時分は、まだ其處までゆかぬ。彼はそれを本箱にしまつて、ひとり楽しんでゐた。

ところが、當時の賢相、白河樂翁(松平定信)は、この事を聞いて、「日本外史」の稿を是非見たいといふ旨を使者を以て山陽に傳へた。樂翁が、かく「外史」にあこがれたのは、當時、林大學頭や松崎懺堂などが、その完成を知つて頻りに噂をしたからで、一時、林家からも、之を見たいといふ希望を傳へたことがある。

當時、山陽は、文武をかね備へた白河翁の人物に服してゐたので、喜んで「外史」二十二巻を樂翁に獻呈することを承諾し、「樂翁公に上る書」を作つた。これが動機となつて、「外史」は、はじめて廣く天下に知られ、響き渡つたのである。

茲に至つて、山陽の苦心、努力は、やつと酬いられた。彼は、樂翁から、賞與として銀二十

枚、『集古十種』全部二箱を賜り、『外史』の記事に感心した旨の推奨をも受けた。この時の山陽は、喜色を浮べて、

「誠に光榮至極である」

といつた。

爾來、『日本外史』の刊行と共に、それは羽なくして全國にひろがつた。彼はその劈頭に書いた論文には、天皇御親政を慕ひ奉り、古來、文武一途で、兵馬の權は、すべて朝廷にあつたが、武門武士が之を私したのは日本國體に背いた行き方だと痛論してゐる。

皇政復古！

この心持が『日本外史』の全篇に漲り、溢れて、心あるものの胸を強く打つた。そこから、尊皇思想が炎のやうに國民の間に燃えあがつて來た。

「山陽の『日本外史』は、明治の皇政復古を促した」

かういはれるのは、山陽の心血の凝るところ、情熱の迸るところ、自然、強い感化を呼びおこした結果である。

その後、『日本外史』は、ヨーロッパにもひろがり、ロシアのメンドリン氏、ドイツのランブレヒト氏がこれを譯述してその妙味を傳へ、支那、アメリカにも知られるに至つた。

私らは茲に大東亞戦において、すばらしい躍進日本を想ふときに、思想の上で『神皇正統記』『大日本史』『日本外史』の三大名著に負ふところが多いのを考へて、その感激を新たにするの喜びを沁々感じないではをられなく。

思へ！今日の日本は第二の『正統記』『大日本史』『日本外史』の出現を切に／＼求めつゝあることを。

第五 水戸史學の由來

過渡期の思想現象

すべての偉業は、必ず時勢に負ふところがあり、環境に依るところがある。更に人物の力に基づくところがある。それは、單なる偶然から生れ出ることには決してない。「大日本史」の出現も亦時勢の然らしむる所、環境の刺戟による所あるを見るのである。且、人的要素に於いて適材適所とも云ふべき點にも負ふものがあつた。

如上の意味を明かにするには、先づ時勢の如何を見る必要がある。次に義公の環境を考察し、周囲を一瞥しなければならぬ。私見によると、先づ時勢の上では、社會的解體から新社會の再組織への道程において、國體觀念の遺忘から國體觀念の覺醒へ到達することにおいて、尊皇思想の萌芽が必然、事實的に見えはじめた事を以て「大日本史」出現の一因子と解する。

蓋し、根本原則上よりすれば、社會は、一個の有機體として、いつも各部の調和と統制とを要する。若し、各部の調和が破れ、統制が紊れると、有機體の細胞の上に分裂を來たし、動搖を生ずる。ところが、室町期には當然有機體として持續せらるべき社會が下刻上の思想により、調和を破られ統制を失ひ、秩序を破り、各細胞組織は、個々に分裂するやうな有様に陥つた。それには、種々の原因があるが、その主要な一原因は、足利高氏が最初に國體觀念に背き、尊皇の本義を裏切つて下刻上の思想を具體化した事に存すると思ふ。

故に室町期には、始終幕府の内部に相反する所の勢力の抗争があつて、下刻上の思想が瀰蔓した。元來時の將軍は管領、諸侯を統率すべき權力を有するとせられたが、事實、將軍は管領や執事のために制せられ、管領は有力な諸侯のために制せられ、諸侯は、その重臣のために制せられ、重臣は、その家宰に制せられると云ふ風だつた。更に各地では重臣が下級武士に制せられ、下級武士はまた輕卒に制せられるといふ風で、下刻上の事實が到るところに現はれた。また一方では士民一揆の出現により、農民が諸侯を苦しめたが、それは餘儀なき社會的事情による所があつたにせよ、やはり、下刻上の思想を背景とするものと見なければならぬ。

かうした秩序の破壊、調和の破壊は、勢ひ、社會の統制を紊し、その赴くところ、おのづから倫理道德を輕視して、君臣の分を混亂し、絶えず、世相の上に不安、動搖を醸し出さねばやまなかつた。のみならず、以上の形勢は、父子の親、夫妻の別、長幼の序、朋友の信などの上にも、波瀾を投げかける一因子とならざるを得ない。既に道德の最上位にある君臣の義、君臣の分が紊れたとすれば、必然、一切の道德、倫理に動搖を來すことを免れない。

故に以上の動搖を去り惡傾向を斥けて、社會、國家の調和、秩序を保つてゆくには、無論、政治上の改革を要するが、それよりも一層緊要な一事は、君臣の義、君臣の分を明確にして根本的に倫理道德の大本を標示しなければならない上にあつた。この建て前に於いて一君萬民の日本國體を闡明し、絶對唯一、尊嚴無比であらせられる日本天皇に至心、歸依し、奉仕することが、君臣の義を正し君臣の分を正す所以だつた。即ち先づ尊皇の意義が諸書に現はれ、次いでそれが信長、秀吉、家康らにより、漸次、發揚されたのは、さうした倫理的、道德的、社會的意義によつたのである。

惟ふに、織田信長が四分五裂の天下に臨んで、半ば以上、之を統一するの事業をなし得た所以

は、彼の實力、策謀、權力にもよるが、一つは、眞先に皇室を尊崇する精神を天下に示したからである。無論、この點に於いて、彼の精神は、尙ほ徹底せぬ所があつたが、右に述べた如く、その倫理的、道德的、社會的意義に於いて、それが彼への信頼を増し、天下統一の事業が端緒に ついたものと思ふ。

このことは豊臣秀吉に於いても同様である。微賤から出て信長のあとを繼承した秀吉が略々天下を統一し得た所以はその智略、膽氣による所が多いけれども、信長以上に尊皇精神を發現したことが、彼の身に重味を加へ、威嚴を添へて、その志業の大半を成就せしめた。即ち之も亦上述の倫理的、道德的、社會的意義に合致した點が、秀吉の希望達成の主要素となつたのである。

以上により、安土、桃山期前後には、識見ある武將の間において、尊皇の意義を重視するに至つた形勢の必然さが分る。この意味を一層強めて、最後に能く天下を統一したのは徳川家康だつた。唯以上の三雄に共通するところは、その何れもが政略的な意味を加へた點であつて、尊皇精神の上で尙ほ不徹底を免れぬ一事にある。けれども當時、大義名分の精神が闡明されてをらなかつた事情に考へ及ぶと、その不徹底を一概に鞭ち兼ねる。要するに、彼等は、事實、尊皇精神を

有しないものは、諸將の統帥たり得ぬ旨を、身を以て證明したのである。

義公が登場した時代

かくして義公が登場した時代は、尊皇精神が徐々に擡頭し、漸次、濃度を加へてゆく場合であつた。且、一方に於いて、豊臣秀吉の征韓によつて、國民的自覺の萌芽を生じ、切支丹宗門の騒動によつて、日本精神の目ざめが、一部に見えはじめた。即ち在來、日本それ自身の形體、本質を反省もせず、考慮もしなかつた國民は、以上の現象に刺戟せられて、ある一部敦養ある人士の間に、日本國家そのものを振返つて見ると同時に、その文化に關しても亦、何らかの關心を持つところがあつたにちがひない。

次に、他方に於いては、之と一脈、連絡を持つた神道の再吟味、再検討が行はれはじめた。蓋し國民精神の擡頭と尊皇思想の漸次的興起を見た時代に當り、幕府の獎勵によつて起つた文藝復興に伴なふ現象の一つは、學術の自由討究といふことに存した。そこから國民精神に基調を置く神道家及び儒者らの間に、神儒一致の思想を起生し、神道の目ざめを促したのである。

之を儒者側に見ると、朱子學派に屬する藤原惺窩（永祿四—元和元）、林羅山（天正一一—明曆三）、雨森芳洲（元和七—寶永五）、貝原益軒（寶永七—正徳四）らがあり、陽明學派に屬する中江藤樹（慶長一三—慶安元）、熊澤蕃山（元和五—元祿四）らがあり、古學派に屬する山鹿素行（元和八—貞享二）などがある。更に神道家の方を見ると、度會延佳（元和元—元祿三）、吉川惟足（元和二—元祿七）、山崎闇齋（元和四—天和二）などがある。闇齋は朱子學派とも見られるが、本質上、神道家に屬するものと解せられる。

以上諸家の學説は、神儒一致説に傾いてゐる。唯神道家側では、神道を説くに當つて儒教の理論を借り、儒者側では、神道と儒道とが同一に近いといふことを主張した點で、異なる所を有する。けれども總體の上から見れば、神道精神の興起が著しいといふ一事を明確に認めざるを得ない。且、儒學專攻を生命とした如上の儒者が特に神道に關心を持つた事は、日本の自覺の擡頭を裏書するものと思ふ。既に神道思想の興起があり、日本の自覺の擡頭がある以上、日本國體觀念の振興、尊皇精神の覺醒を見るのは、必然の順序であらねばならなかつた。そこに時代における思潮上の特徴を顯示する。

以上の中に於いて「大日本史」編修の中心人物、義公の上に、間接に思想的影響を與へたのは、林羅山である。羅山は義公と直接の關係は薄い。けれども義公の父威公を通じて、義公にも思想上の影響を及ぼしたと見るべき理由がある。故に茲には、一應、羅山の思想を點檢すべき必要を感じる。惟ふに羅山の思想を點檢することは、一方に於いて、時代思潮の主流及び傾向を明かにする事ともなるのである。

羅山は、水戸威公（慶長八—寛文元）及び尾張敬公（慶長五—慶安三）の師で、直接、思想上の影響を二公に與へてゐる意味で、義公と没交渉ではない。蓋し羅山の神道説は、威公、敬公の宗教上に於ける傾向を決定する上において重要な關係があつた。言ひ換へると、二公の神道を尊重する精神は、羅山によつて培はれたのである。

従つて羅山の神道説は、水戸史學に間接に影響して居ると同時に、或は、彼の關心と興味とを持つた支那の春秋學においても亦、威公、敬公らを通じて、義公に影響してをりはしまいかと思はれる。羅山は多方面の人で、支那小説にも通じたのみならず、春秋學においても亦一家見を有した。そこに或ひは深い造詣がなかつたかもしれないが、兎も角、該博な點が見える。然ういふ

わけで、羅山の神道觀は勿論、春秋學の知識も或は義公に向つて波及したかも知れぬと考へられる。その門下で義公に仕へた人見卜幽（慶長五—寛文一〇）らを通じて――。

先づ、こゝには、尊皇精神の重要素をなした神道について、羅山が如何に考へ、如何に之を威公、敬公らに傳へたかを見よう。彼は元來、儒學出身たる關係上、すべての學問を儒學的に見た傾向がある。故に一方に於いて若干の日本の自覺を有し乍らも、神道の獨自性を見出すところ迄ゆかなかつた。そこに彼の短所があるが、然うした間にも、神儒一致説を提示したのは、彼の思想上に於ける進歩的態度を示したものとといへる。

彼の神道觀は『羅山文集』中の隨筆及び敬公に代つて書いた『神祇寶典序』などに見える。それにおいて羅山は、日本の神國たる所以に及んで「夫本朝者、神靈之所_ニ挺生而棲舍_ニ也、故推稱_ニ神國_一、其實號_ニ神器_一、守_ニ其大寶_一則曰_ニ神皇_一、其征伐則曰_ニ神兵_一、其所_ニ由行_一、則曰_ニ神道_一」と述べ、日本國體の本質に觸れた。（以上神祇寶典序）

且、羅山は、佛教徒がかつて主張した本地垂迹説を排し、佛本神末觀の虚妄なる所以に言及して「自_ニ浮屠流傳_一、而後佛神相紛亂」といひ、神本佛末、若しくは神道を主とし、佛教を客とすべ

き説から進んで、神道の純粹性を保持するの必要に觸れた。(神祇寶典序) が茲迄、思想的に進んだ彼も、儒學者たる立場から離れ得ず、神儒一致説を妥當とした。さういふ考へ方が『羅山文集』隨筆に散見する。即ち「王道一變、至三神道、神道一變至王道、吾所謂儒道也。」と言つた。

かく、儒教の説く王道思想は、日本神道に一致し、神道思想は、また所謂王道に合致すると見た。そこに王道の内容を審議しない手落ちがある。王道は、天地人を一貫した正しい政治思想で、霸道に對する言葉である。従つて、宗教の一つである神道と交渉があらうとも、神道即王道とはいへない。こんなところに羅山の太づかみな考へが出てゐる。

が彼は必ずしも神道に對して無智ではない。故に彼は、神道に於ける内清淨を説いて、その本質の一端に觸れようと努力したのである。かうして彼は、内外清淨について身體の潔齋、精神の潔齋を必要とした。その口吻は、神道學者にちかい。従つて羅山の思想的感化を受けた威公、威公が神道に傾倒したのは當然である。それが皇道思想と密接の交渉を有する。

義公とその周圍

こゝに先づ、思想的に義公と交渉の深い威公の神道精神を點檢する。威公には何の著述もない。けれども彼が深く神道を信じたことは、正確に認識することが出来る。『羅山年譜』によると、慶安三年、威公から羅山に向つて、神道要語の抄出を依頼したことが記されてゐる。

それに威公は、萩原兼從(豐國神社々務)から神道について學び、會得するところがあつたといはれる。従つて、彼の神道觀を徵すべき著述とてはないが、神道に於いて、一家見を有したことは、『桃蹊雜話』『源威公始末』などによつて判明する。

この點で、義公の叔父、尾張敬公は、一層徹底してゐた。彼に『神祇寶典』の撰述があつた一事が、先づ之を證明する。また彼は、儒臣堀杏庵に命じて、神書を調査せしめ、彼自身も、この方面に努力したことがある。且、彼は、支那の『書經』に倣つて『神經』を撰しようといふ意圖したのみならず、『神道正宗』と題する中臣祓の解釋をも作つたと言はれる。

かく觀來ると、義公に對する神道的思想の感化は、以上二公によつて、早く注入されてゐたと解してよい。更に敬公の國史趣味は、羅山の好史癖と相俟つて、義公の胸に深い印象を刻み付けたと推すべき理由がある。羅山が『本朝通鑑』の前身、『本朝編年錄』を書いたのは、表面、幕命

によるとされてゐるが、或は羅山その人の希望に原由するのではなからうかと思ふ。

それは、大體に於いて、朱子學者たる彼が、朱子の『通鑑綱目』などに私淑し、また司馬光の『資治通鑑』に共鳴した結果の一産物と見ることが出来る。故に彼は『本朝編年』と題した年表式の記事に註して、「倣朱子綱目之法」と云つてゐる。『通鑑綱目』は『資治通鑑』の内容を要約した書で、その眼目とするところは、大義名分の發揚にあつた。唯羅山の書いたものが朱子らの精神を活用して、その儘に國史上に再現し得たかどうか疑問であるが、少くとも『大日本史』の精神と交渉の深い方面を、羅山が先づ開始しようとしたことだけは、推想される。

次に敬公には『類聚日本紀』七十冊（一百七十四卷）の撰述がある。それは、『日本書紀』『續紀』『後紀』『實錄』などの書を集めて、上は古代から下は光孝天皇の時代に至る迄の史實を網羅したものと傳へられる。が、それは公刊されないもので、内容上どんな主義によつたか、分明でない。けれども義公が敬公に對する誄詞中に「善讀國史興廢繼絶、張皇道弛」とあるによると、尊皇精神に立脚した國史であることが略々推測される。従つて、『類聚日本紀』が皇道發揚に力點を置いたであらう事も亦想察するに難くない。

以上によると義公は、その周圍から皇道精神の感化を受け、國史を純日本的に解釋すべき道をも、おのづから示されてゐたと云つてよい。それに加ふるに、その賓師、朱舜水の影響もあつて、この方面からは朱子學的思想及び實學上の知識を吸収し、博識を養ひ得たと思ふ。

かゝる環境にゐた彼が十八歳の時『史記』の伯夷傳を読んで修史の志を起したといふのは、當然であらう。率直にいへば、『伯夷傳』そのものが、直ちに彼に修史の志を起さしめたといふよりも、彼が受けた思想的感化により『伯夷傳』讀過の感銘が、義公の修史精神を強く刺戟したと云ふべきである。

伯夷、叔齊の事を傳へた『伯夷傳』が、どういふ意味で、義公に感激を與へ、修史の一動因となつたか、それは（第一）大義名分の精神を示したこと（第二）忠孝、悌の思想を發揚したこと（第三）史籍の不朽性永遠性を立證したことであつたらう。

武王載三本主、號爲三文王。東伐三紂、伯夷、叔齊叩三馬諫曰、父死不葬、奚及三干戈、可レ謂レ孝乎。以レ臣弑レ君、可レ謂レ仁乎。（伯夷傳）

以上、伯夷らの言葉は、人情に合致し、大義名分の精神に通じ、孝の心を表明してゐる。更に

伯夷は孝(父命)を重んじ、叔齊は悌の徳を重んじて、相互に位を譲り合つた。そして彼等は、周の武王が殷の紂王に勝つて、天下の政權を握ると「義不食周粟」といつて武王に仕へず、首陽山に餓死し、大義に殉じた。

右の點について、世上、いろいろの評があるが、由來、正義の士は、一時の毀譽褒貶に左右せられずして、必ずその芳名を萬世に傳へる。義公は、その實例を伯夷傳に見出して深く感激し、當時の境遇にも想ひ及んだのである。

蓋し義公は、父の嚴命により、その兄を踰えて、藩主となるべき世嗣の地位に就いてゐたから、伯夷、叔齊が位を譲り合つた美事にくらべて見て、内心、窃かに省慮した。同時に、伯夷が正義を信じて動じなかつた純一な精神に、深く共鳴しないではをられなかつたのである。この心が「大日本史」を一貫するの心でもある。

義公の修史事業と尊皇心

更に義公は、その感激を得た所以が、歴史にあることを考へ、今更に司馬遷の大手筆によつて

成つた「史記」の不朽な生命の意味を知り、やがて歴史そのものゝ永遠性に想到した。勿論、それには、いろいろの要素——筆者の美文、見識、態度の優越等を必須條件とするが、義公は必ずしも、然うした細かいところ迄は、考へ及ばなかつたかも知れない。唯「史記」の如き名著の不朽性から日本歴史を主題とした教化に資すべき大著の必要と永遠性とを胸に浮べたのであつたらう。

先人十八歳適讀「史記伯夷傳」、驟然慕其高義、撫卷歎曰、不有載籍、虞夏之文、不可得而見、而不由「史筆」、何以俾後之人有「所觀感」。於是慨焉始有「修史之志」。(肅公「大日本史叙」)以上によつて、義公が如何に修史の方針を決したか、また、それを決した時期は、いつか分明でない。それは暫く措き、要するに結局、十八歳のときに修史の志を起したのである。が、義公が若し之を實現するに適しないならば、一切、空に歸したかも知れない。歸する所は人にある。人の實力にある。見識にある。誠意にある。殊に皇道の遵奉者たるにある。

以上の點から見て、義公は、「大日本史」の統裁者として一個の理想的の人物だつたと云はねばならない。その第一資格は、彼が皇道の遵奉者たる點にあつた。第二資格は、學問、詩文に長

じ、優に一家を爲したところにあつた。第三資格は史家として公平、周到な態度を執るに努め、學者を優遇した點にあつた。第四資格は、修史事業の爲めに費用を惜しまないで、一生の心血を注いだところにあつたと思ふ。

義公が皇道の遵奉者たることは、こゝに云ふ必要がないかも知れない。が特に一言せねばならぬのは、その尊皇が彼の主觀内に於いても、また客觀的狀態の上に於いても、敬慕と一致するといふことだ。よし、『大日本史』の思想的結論が如何にあらうとも、義公は尊皇によつて、敬慕の意味もおのづから深められるべきことを信じた。即ち義公の立場からいふと、皇室は御主君、幕府は本家で、御主君を崇敬すると共に本家を敬重することは、矛盾でなく、一個の調和だと信じたのである。

或意味からいへば、幕府が衷心、皇室を尊崇することにより、諸侯の信頼を加へ、一層幕府の威信を加重すると考へた。即ち幕府が大義の精神により皇室を尊べば、諸侯も亦この意味を尊重して皇室を崇奉し、合せて尊皇主義に起つ幕府を尊むべきことを考へた。かうした意味を義公はその考慮中に入れてゐた。故に彼の尊皇は、幕府を否定したり、將軍政治を排斥したりする性質

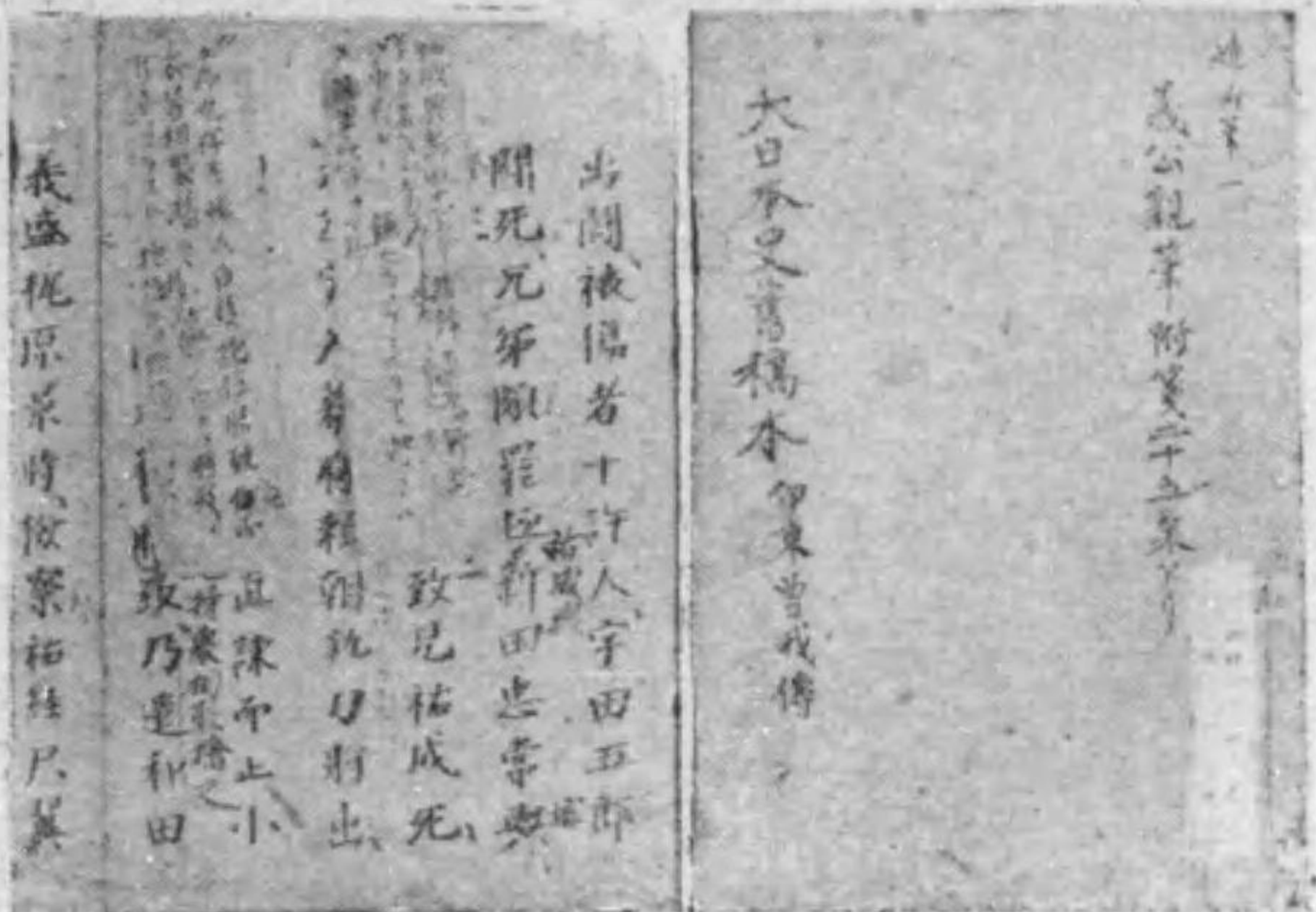
のものではなかつた。否將軍政治の隆祥なるべきことを肯定した上の尊皇である。従つて、然うした立脚點に於いて爲した尊皇が、思想上結論として何を導き出し來るべきかは、その推定のほかにあつたといはねばならぬ。

かうした彼は、その尊皇精神を『大日本史』の上に表現したが、それは、彼の全力を以てしたと云つてよい。そこには、かつて信長、秀吉、家康らが示したやうな、政略的な不純さは毫もない。また彼は、幕府が示したやうな、微温的な尊皇態度に無論甘んじてをらない。それは熱烈であり、至純であつた。

かゝる意味に於いて、義公は、『大日本史』の統裁者として、最も好適な資質を有してゐたのである。世上侯伯のうちには、修史總裁の名があつて、その實なきものがある。また事實總裁として盡しても、適材でないものがある。ところが義公は名實合せ有し、適材適所だつた。彼は、天の卓越した政治家で、天下を料理するの偉材を有した。若し、彼をして將軍たらしめたなら、幕府の綱紀は振起せられ、面目を一新したにちがひない。

が、それは事實、許されない。故に一藩の政教事業革新に力を注いだ以外は、その全力を『大

大日本史稿本



酒泉竹軒の立稿にも義公親附の稿をもる

日本史」に傾倒した。
 「大日本史」は義公畢世の事業である。且、彼は世上、編修總裁だと稱するものが、往々、その事に暗かつたり、精通しなかつたりしたやうな點を持たなかつた。何となれば、彼自身、史學者であり、詩文人であり、儒者でもあつたからだ。彼はこの方面で大名醫の範圍を越えてゐた。

彼は國史、國文、佛學、儒學、老莊學などに通じた。且、和漢の詩歌、文章をよくし、その和文「梅花記」の如きは、安藤年山（寛文元一享保元）をして歎賞せしめたほどである。故に義公は、その修史の方針その他について、彼自

ら指導の任に當り、書き方に於いては、孔子の「春秋」を本位として司馬光の「資治通鑑」及び朱子の「通鑑綱目」などに參酌するところがあり、概して支那春秋學の風骨に探ると云つた工合だつた。「春秋胡傳」（胡安國撰）の如きも、恐らく「左氏」「公羊」「穀梁」その他と共に、義公の寓目、共鳴したものと推想される。

かく義公は、支那の史學、文學に得るところがあつたが、根本精神になると尊皇を以て一貫した。惟ふに義公にあつては、尊皇こそ、日本國民唯一の指導原理だつたのである。當時戰國時代の後を受けた世上の動搖を靜め、不安を一掃し、公武一和の實をあげて、秩序、平和を確持し、意義あらしめるためには、尊皇精神を以て全國民を率ゐてゆかねばならぬ必要が存したと思はれる。蓋し幕府の封建治下に於いて、社會は漸く秩序付けられ、四民は次第に安堵したが、尙ほ殺伐の氣が浪人者の間に横溢し、或は諸侯の中にも叛骨を有するものがなしとしない。時には、由井正雪の如く亂を思ふものもあつて、一脈動搖の空氣が當時の社會に漂うてゐた。故に、如上、殺伐の空氣を一掃し、動搖、不安の傾向を除くには、國家、社會を思想的に秩序付けるべき大義名分主義の具體的標示を必要としなければならなかつた。おそらく、それは、當時の有識者の誰

もが重要視し、且、肯定したところであつたらう。義公の叔父である尾張敬公の如きは、その代表的な一人だつたと考へる。

國史に於ける主觀性と客觀性

江戸幕府成立以前の天下が久しく亂れた所以は、主として、大義名分の混亂に基因する。大義を忘れ、名分を紊す以上、日本國體觀念は、不振に陥らざるを得ない。同時に、社會の秩序も平和も亦かき亂され、下剋上の思想を蔓生する。この苦い經驗は、義公の如き有識者の早く氣付いたところで、國家、社會を秩序付けるために、名分の混亂を一掃して大義を發揚すべく、全力を打つの必要を感じ、「日本國體に還れ」といふ叫びを發せざるを得なかつたのである。

義公は之を抽象理論に於いてせず、具體的事實——史上の事例を以てし、加ふるに、その精神を明かにするがために、論贊を添へた。勿論、澹泊が執筆した論贊は、義公の歿後『大日本史』から削除されてしまつたが、『大日本史』の根本精神を知るには、勢ひ論贊によらねばならぬ點がある。即ち論贊は、道德的批判を主とした『大日本史』の原理を明かにし、一種の歴史哲學を構

成してゐるからである。

以上の意味に於いて、『大日本史』は『神皇正統記』に比して、史論の近世的な上で一步を進めたものと見られる。『正統記』の議論も立派であるが、概して簡略にちかい。ところが『大日本史』に至つては、篇中の、各方面の人物を評論し、日本國體觀念に立脚して、大義名分の上から論評した。この意味で、『大日本史』は根柢の上に、一種の歴史哲學を有するものと言はれる。それは組織化において、尙ほ到らぬ點を有するが、明かに哲學的實質を有する。

殊に多とすべきは、義公の目的が大きく、『大日本史』を一生涯の中に完成しようと思へないで、遠く子孫の後に至つて大成せしめようとした一事にある。彼の行き方は、拙速主義でなかつた。遠大主義だつた。故に彼は、その史料の蒐集についても、周到を期し、全國に互つて博搜、蒐集した。

この方面の整理についても、義公は少からぬ力を入れたのである。その上、日本における有力な古典——『六國史』などに關しても校訂に力を注ぎ、『大日本史』の基礎工事のためには、一時、寢食を忘れた位である。就中、當時最も知り難かつた吉野朝の事蹟については必死の力を盡

して搜索、調査に努め、史學上に少からぬ貢獻をした。長慶天皇の御即位なども、義公らの力によつて當時略々推定し得たのである。そして後醍醐天皇の御聖業、大楠公の生涯を詳細に明白ならしめるについても亦、水戸史學の努力による點が少くなかつた。

唯『大日本史』の如き道徳的批判を中核とする國史の陥り易い點は、主觀性に偏して、客觀性に稀薄な傾向を示す上にある。かの『愚管抄』の如きは、主觀性のために、客觀性を稀薄にした弊が見える。ところが『大日本史』には、然うした弊が少い。それは義公の發意によつて、第一に史實を重んじて、十分の調査を加へ、一々、その出典を示すと同時に、輕々しい論斷をしなかつたからである。即ち、その歴史上の記述は、何處までも實證的で、客觀性を尊重し、妄りに批判したり是非したりしない。出来るだけ慎重の態度を執つて之に臨んだのである。故にその道徳的批判のために史實詮索を略したり、或は史實を歪曲したりした點は、全然ないといつて宜しからうと思ふ。即ち、一方に於いては、主觀性を擴充徹底したが、主觀のために誤られず、一方に於いて客觀性の充實を期したが、沒主觀的不得要領に墮せず、國史上、主觀性と客觀性とを併行せしめたのである。

要するに、かくの如きも亦、公の遠大主義に基づくことで、事功を念がずに、十分の研究、推考を重ねた結果にほかならない。義公はこの點について、晩年、書を水戸の重臣に寄せ、「念三子成功、而致有疎漏、則後世之譏評亦不可免、縱少涉稽緩、宜細加檢討」(修史始末)と云ひ、且、澹泊の傳ふるところによれば「寧繁勿失於簡、寧質勿過於文、廣蒐旁羅、以待良史之筆削」(修史始末)と命じたのである。以上の言葉は、義公の遠大主義を裏書するものと思ふ。

何れかと言へば、當時の歴史は、細かに検討を史實乃至史料に加へない傾向が多かつた。眞偽如何の如きは、詳しく考慮せぬものさへあつた。のみならず、文飾に心しても、質直の筆で、正直に史實を記叙するの用意を欠いたもののみであるといつてよい。義公は然うした弊害に憚らないので、科學的態度で、史料を検討し、史實を考査し、舞文曲筆を絶對的といつてよいほどに避けるやう心した。要するに、それは、義公の遠大主義の現はれである。

義公の學術的用意と京學の人々

如上、遠大主義のもとに於いて、義公は、眞摯、著實な態度で『大日本史』の根幹を固め、枝

葉を整へる上に、如何なる勞をも惜しまなかつた。即ち統裁上、徹底勤勞主義に終始したのである。彼が『大日本史』を最も有名にし、最も特色付けた、三大特筆の内容を決定するについても並々ならぬ苦心をしたが、また記叙の文章についても、必要と見れば、一字一句の末にも注意を拂つた。彼の統裁振りには、全く水際立つてゐたと言へる。

義公の史識は、三大特筆の上に反映せられる。が、彼は、自己の識見に恃むところがあつたにせよ、かうした史上の重要問題を決定するについては、苟もしない。何處迄も周密な考慮を加へた。

義公の行き方は、始終重要問題については、史臣をして、十分の討議を爲さしめ、或は論文を起草せしめ、或は、文書を往復して、意見の交換を行はせると言つた風で、軽々しいことをしない。この事は、三大特筆に關し、殊に心したところである。が、最後の決斷になると、義公の所信を標準として、いかなる場合にも一步も任せなかつた。

かの吉野朝正位説の決定についても、既に義公の生前に、反對説が起り、水戸史臣中には、京都朝正統位を唱へない迄も、吉野と京都との間に左迄の差別を置くべき必要がないとしたものが

あつた。或は、京都を正統視したものがないともいへない。この間の消息は明白を缺くが、義公歿後に現れた京都朝についても同情的論議が『大日本史編纂記録』中にあるのから、當時の様子を推想することが出来る。且、『修史始末』に「正統之議、史臣或有規公者、公不聽曰、唯此一事、爲某假借、天下後世、雖有罪我者、大義所存、我豈曲筆哉。」とあるのによれば、義公が情實を排して、只管、大義のために、吉野朝正統（正位の方が正しい）説を執つたことを穩當でないとして、種々切諫したものが相當にあつたにちがひない。が慎重に慎重を重ねて來つた公は、この一事について、たとひ、後世、天下の非難をあらゆる方面から受けようとも、全責任を一身に荷うて、所信を曲げない意を告げた。そこに、義公の史識がよく現はれてゐるが、本來、人情に厚く、情味にゆたかな人として、かく理義に徹したのは、一に大義のためだといふ確信に本づくのである。

然うした確信が『大日本史』を貫いてゐる一事が既に『大日本史』の權威を高める。が『大日本史』に關與した水戸史官の中には、義公時代以後になると、或は、理義の上で不徹底な傾向を示し、或は、義公の精神を穿きちがへるやうなものが出來て、累を義公に及ぼしたのみならず、

『大日本史』の眞意を疑はしめるやうな言議をなしたものもある。が、それは、義公の缺點でもなく、『大日本史』の短所でもない。要するに、その秋霜烈日的な點が、一部の水戸史臣により、歪曲されたといふ迄である。

當時義公が水戸史學の中心を爲した時、これを助けた一派のうちには、京學（この名稱は、ここでは、廣く京都における南學一派をも包含する事とする）を代表したものがゐたことは、『大日本史』の事業達成に效果的だつた。即ち京學は、尊皇斥朝の思想を背景として、儒學、國學研究に従事したのである。彼等の學問は、漢學にせよ、國學にせよ、尊皇斥朝の思想により統一せられ、特色付けられてゐた。そして水戸方面で、この一派を代表したのは、栗山潜鋒、三宅觀瀾、鶴飼鍊齋、鶴飼稱齋、安藤抱琴、安藤年山らである。殊に潜鋒、觀瀾の二家は傑出してゐた。

潜鋒、觀瀾らは、尊皇精神發揚のために、全心を傾倒するの意氣を有し、安積澹泊と提携して、水戸史學の建設に邁進した。即ちこの點で、彼等は、思想上、義公と一致したのである。時としては、義公に對して、有力な建言を爲し、或は義公の壮志に一段の拍車をかけた。それは、京學を背景とした爲めであつて、義公のもとに來る前から、彼等は尊皇精神に充實し、一個の信

念を持つたのである。勿論、觀瀾は、後に幕府に仕へて、思想上少しく變化を來たしたといはれるが、潜鋒の如きは、徹底尊皇主義者で極力、霸道による將軍政治に

反對した。

かく京學の一派が思想上、義公と共通點を有したことは、『大日本史』の上に寄與したところが少くない。『大日本史』に於ける思想上の支柱となつたのは、この京學一派、即ち三宅觀瀾、栗山潜鋒らだといはねばならない。

惟ふに、潜鋒の『保建大記』が出來たのは、貞享四年のことで、水戸に仕へる前六年の頃である。この著述は、『大日本史』の精神をそのまゝ、歴史に具體化したといつてよい名著で、保元元年から建久三年に至る三十七年間の政事的得失を厳正に批判してゐる。彼が日本國體の尊嚴を明識し、天壤無窮の皇運を扶翼しまゐらせようと努めた至誠のあと、歴々として、このうちに窺ひ見ることが出来る。その内容は、今日も必讀せられて宜

又
葉上
竹野先生
新詩味不好
易頭佐野没
彭資父老馬
晴水釣具春事
神和頭寛人問答
幽西更有面
三宅觀瀾

三宅觀瀾筆

いと思ふ。

次に觀瀾の『中興鑑言』はいつ頃出來たか、年代不明であるが、これまた『保建大記』と同様の精神に出發して、建武中興の聖業を主題とし、政事の得失を論議するうちに、燃ゆるやうな尊皇の至情を寓してゐる。即ちそれは、『大日本史』の主張を建武中興の歴史にその儘、あてはめたといつてよい。然うした事實によつて見ても、京學の代表者たる潜鋒、觀瀾らが、『大日本史』の事業に衷心共鳴し多大の力を添へたことを十分に推知出来る。

その他、京學の一派として、水戸に於いて重視せられ優遇せられた鶴飼鍊齋、鶴飼稱齋、安藤抱琴、安藤年山らも、夙に水戸に赴く前から尊皇思想の護持者だつた。鶴飼兄弟の父石齋は、山崎闇齋の門下で、寛文二年『編年小史』七冊を著はして天朝仰慕の精神を表明し、熾烈な尊皇思想を鼓吹したのである。そして鍊齋は、石齋の志を繼いで、宋學に造詣する所深く、殊に『資治通鑑』研究の一權威で、深く大義名分思想を把持したのである。それから年山、抱琴の二家は日本古典に精通して、皇室尊崇の情熱を多分に持つてゐた。

以上によつて見ても、京學一派は最初から、『大日本史』の精神的支持者だつたといふことが出

来る。故に『大日本史』は、義公一人の力になつたといつてもよいが、事實、京學一派の努力があつて、之を支持したことが、事業達成の上に最も寄與するところがあつた、と見るのが妥當である。

最後に一言すべきは、『大日本史』が何故國文を以て書かれなかつたといふ點にある。即ち尊皇精神を基調とする以上、國文を以て『大日本史』を書くのが至當だと思惟する人々があらうと思ふ。現に三浦周行博士は、『徳川光圀と其修史事業』においてこの點に觸れ、『大日本史』が其大成迄に前古無比であり、おそらく後世に於いても二度とあり得ないと思はるゝ程の長年月を閲してゐるのも、又其文章について往々引用された原文と相容れぬとの非難を招きつゝあるのも、此史筆の悩みに基く事が多いのである。史料の蒐集に、年所と經費とを要するは避けんとして避け得らるゝものではないが、漢文の代りに國文で書く事は、決して困難でなかつた。」と述べてゐる。

その理由として「近世の初頭に於いては、國內の風が儒者をして國文和歌の研鑽に傾かせ、近世儒學の祖とも言ふべき惺窩を始め、多くの儒者で萬葉集や、源氏・徒然草等の古歌・物語・草子杯を研究し、これに關する著書のあるもあれば、歌集のあるもあり、其學說意見の如きも、暢

達した國文で發表したものが多く、それが此時期に於ける特色とも看做されてゐる程である」と述べ、従つて如上の傾向に即して、「若しあれ文の優れた史筆を有つた史臣が國文を以て書いたとしたならば、吾に漢文に依る一切の障礙を一掃して、所謂味より文章に成功したばかりでなく、編纂に要する歳月をも節約し得たであらう。」と推斷した。

おそらく、義公の聰明を以てして、この事を考慮に入れなかつた筈はない。素より之に關する正確な文獻はないが、「録足傳」を假名書きにした義公としては、或は、國文を以て「大日本史」を書かしようと思へたかも知れない。が當時の事情としては、さうした事を、思ふやうに實現しにくい傾向がないではなかつた。即ち在來の慣例によると、すべての公文は漢文を以て書かれた事情があるから、漢文本位となつたことも自然の趨勢であつたらうと思ふ。

それに當事の情勢は、學問の自由討究が僅かに起つたばかりで、學者といへば、漢學者が大部分を占め、國學者に至つては、極めて少數で「萬葉集」の註釋について、義公が、わざわざ大阪の契沖らに依頼したのは目ぼしい國學者が少く、僅か二三にすぎなかつた爲めにもよると思ふ。假りに三浦博士の説の如く國文をよくした漢學者があつたとしても、名文家に乏しく且、之を水

戸に招致する事も容易でないかも知れぬ。故に義公修史の志を實現するには、主として、之を漢學者の手に委ねるのほかなかつたと云ふのが當時の實情であつたらう。

かうした現實のために、「大日本史」は國文を以て書かれなかつた。後に至り、烈公は普及上、之を遺憾として「大日本史」の國文譯に着手したことがある。その目的とするところは、國文を以て書いたものを、婦女子や初學者に讀ませて、國體觀念を彼等の腦裡に植ゑ付けようとした點にあつた。それは途中で頓挫したけれども、事實「大日本史」は、内容・形式共に皇國的だといふのが本來の面目で、烈公の態度に見れば、形式を漢文の一種に限定したのは、その本意でなかつたとも見られる。

率直にいふと、漢文で書いたのは、事情やむを得ないが、水藩の史臣中、烈公の意を體して、これを國文に譯し、流麗・暢達の文章によつて、國民一般に理解させ、味識せしめようとするものなかつたのを遺憾とする。惟ふに、當時、白石の「讀史餘論」「藩翰譜」などが暢達な國文を以て書かれてゐたのであるから、全部國文で押通さうとする決意が義公にあつたら、一時の困難があつたとしても、必ずしも實現不可能でなかつたかも知れない。惜しむべきである。

要するに、『大日本史』の出現は、時勢により、環境により、また義公の尊皇精神と修史に對する熱意とによる所がある。更に京學の一派が之に参加して安積澹泊らと共に義公の志を助け、萬難を排して邁進したといふことが、一つの力となつて作用したと見られる。すべて一時代を劃するの大業は、偶然に現はれ來らないのである。

第六 『大日本史』の三大特筆について

大義名分主義

既記の如く、『大日本史』を特色付けるものとして知られてゐるのは、三大特筆である。それは、(第一)神功皇后の御傳を皇妃傳に收めたこと、(第二)大友皇子を本紀に掲げて、天皇大友と稱し奉つたこと、(第三)吉野朝を正位としたことなどで、今更に之を詳説する。

それらは、今日、何れも史界の常識となつてゐるけれども、以上三個の重要問題を史學上、適切に處斷するについては、當時少からぬ困難を伴ひ、また識見と勇氣とを要した。

従つて三大特筆は『大日本史』の大眼目であり、根本生命である。それによつて當時史界の新傾向たる尊皇の精神を寓し、大義名分思想を發揚した。そこに日本民族に特色づけられた天皇中心の史觀の展開がある。

かく三大特筆は『大日本史』の魂を象徴する。然しながら殿にいふと、それは、必ずしも水戸學派の創見ではない。吉野朝正位説の如きは夙に『神皇正統記』によつて主張せられ、神功皇后の事についても亦『古事記』『日本書紀』などに於いて、一見識を示した。即ち『古事記』は、皇后の御事蹟を仲哀天皇の御記事の末に收めて、別段、神功紀は設けない。『日本書紀』は、仲哀紀の次に、神功紀を置いたが、攝政たる旨を記して、その御即位を認めてをらないのである。

それから、「天皇大友」即ち弘文天皇に關しては、『水鏡』に於いて妥當にちかい解釋を示してゐる。以上によると史上の疑義とせられた三個の重要問題に關して、『大日本史』出現前、早く正解を下さうとした文献の存在してゐたことを窺知し得るのである。

のみならず、略々同時代に、以上の問題について『大日本史』と同様にちかい見解を未發表ながら『倭鑑』の草稿に示した山崎闇齋の如き學者もある。

概して、闇齋に率ゐられた崎門學派は、大體に於いて水戸史學派の人々と史學上、右の問題について一致した傾向を持ち、脈絡相通するところがあつた。蓋しそれは、思想的に共通點を保持したからであらう。

かうした諸種の事實が存在する以上、三大特筆は、たとひ『大日本史』の眼目であり、生命であるにもせよ、これを創見だとは言ひ得ない。けれどもそれらを史實の検討蒐集によつて、明確に斷言し、且、強硬に主張して、これを史界の公論化せしむるに至つたについては、水戸史學派の力に俟つといふところが最も多かつた。

元來、皇位の正閏を云々することは、最大重要事で、人臣の深く慎まねばならぬところである。故に『大日本史』出現前、この點について言議したのは、唯一つ『神皇正統記』の存するのみである。而も水戸義公を事實上の總裁とした『大日本史』が何故、進んでこゝに着筆したか。そこに一考を要すべき重要點が存在する。

蓋しそれは、國體上萬世一系の皇位の永久無限に存続せられんことを衷心、切望した精神から來てゐる。日本に於いては、一君萬民の政治の下に天壤無窮の皇運を持続せらるべく、天照大御神から皇孫に賜つた神勅と神器とが儼乎として存する。この神勅と神器とを崇重して、皇統の純一を保持せらるゝことが、國體上の第一義である。この意味において、大義の上から、名分の上から史實を批判するに當り、『大日本史』は慎み深い態度のもとに、史上、皇統の點で疑義の存す

る問題に妥當、嚴正の判断を下すの必要に迫られた。その結果が三大特筆の上に具體化したのである。

今、翻つて、過去——『大日本史』以前の文書について、三大特筆に關する經過と『大日本史』の書法とを對照して見ると、先づ神功皇后の事については、『常陸風土記』『扶桑略記』『水鏡』『中朝事實』などは、これを女帝として仰いだ、ひとり『日本書紀』には、明白に皇太后と書いて天皇と書いてゐない。

更に、大義を重んじた心持を示した『古事記』にも、やはり、十分に考慮を拂つた跡が見える。『記』は皇后の御事蹟を仲哀天皇の記事に附載して御一代を立てない。この點『大日本史』の如く、明確に立場を辯明せぬとしても、神功皇后を女帝とすることを妥當と考へなかつた意志を表示してゐる。そこに『古事記』の卓越した態度を保有した。

ところが、こゝに『紀』に於いて、皇后の御一人稱として朕と書き、磐餘に都されたと記して萬事、天皇の記事と變りないやうなところを示した事から、『水鏡』その他も思ひ誤つて皇后を女帝と認めたのである。そこに『紀』の叙事の上に稍明快を缺いたところがないではない。『記』は

大體に於いて『大日本史』の主張と同一傾向を示した點で、優越妥當の地歩を占めたと言へる。

それから近世初頭における官撰の歴史として現はれた林家（羅山・鷲峰ら）の『本朝通鑑』になると、神功皇后の御態度——皇子降誕後皇位に即けらるべきを然かせられないで、御自身、六十九年間、攝政として、天皇の事を行はれた點に不満の意を表明したが、やはり、女帝とすることに於いては、『水鏡』その他と同様だつた。唯「一女帝臨朝、不可無_レ牡_レ之戒」と好意を示さなかつた丈である。

以上『大日本史』が出る迄は、神功皇后を皇妃傳に入れ奉るのが至當だといふことを明確に主張した書はない。闇齋の『倭鑑』だけは、その目錄中に僅かに、神功皇后を仲哀本紀の附録とすべき意を示したが、内容は分明しない。故に神功皇后についての問題は未了だつたといはねばならない。

これは弘文天皇の場合に看到しても亦同様の歎なきを得ないのである。この問題は、後世史家の間に、いろいろの議論を生じたが、そのよつて來るところは、『日本書紀』の記事が公正でなかつた點にあるといつても宜し。

蓋し『紀』に於いて、右の問題を公平に記述し得なかつたのは、撰者舎人親王が天武天皇の皇子であられ、随つて『紀』には、大友皇子の御即位を書せず、天智天皇の次に天武天皇を列し奉つた。既に官撰の歴史といはれた『紀』が、かろした態度を示したので、他の史書も亦之に倣ひ、弘文天皇の御即位を認めなかつたのである。

その後近世に入つて、『本朝通鑑』でこの問題を取扱つたのを見ると、天智天皇の次に天武天皇を列し、大友皇子の事は、天智天皇の條下に附載してゐる。即ち『紀』の行き方に従つた丈で、特に大義名分の上から新たに考察を下した跡が見えない。且、『鳳岡全集』所載の「擬策問對策」中の壬申の亂に関する解釋を見ても不徹底である。それには天智、天武二帝及び、大友皇子に關し、鷲峰の間と鳳岡の答とを併録してゐるが、是々非々主義に起つて、長短共に之を指摘し、大友皇子（弘文天皇）の御即位に關しては、何ら言ふ所がない。従つて、この問題も亦『大日本史』が出現するまでは、未了だつたといはねばならぬ。

史上之重要問題と論議

次に吉野朝問題については、『神皇正統記』の正論があるが、而もそれは素直にすべての人々に受け容れられたと云ひ難い情勢のもとに置かれて來た。何れかといへば、京都朝の御系統にいます御方々が榮えられたので、勢ひ學者らも、その適從するところに迷つたのである。

若し『神皇正統記』の意味を正當に解するならば、此の問題についても、決して迷ふことがない筈である。正理に即して、根本的な正しい處斷に出づることが、必ずしも不可能でなかつた。が、水戸史學一派、崎門學派などが出る迄は、『神皇正統記』の價値な公平に認めるだけの眼識あるものが極めて少かつたのである。

故に近世に入つて『本朝通鑑』の如きも、概して京都朝を正位視し、巖垣松苗の『國史略』（文政十年刊）の如きも、京都朝を正位として、吉野朝の事を之に附載する筆法を執つた。（但し、明治十五年再刊の『國史略』は吉野朝を正位とし、京都朝を閑位に改めた。茲に正位、閑位としたのは、山田孝雄博士の説に據る。吉野朝といひ、京都朝といひ、共に皇統上の差別はない。唯正位か閑位かと云ふ差別が一時存在したのである）それによると『大日本史』の編述が始められた時代には京都朝正位説が優勢を占めたことを推想するに難くない。

今、『本朝通鑑』を見ると「壽永元曆東西有二帝、自曆應二至明德、南北兩統、是本朝大變也、是亦非_レ可_レ妄決_三正偏_一、故聊寓_三微意於各篇_二耳_一」といひ、後醍醐天皇の御一_レに限り、吉野朝を正統(正位)とし、それ以後は、京都朝を以て正統(正位)としてゐる。即ちその記事において、後醍醐天皇の次に京都朝の光厳天皇を置き、光明、崇光、後光嚴、後圓融、後小松諸帝に及んでゐる。同時に、吉野朝の後村上、長慶、後龜山天皇を即位視した。その理由とするところは、(一)後醍醐天皇が延元元年、吉野に還幸された後、御讓位の儀がなく、且、足利高氏が光明天皇を擁立し奉つたこと、(二)京都朝は中央の要路にをられて、帝運榮え、御血統が今日迄傳はつたのに對して、吉野朝は邊鄙にをられて、その御勢力が一方に偏在したこと、などによるのである。

以上、『本朝通鑑』の主張は、何れかといふと、枝葉的、末梢的で、根本的なものと認めることが出来ない。然らば、根本的なものとは何か。神器の所在及び授受の點に觸れるにある。當時、神器が吉野にあり、且、後醍醐天皇の御意志を重んじなければならなかつたとすれば、勢ひ、神器を奉じて、皇位を繼承せられた後村上天皇を正位としなければならぬ。天照大御神の天壤無窮

の御神勅と、皇位を象徴する三種の神器とが不可分のものだといふことを良心的に考へ、且、後醍醐天皇の正大な御精神、建武中興の聖旨に想ひ及ぶならば、當然、吉野朝を正位としなくてはならない合理的な意味が存在する。

ところが『本朝通鑑』は、然うした根本問題に觸れないで、唯枝葉の點のみを論じ、姑息な態度のもとに曖昧な主張をした。そこに『神皇正統記』の考へと一致せぬところがあつて、勢ひ妥當を缺くと見るのほかはない。故に吉野朝正統説も『大日本史』が出る迄は、形勢上、容易に安心し難い點があつた。

如上、(一)神功皇后の事、(二)大友皇子の事、(三)吉野朝正統(正位)の事について、『大日本史』は、いかに考へ、いかに決したか。順序として茲にこの點に觸れてゆかうと思ふ。水戸義公が、この重要問題を解決するに當つて、慎重、周密の態度を執つたのは申す迄もない。その所斷は、一に日本國體觀念により、尊皇精神に基づいた。そこに、義公の私情とか、愛憎とか、偏頗とか云ふやうなものは全然ない。唯國體に立脚し、皇道に依據して、そこから公正な判斷を爲したのである。

かくして義公は、神功皇后の問題について自分のみの考へを以て直ちに結論とはせず、先づ史臣の意見を徴することとし、安積澹泊、栗山潜鋒、三宅觀瀾、多湖岐陽らに命じ「神功皇后論」を起草せしめ、義公も亦僧道昶にその見解を口授した。

以上の中、今日、傳へられてゐるのは、澹泊及び潜鋒の「神功皇后論」である。義公が道昶に口授したといふ論旨は、分明しない。然しながら、京都帝國大學史學研究室所蔵の「大日本史編纂記録」第九十七冊によると、當時、口授筆記が成ると、之を澹泊及び中村箕溪らに示したことは明白で、その中には、神功皇后を皇妃傳に列すべき理由を明快、適切に陳述してあつたと推想することが出来る。即ち澹泊、箕溪二家が井上支洞に與へた手紙が之を立證する。

神功論、於史館何(れ)も打寄相見、熟讀仕候。卓絶之御見識英雄之御議論□□僚之所及無之候。誠に一洗萬古□□申物にて可有之哉。(下略)

之によつて、義公の主張が史官らを動かしたと想像して誤りはない。随つて、澹泊の「神功皇后論」も自然、趣旨において義公の見解と一致したものと略々目あてが附く。澹泊が義公の主張を支持した論據は、「統者所以下正皇極、刻替僞也。統之所在、不係大小疆弱、唯以正爲貴」

といふにあつた。この點、義公、平生の主張と一致する。

澹泊が以上の確言によつて、神功皇后のことに言及したところは、少しく、論述の上に苛酷の點あるを見るが「應神既生、何不速使正位震極、不承皇統乎」と直言したのは妥當である。彼の「大日本史」における論贊も亦「神功皇后論」の内容を要約したものである。その澹泊の感慨を筆端に洩して、「幸應神保壽、待六十餘年、皇后昇遐之日、始得承統、設使不幸先皇后、而崩殂、則赫赫大業、何所屬望」(神功皇后論)と云つたのも首肯される。同時に論贊において、「日本書紀」がこの問題について用ゐた筆法を賛して「舍人親王修日本書紀、書皇后稱制、曰攝政、此特筆也」といひ、また、「親王不與聞位、其義嚴也」といつたのも、史眼の鋭利な點を示すと云つてよい。

次に栗山潜鋒の論文全體は分明せぬが、「嚶々筆話」に傳へられたところによると、「日本書紀」の神功皇后に關する記事を批評して「撰者以攝政一書其見、固卓焉、但不附之仲哀、應神、而揭三紀、爲可惜耳」といつた點は、やはり、澹泊と所見を一にする。が、神功皇后が皇太子を立てられて後、依然、攝政なされたことについて、「其南面僭位可知」と云つたのは、筆法峻

嚴に過ぎ、妥當を缺く嫌ひがある。そこに京學の傳統的特色を現はしてゐるもの、もつと穩當な言葉を以てすべきであらう。が、以上により、神功皇后の問題に對しては、史官の意見が概ね一致したと見らるるのである。

要するに、『大日本史』に於いて主張するところは、在來『扶桑略記』『水鏡』などの史書が神功皇后を女帝としたことを大義の上から否定し、事實上、(一)皇后が新羅から歸朝して皇子を産されたこと、(二)六十九年間攝政の職にをられたこと、(三)右の事情により、胎中天皇の御誕生と共に、皇位繼承の手續を執り給ふべきが至當なること、(四)如上の手續をされぬのは大義名分に合はぬこと、この意味で、皇后を皇妃傳に列するのが當然だといふにある。以上が神功皇后の問題に於ける経過及び歸着だつた。

後世、この點に關して、或は『大日本史』の所説を支持し、或は之に反對したものもある。本居内遠などは前者に屬し、小泉保敬などは、後者に屬する。小泉の主張は、餘りに過去の史書に現はれた事象、即ち神功皇后を女帝とした書き方、辭句などのみに拘泥して、事實の裏に含まるる實相、精神などに看到つてをらぬ弊があると考へる。かく是非の論が跡を絶たなかつたが、今

日『大日本史』の主張が公論化したのを見ると、特筆の特筆たる所以が明證されたのである。

大友皇子を帝紀に列した理由

次に大友皇子(弘文天皇)の問題についても亦、義公は史官らの説に先立つて略々大友皇子の御即位を認めるといふ考へを抱いたと解せられる。當時(貞享四年)彼は例によつて、安積澹泊、吉弘菊潭、人見卜幽らに命じて大友皇子論を書かした。現在傳つてゐるのは、澹泊の『帝大友紀議』である。元來この問題は、神功皇后の場合と異り、事情が複雑で、一概に是非し難いところがあつたから、史官の意見も亦必ずしも一致したとは見難い。勿論義公在世中はその威力に壓せられて、義公の説——大友皇子の御即位を認めて、帝紀に列することには反對がなかつたと推想せられる。がその薨後になると、打越樸齋、中島通軒らの反對説が出た。之によつて見ても大友皇子のことを如何に解釋するかについては、相當の困難があつたと推想せられる。

茲には、先づ澹泊が、この問題に關して、義公の精神に一致した見解をいかに發表したかを見るのが順序だと思ふ。それに於いて『大日本史』の主張は、『懷風藻』『水鏡』の二書に根據を置

き、そこから出發してゐる。即ち澹泊は「帝大友事迹尤爲難明、參之懷風藻、水鏡二書」然後承嗣之重、繼續之正、燦然可見矣。故今據此二書、書曰立爲皇太子、曰即天皇位其正大明白、凛乎不可犯」と論述した。

以上によると、澹泊は、義公の精神を體して、主點を皇統問題の上に置き、他の種々の事情を論究するが如きは、おのづから從屬的な問題としたとも見られる。若し事情から云へば、大友皇子及び、皇弟大海人(天武天皇)に對する態度の上にも、同感すべき點なしとしない。また澹泊が天武天皇に對する硬直の論も、事情の點から考へると、一概に首肯しかねるかも知れない。同時に、大友皇子の立場に向つても、同情すべき事もあれば、同情し難い點も出てくる。

が、それらは後屬的な事柄で、第一義的な問題は皇位繼承の上にある。即ち大友皇子が皇太子となられた事は如何か、皇位に即かれたことは如何かといふのが主點である。大海人皇子は、一度は、皇太子となられたが、天智天皇の御大患に當り、これを辭して、吉野方面に赴かれた。その後大友皇子が皇太子となられ、天智天皇の崩後、皇位に即かせ給うたといふのが當然の事實たる以上、『日本書紀』において、天智天皇の次に天武天皇を列したことは、當を得ないとしなければ

ばならぬ。當然、大友天皇(弘文天皇)を天智天皇の次に記述し奉る可きである。義公の考へは、大體右の如くであつたらう。かくして、その主張の據り所を『懷風藻』『水鏡』の二書に見出したのであつた。

皇子(大友)博學多通、有文武材幹、始親萬機、群下畏服、莫不肅然、年廿一、立爲皇太子。(懷風藻)

天智天皇、十二月三日うせさせ給ひにしかば、同五日、大友皇子位をつぎ給ひ(水鏡)

尙ほ『扶桑略記』にも、大友皇子について「爲皇太子」とある。故に『大日本史』は、皇統の正しきを重視する立場において、大友皇子の即位を認め、之を特筆するのを至當とした。即ちそれは情實論でなく、正理論である。正理論といふよりも、日本國體觀念の上から當然、かくあらねばならぬとする必然の主張である。唯澹泊の筆鋒が天武天皇に向つて鋭利にすぎたといふ如き手落ちはあるが、之とても、彼が純理一方で押通した結果で、私心を挾んだ爲めではない。

後世、この問題についても亦是非の論があつて、新井白石の始きは、『大日本史』の説に一致したが、伴信友の如きは、中間に起つて天武天皇に同情した。勿論、彼も亦弘文天皇の御即位は之

を認めたのである。その他松林漸、豊田天功、渡邊真楫、東正純、山縣禎諸家も『大日本史』の説を支持した。唯水戸史官の間では、中島通軒が極力、義公らの主張に反対したが、打越樸齋らが之を抑へたので、通軒も自説を撤回した。

この事は當時の情勢の一部を暗示する。即ち一部史官の間には、天武天皇に同情するものがあるが、自然、弘文天皇に對し、好感を寄せず、久米邦武氏らの如く、『日本時代史』所收(古代史)にむしろ天武天皇を辯護しようとするかのやうな、態度を執らんとした空氣の漂うたことを示した。それは『大日本史編纂記録』第二百九冊中に見出される。

元來、天武、大友之事、拙者(打越樸齋)は餘り吞込不_レ申候。大友の方御尤に候も、天武之方無理とも名付け難く候。殊に悖逆と申事も見へ不_レ申候。日本紀を篤と熟讀致候へば、畢竟は曖昧と致候事也。中島平次(通軒)は、帝大友紀をば、つぶし可_レ然候。日本紀を見損ひ候と申(し)先年、議を江戸より申來り候。(下略)

以上の如く、水戸史學派の内部には、異論があつたけれども、義公の主張により、之を特筆した。かくして義公の説は、やがて今日に至つて公論化せられた。明治時代に朝廷から大友皇子に

弘文天皇といふ御謚を贈られたのも『大日本史』の特筆に基づかれた事と思ふ。

吉野朝正統説に於ける義公の見識と信念

最後に最も困難を極め、群議の中心となつたのは、兩朝の問題で、義公の主張——吉野朝廷を正位と決定する迄には幾曲折を経たのである。それは、神功皇后の問題や、弘文天皇の問題などにくらべると、一層、公正な判断を下すことが、むづかしかつた。その一主因は、『神皇正統記』の書かれた時代と異なり、京都朝の御血統であらせらるる天皇が代々、御位に即き給ひ、當時、御隆運を持続なされてゐたといふ一事にある。

他に、神器の所在如何によつて、直ぐに系統の正閏を分つといふことに關しても、若干の異論などがあつたが、それは部分的な解釋の上に留まり、根本的な反對ではなかつた。が、京都系の天皇を奉戴した當時に於いて、吉野朝正統(正位)を主張するのは穩當を缺くといふので、史官の間に異論を生じた。それは人情といふ觀點からすると、一概に抑へ付け難い。のみならず、當時、京都を正統とし、吉野を閏統とするが如き思想が有力であつたことは、既述した通りであ

る。故に義公も、吉野朝正統説を堅く持する上では非常の決心と勇氣とを以てしなければならなかつたのである。

この方面でも義公は情實論から離れ、一に純理論の上に終始した。即ち日本國體の觀念に立脚して、神器を尊重するの精神に起ち、神器の所在、即ち皇統の所在たる以上、之を奉じ給ふ吉野朝を正位(正統)とすべきことを確信したのである。若し、實勢からいへば、吉野朝は一方に偏在して、京都に及ばぬけれども、五十七年間、儼然、神器を奉じてをられたから、大義の上よりして、之を正統とするといふのである。言ひ換へると、義公の主張は、(一)天祖が天壤無窮の御神勅と共に三種の神器を皇孫に傳へられた聖旨を尊重し、(二)建武中興に志された御醍醐天皇の皇政復古の御旨を崇敬した上にあつたらうと思ふ。

かうした義公の精神に共鳴したのは、水戸の史官、栗山潜鋒である。彼は、皇位繼承についての手續が、佻迄も合理、合法ならざるべからざる所以を『保建大記』中で左の如く力説した。

王室華蔓、一旦相闕、帝也院也體元繼世、皆我所天豈如舉義構亂正偽相判乎。欲審進止之義、正尙背之道、則將奚擇。院雖兄去位久矣、帝雖弟、當今天子。馭寓踰年、未レ有

失徳一院之構兵、其何名耶。當是時宜以躬擁三種爲正。

以上によると、潜鋒は、保元の亂に當つて、崇徳上皇と後白河天皇と争はれたが、その御血統は、いづれも正しいから、何らそこに區別すべきことはない。唯皇位繼承の手續からすれば、後白河天皇が正位を占め給ふのであるから、之に反抗するのは不當だ。即ち三種の神器を擁し給ふ後白河天皇を正しいと認めざるを得ないといふのである。潜鋒はかく解釋した。

次に潜鋒は、絶對的に三種の神器の威靈を尊重し、その由來、意義を謹述した後「至躬以擁三器爲我眞王、則臣要質鬼神、而無疑」と言つた。

同じく水戸の史官三宅觀瀾も大體義公の考へに同じだが、一部に於いて少しく異なつた考へを述べた。觀瀾は『中興鑑言』中で、神器は無論心から深く尊重するが、更に主上におかせられて、義理、道德を伴ふことを以て正しいとしなければならぬといふのである。そこに少し異なる點があつた。

或謂、正統之辨、無以多爲、以神器所歸ト之耳。曰、固也、而未也。若此器也祖考精爽、所憑以護祚而鎮國、不與秦隋僞製誇謂承天受命之比、神人以之不離、民物以之

不_レ移。上常有_レ崇畏弗_レ墜之心、下永無_レ觀覲不_レ逞之萌、而器之所_レ臨亦必在_レ統當_レ續而德足_レ稱者_レ焉。統器之分弗_レ判矣。(中興鑑言)

が義公は、觀瀾の説よりも潜鋒の説に賛し、飽迄神器尊重主義を固執して、正閏を決定する所存を押し通した。その事は既述した如くである。

當時義公が如何に、大なる自信を以て、皇位繼承の手續の合法的なることを重んじ、神器尊重の精神を基本に、皇位の正閏を見定めようとしたかと、その態度の上に推想せられる。それには、義公が建武中興の精神に深く共鳴した理由も、おのづから作用してゐることをも、諒察しなければならぬ。世上、京都朝正位論を主張する立場から、義公の態度を非難するものがあるけれども、それは妥當でないと言はねばならない。少くとも、義公の眞意を酌み取る上に到らぬ點があるとしなければならぬ。

勿論、義公は、事苟も大義名分に關する以上、唯人情味によつて、之を處斷したのではなく、據るところは、儼たる理義の上にある。即ち皇位繼承の必須條件たる神器の授受を以て、絶對必要のこととし、さうした上から、斷然吉野朝正統(正位)の旨を特筆した。この點について、當時

の關白だつた近衛家熙は、十分に義公の眞意を解し、「三種神器南朝に有之内は南朝正統、神器北朝へ歸候時は北朝正統、是にて相濟候」(近藤夕翁筆記)と端的に了解した旨を述べたが、當時、林家をはじめ、之に反對したものが少くない。林家編纂の『本朝通鑑』では、後醍醐天皇の御一代のみを以て正統とし、それ以後は、京都朝を正統とした。その理由は、京都朝が中央の首都にをられ、吉野朝が邊鄙の地にをらるゝと云ふにある。そして、林鷲峰の『日本玉代一覽』によると吉野の後村上、長慶、後龜山天皇を正統と認めず、後醍醐天皇の次に九十六代として光嚴天皇を挙げ、以下、光明、崇光、後光嚴、後圓融、後小松諸帝に及んでゐる。(次頁参照)

こんな工合だつたから『大日本史』では、勢ひ、その立場を明かにしなければならぬ必要を生じた。よつてこれについて、安積澹泊が執筆し、左の如く、辯明したのである。

南朝を(義公が)正統に立てられたる事當時朝廷へさはる事のやうに議する者、可_レ有_レ之歟。

然れども此事は、後醍醐天皇三種神器を擁し給ひ、御子孫相承、大位に據給ふ事なれば、其を帝紀に立てられたる事天無_二一日_一の理にて自然の勢なり。全體、大日本史の編次、南朝亡迄に限るべき事なり、然るに後小松紀を立てられたるは、深意有_レ之事歟。其故は神器の在所に正

朔を歸せらるゝ心にて明德三年、南朝亡、神器入洛の時より、後小松に年號をかゝげ、書せられたる事、南北朝いづれも同じく神奇にて輕重なく、神器北朝に歸したる時は今日の天下北朝



すなはち嫡流たる事、日月の如くあきらかに世にしらしめんためにて朝廷を推尊ばるゝ心なり。(大日本史由来)

要するに「天無二日」の重要意義により義公が誠意を以て、吉野朝を正位(正統)と所斷した

ことは疑ふべき餘地がない。かの『國史纂論』に收められた山縣禎の『南朝正統論』は單純な論法ではあるが、趣旨において、義公の説を支持した有力な論と見られる。

或人謂ふ、吾邦南北各朝廷を立つ。皆神武天皇の系統にして、固より輕重する所以なし。正閏と眞僞とを以て論ずべからずと。余以爲らく、然らず。夫れ尊氏は逆賊なり、光明帝は尊氏の立つる所なり、尊氏は逆賊の名を忌み、是に於てか皇子を奉じて帝と稱し、之を挟みて以て天下に令するなり。然れども後醍醐帝、神器を擁し、儼然として猶存す、即ち是れ眞天子なり。此眞なれば、彼は、僞と爲すこと知るべきなり。既にして尊氏帝に逼りて、神器を新主に傳へんことを請ふ。帝乃ち僞器を造り、以て之を授け、躬眞器を奉じて南す、則ち南は眞にして、北は僞たることも亦知るべきなり。且逆賊迭起し、各皇子皇孫を奉じて帝と稱し、皆正統を以て自ら處る。則ち是れ大亂の道なり。天下の分争何を以てか定らんや。夫れ君は亂を治めて正に歸する者なり、天下君を立て以て亂を生ず、焉ぞ君を用ゐんや。故に君は必一にして後、天下定るなり。夫れ天に二日なく、地に二王なきは古今の通義なり。故に此を以て正と爲し、即ち彼れを僞と爲さざるゝを得ざるなり。南朝は微と雖も、神器を祖宗より承り、天下の

主たるや久し、(下略『國史纂論』原漢文所收)

かく明快、率直に、吉野朝正統(正位)を述べたものは、他に餘り見出されない。本論の主張者は、確かに義公の知己である。が、爾後も、義公の共鳴者が一方にあると同時に、他方、之に反對したものが無いとは云へなかつた。

正統論に對する諸説

かの『南山史』の著者、成島稼堂のやうに、強硬に京都朝正統説を叫ぶものさへ再び明治時代に出るやうになつたのは、畢竟、國體觀念を明白に把持せんためであらうと思ふ。吉田東伍博士も『日本地理歴史研究』において「北朝が正統なり」と主張した如き、或は篤學の士として三上參次博士に推重された田中義成博士が、大正時代にその著作『南北朝時代』において、「南朝の擁せられた神器は眞實のものか」と非國體的な懷疑説を持ち出した如き、世上の信頼が厚い丈に、時人を眩惑するなきを保し難い。

現に私の如きも、一時は、吉田、田中二博士の説に動かされようとしたときがあつた。それは

私の國體觀念が正確でなかつたか、十分徹底しなかつたか、何れにか歸せねばならぬ。が、今わが萬邦無比、日本國體を沁々思ふとき、要するに吉田、田中二博士の言説は、故らに學界に異を樹て、快を一時に取らうとしたものとしか思はれない。

何となれば、日本の道義建國の昔を懐ひ、三種の神器の意義を知り、皇位の唯一無二、絶對最高にして、神聖なる所以を知る以上、吉田、田中二博士の如き言を爲し得ぬからだ。よし、その言説が如何に巧みにもせよ、博引旁證、學的にすぐれてをらうとも、根本において國體的にぐらつてゐる主張は、萬能あつて一心足らぬものと斷じたい。

以上にくらべると、黒板勝美博士が『皇室中興の大業』において、「主權の所在即ち正統」として、法理的解釋を下した如きは稍穩かであるが、それとても、山陽が『日本政記』において大義名分論から出發した吉野朝正統説と同じく、嚴に國體觀念の上から見ると、皇位繼承の必備的條件を輕視した傾向あるを免れない。

かく云ふ私の如きも、此の説には絶對の信を置きつゝも、それへ到達する過程において、何か新説を編み出さうとして、多少、迷つたり、ぐら付いたりしたことがあつた。それは私の不敏に

よるが、一つは、明治以來、紛々たる論議が行はれたと同時に、私が三宅觀瀾らの説に不知不識、動かされたからだつた。従つて、吉野朝正統(正位)説へ歸着するところの過程において一旦は、黒板勝美博士や山陽の説に加擔し、衆説の傾向を廣く示す意味で、吉田、田中兩博士の説(勿論、之は最初から不賛成だつたが)をも引用したこともある。

ところが、今日、嚴正に且、靜かに、國體精神に立脚して、沈思熟考するとき、私は在來の言説の上に修正を加へねばならないことを痛感した。それと共に、史家としての三浦周行博士、國學者としての山田孝雄博士の説に共鳴するに至つた。茲まで到達するについて、私がこの考察過程に於いて幾分、到らなかつた點があつたことを率直に打開ける。この一事に關して私を啓發した三浦、山田兩博士に感謝した。

三浦博士は『日本史之研究』で義公の吉野朝正統説に穩健な解釋を加へてをり、山田博士は國體發揮の精神から正論を發表されてゐる。博士は『大日本國體概論』(昭和三年版)に於いて、以上の問題を正解すべき鍵として、(第一)皇位、(第二)皇統、(第三)即位條件に關し、正確な認識を把持するの必要を力説し、「ここに世人の惑となれる重大なる案件あり。即ち皇位と皇統の條件

と即位條件の三の區別なり。皇位は唯一絶對にして、時處いづれにも不可分なり。皇統の條件とは、皇祖皇宗の實際の血統にましまして、臣籍に降らせられぬをいふ。この條件に合せさせ給ふは、即ち正統にして他は皇統にあらず。即位の條件とは合理合法の手續によりて、祖宗の神器を受け賜ふことなり。この條件あればこそ正位にして、これなきときは正位にあらざるは論なし」と確説した。

かうして山田博士は、眼目とも云ふべき正閏説に及び、「皇統の條件よりしていへば、南北二朝共に完全なる皇統なり。(中略)こゝに於いて即位の條件を以て正閏を決せざるべからず。この點につきて見れば、神器を有し賜ひし芳野朝廷を斷乎として正位なりと主張せざるべからず。若し然らずんば、神器を如何せむと化する。若しこの大法を無視するが如きあらば、國體を如何にせむ」と峻嚴な態度のもとに、熱烈に國體觀から正論を主張された。

考證(神器について)は暫く後に譲るが、吉野朝の天子は、後醍醐天皇以來、正當の讓位によつて、踐祚せられ、正しく三種の神寶を傳へられた。それについて想ひ出されるのは、天照大御神が天孫瓊々杵尊の降臨に當り、天壤無窮の神勅と共に三種の神器を賜つたことである。故に皇

祚と神器とは全然切離し得ぬ重大意義を有する。この點について三浦博士は左の如く述べた。

若し讓位踐祚に於いて、此神器を闕くことあらんか。これ實に皇位の繼承に於ける重大なる關點にして、これによりて、踐祚せられたる新帝は、果して正當なる帝位と認むべきや否やの問題を生ぜざるを得ず。(三浦博士『南北朝論』)

無論以上は三浦博士の説を俟つ迄もなく『神皇正統記』の著者は夙に謹嚴な筆で「三種の神器世に傳ふる事、日月星の天に在るに同じ(中略)この三種につきたる神勅は、まさしく國を保ちますべき道なるべし」と述べてゐる。即ち三種の神器は、皇位繼承の御徴として、皇孫このかた天つ日嗣の大御寶である。そして天皇御即位の時には、三種の神寶を持し給ひ、その御前に額づいて即位の大禮を行はせられるのは世の知る所である。そこに儼乎たる重大意義がある。

かくして三浦博士は如上即位の必備條件に觸れた後、吉野朝が正しく神器を擁せられた真相に及び「後醍醐天皇は元弘元年、笠置に潜行し給ひしより、延元元年、吉野に還り給ふまで、常に三種乃至一種の神器を帶し給ひ」云々と非常時の御有様を述べ、それから神器が吉野朝に儼存した一證左として、「花營三代記、應安六年八月三日の條に南方奉讓三位於御舍弟宮之間、相三副三

種神器、没落吉野云々とあるが如き幕府も亦三種の神器の正しく南朝に傳れるを知れり」と記した。之を『神皇正統記』に徴すると「大日本島根はもとより皇都なり。内侍所神璽も芳野におはしませば、いづくか都にあらざるべき」とある。かくして三種の神器が吉野に存し、京都になかつたことが明白である。この點、栗田栗里博士の『神器考證』に委曲をつくしてゐる。

かく觀來ると、夙に後醍醐天皇の皇政復古の御精神を衷心欽仰した義公が吉野朝正統説において「神器の所在即ち正統」と斷じたことの正しいわけが分る。そこに義公の達見があり、國體觀念に徹した熱情、確信がある。ところが世の學者中に、かく儼とした正當の意義——皇位繼承の必備條件を冷視して、徒らに理論の末に走るものがあるのは、畢竟、國體觀念が稀薄だからであらうと思ふ。

以上、義公の主張は正しいが、唯嚴にいへば、山田孝雄博士の説の如く、正統と正位とを混同した氣味がある。若し正統の上からすれば、雙方共に皇祖皇宗の實際の血統にましますから、この點何ら變りはない。が正位、間位の上からは、嚴に區別がある。

若し正位といふ點から見れば、皇位繼承の合法的條件を具した吉野朝は正位で、これを闕いた

京都朝は閏位たるを免れない。ところが『大日本史』は、以上の點について、明確な説明を缺き、元中九年(明德三年)兩朝合一のところを筆を擱いてゐるので、正統と正位との意味を混同し易い憂ひがある。この點は、山田孝雄博士も指摘された處で、聊か遺憾とせねばならぬ。

かくして明治末期に入るに及び、以上の事が議會の問題となつたとき、明治天皇の御聖斷のもとに樞密院の諮詢を経て、明治四十四年、吉野朝を正位と認めらるゝ旨を決定された。結局、義公の説には、聊か不備の點はあるが、根本の主張に於いて勝つたのである。それについても、率先、吉野朝正位説を主唱した北畠親房の大きい功績は、特に認めねばならぬ。

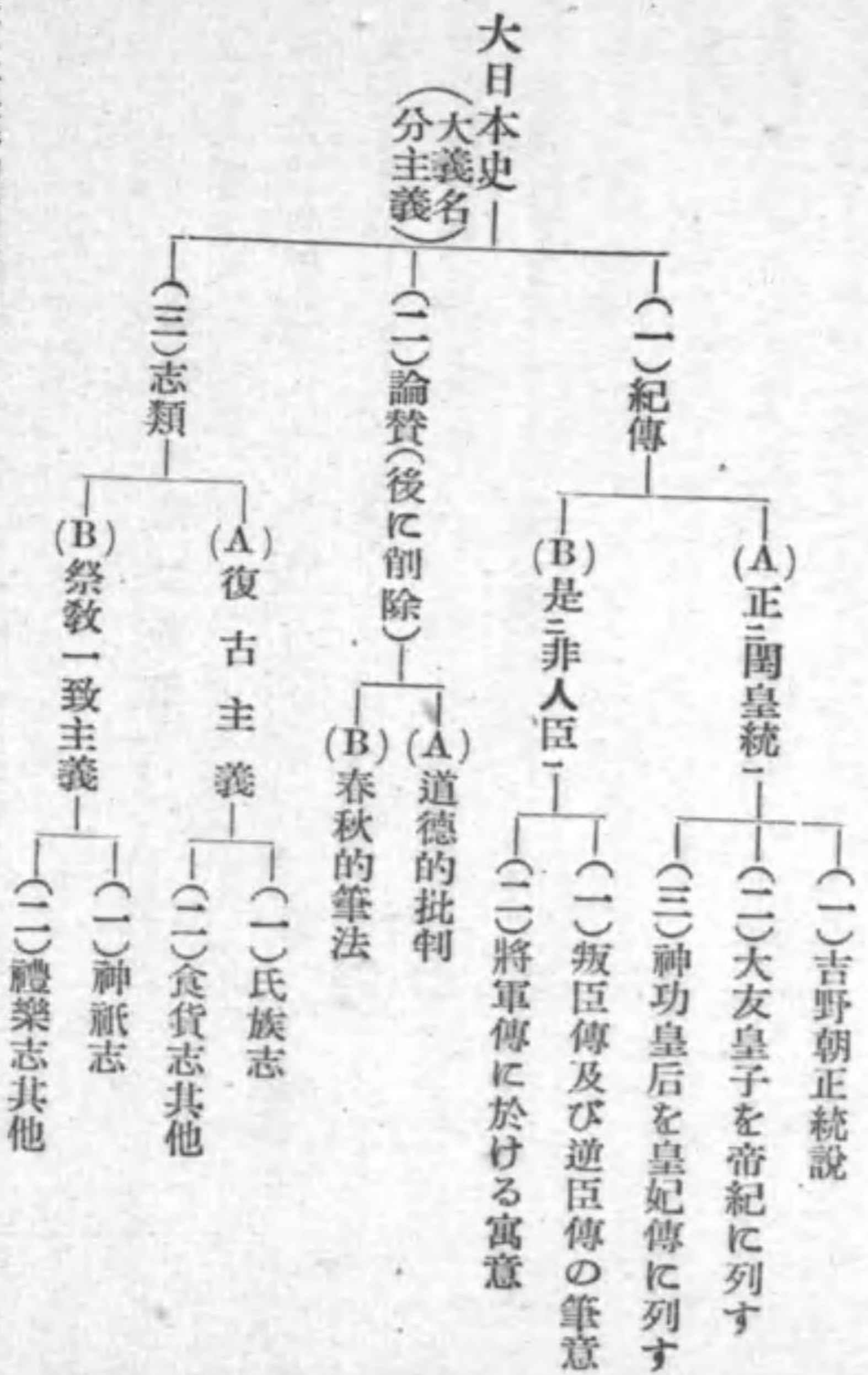
如上『大日本史』の功績について、頼山陽の父、頼春水は、藩主淺野重晟に與へた書中に、「大日本史之爲三大典、爭光天下、誰不瞻仰義公之業矣」と賞揚し、且、「正統之議實出于義公獨斷可見」と歎稱した。以て『大日本史』が三大特筆を中心に、夙に學者間に敬重せられてゐたかを知るべきである。

第七 『大日本史』の論贊及び志類の思想的意義

論贊・志類の價值

『大日本史』と云へば、すぐに三大特筆を聯想するが、それは紀傳の方面であつて、之に對して、論贊——現行の大日本史にはない——及び志類がある。この三つを綜合すると、一層『大日本史』の特色を發揚する。三者共に大義名分主義に立脚してゐるけれども、その趣に至つては、幾分、異なる所がある。そこに色彩の淡濃、變化があると云へよう。今、これを圖示すると、左の如くなるであらう。

左表の中、安積澹泊が書いた『大日本史』の論贊は、文豪頼山陽及び室鳩巢らが激賞して措かなかつた名篇である。唯それは、一部の識者に知られたに留まり、一般には知られてをらぬのは残念だ。ひとり、それは歴史文學として重きを爲す作品であるのみならず、歴史哲學の一種とし



て、また道德的意義を發揮することを使命とした史論として、相當の價值を有すると思ふ。

それとは、一脈の關係、交渉を持つが、おのづから一個の獨自境を持つ『大日本史』志類は推

重せらるべき雄篇である。それは一種の文化史論、乃至文化史としての長所を有し、當時の史界に新生面を開いたものと考へる。且つ志類は、水戸學派の有力な文士、學者の合作に成り、文章上には相當重きを置かれてよい著述である。かくして、論贊及び志類の意義を茲に明かにすることは無用でないと思ふ。

今、『大日本史』の列傳を見ると、その何れもが巻頭に極めて簡略な概説を付してゐる。従つて各列傳が、どういふ趣きりその精神を把握出来ない憾みがある。



澁 泊 會 像

※意で書かれ、どんな精神で執筆されたかを推想し得る場合がある。けれども何れかといふと、まだ十分に、その旨意を吞込めぬ點がないとは云へぬ。かの三大特筆の如きも論贊によらば、はつ

のみならず、本紀においては、その總説とも云ふべきものがないから、之を論贊に照し合せて

見るべき必要がある。かく論贊は『大日本史』に取つて缺くことの出来ぬ重要性を帯びてゐるが、歴代の聖世を上下するのはよくないといふので、文化六年二月、武公(治紀)の時にすつかり之を削除した。従つて現行の『大日本史』には、讀者に取つて必要な論贊がない。

然しそれがために、澹泊の論贊は、少しも價値を減じないのみならず、一層、渴望せられる。惟ふに澹泊をして、歴史文學者として不朽の生命を保たしめた所以は、全くこの論贊のためだといつて過當でない。故に室鳩巢は、序文において極力これを賞揚し、山陽の如きも、論贊に推服して『帝大友紀贊』を始め、彼が特に愛誦してやまぬ文篇を左の如く挙げた。

○後醍醐天皇紀贊 ○將軍傳序論 ○幕府文臣傳序 ○北條義時傳贊

以上のうち、幕府文臣傳序とあるのは、將軍家臣傳のことかと思はれる。何れにしても、歴史文學の第一人者、山陽が折紙を付けた以上、澹泊の論贊が、文學的に卓越した價値を有するのは確實だ。勿論、司馬遷の『史記』における論贊にくらべると、一段落ちるのは止むを得ない。『史記』の論贊は、文章上、精彩あり、光焰あり、一奇一正の妙をつくしてゐる。澹泊のは、まだ其處迄、追ひ付くわけには行かぬとしても、優に日本文學に於いて第一流の位置を占めることが出来よう。

惟ふに、歴史には、いろいろの體裁、行き方がある。唯敘事、記事のみで押通したのもあれば、評論を主としたものもある。即ち文化乃至文明の觀點から史的事象を批評したのもあれば、道徳、倫理の上から評論を加へたものもある。『大日本史』の論贊は、道徳的、倫理的の批判を紀傳の上に加へたのである。

元來『大日本史』は、既述した如く『春秋』に擬した著述である。『春秋』以後にも、孔子の精神を繼承した史書が往々出た。『資治通鑑』の如きは、その代表的な一つだと言はれる。『大日本史』も亦この系統に屬し、紀傳、殊に論贊の上にその趣旨を明らかにした。山陽の『日本外史』『日本政記』なども亦同じ範疇に入れられよう。

それについて考へられることは、左様した道徳的、倫理的な價値判斷を史實の上に加へる可能性がある。歴史家のうちには、飽迄も歴史の客觀性を強調し、過去の史實をあるが儘に再現して、そこに何ら主觀の投影を許さずとする一派もある。それは批判するよりも記載し、評論するよりも敘述してゆくのを主眼とした方法で、無論、さうした純客觀を主とする歴史も亦、興深く

讀める場合がある。それと共に、中正の態度、偏らぬ行き方をしようとする上に好意が持てる。が、それと並行して、主觀性を強調する歴史も亦同様の興味を以て讀み得る。のみならず、それが執筆者の私情に囚はれない限り、何らか自己の爲めにするところがない限り、そこに一つの意義がある。即ち道徳的な心眼、倫理的な頭腦を以て、史實の中から一つの意味を發見しようとする歴史も亦あつてよい。かうした意圖を十分に明かにするには、論贊によるほかないのである。

道徳的批判

以上、論贊及びその底に横はる意義が、たとひ『春秋』を手本として、大義名分を高調した點は同じでも、別に『大日本史』の論贊には日本的意義が強く、鮮明に動いてゐる。言ひかへると、それは水戸史學派の一特質として、(第一)皇室の萬世一系であらせられることを崇重したと、(第二)皇室では、古來、道義建國の精神に終始されてゐること、(第三)皇室が日本國民道徳の淵源であり、基本であり、源泉であられることを正しく認識せることだ。以下、幾分、既述の

一部分と重複するが、別の方面から見た水戸史學の本質について再言する。それは前に云ひ足らぬ所を補ふためでもある。

元來、日本は漫然建てられた國ではなく、眞善美を以て、地上を莊嚴にせんが爲めに建てられた國であることは、神武天皇の御詔勅に明かである。所謂建國の三綱がそれで、積慶(仁慈)・養正(正義護持)・重暉(叡智)の旨を實現して、世界を光明化すべき先天の約束がある。かかる尊貴な任務を完全に實現されようとして、皇室は最善の力を盡され、そして天業を翼賛しまゐらせる國民が、その下にゐる。

約言すれば、道のための國、道のための皇室、道のための國民によつて、莊嚴に形造られたのが日本國家だと云つてよい。故に日本は道の體現に向つて進むべく、必然、天皇政治を以て、一貫せられねばならない。その間に武家政治を挟むことは正常でなく、變則だつた。この變則を一掃し去るには、大義名分を高調して、天皇政治の永遠性を維持してゆかねばならぬ。惟ふに、義公らは、或は其處まで考へ及ばなかつたかも知れぬ。唯當面必要の問題として、人々の目ざめを促すため、大義名分を闡明することに主力を傾けるほか、他意はなかつたであらう。澹泊も亦こ

の精神に則つて論贊を書いたと見てよい。

日本では在來、國民一般が日常、實踐すべき道として、(一)君臣の義、(二)父子の親、(三)夫婦の別、(四)長幼の序、(五)朋友の信があるとする。以上のうち、支那が「父子の親」を第一位に置くのと異り、君臣の大義、君臣の名分を第一位に置き、そのもとに父子の親以下を従屬せしめる。故に國民は君主を本とし、國家も亦君主を本とする。君主(天皇)あつての國民・國家だ。國民・國家あつての君主ではない。そして天皇は道義建國の最高使命を達成する主體であらせられる。だから、君臣の別を明かにし、君臣の大義を道徳上、最高位に置かねばならぬ必然性を具有する。この點、支那は勿論、歐米とも全く趣を異にする。

この意味からして、水戸史學が大義名分に主點を置き、道徳的、倫理的評價を史實に加へることは、本來の職能である。従つてその對照とする人物が、たとひ、父子の親、夫婦の別をよく守らうとも、若し大義名分に反した言動を爲す以上は、斷乎として峻嚴な價值判斷を下すに躊躇しない。即ち、萬一、兩親に背くやうな場合があらうとも、絶對的に天皇に背くことは許されぬ。國民は心から皇室に歸依し、奉仕するのが、日本人としての第一義で、兩親に仕へることは第二

義だ。故に大義のためには、兩親に背き、妻・兄弟に背き、朋友に背かうとも、容認せられるべき場合がある。

すべて大義を最高標準として、史實上に價值判定を加へるのが水戸史學の本質で、その次ぎに來るのが、父子、夫婦、長幼、朋友についての道を基本とした評價である。更にもう一つ次ぎに來るのは、一切の技藝、技術の有無、優劣、長短に關する價值判斷で、この場合、道義の旨に背反する技藝、技術は一切貶斥せられるであらう。即ち水戸學では、技藝も技術も、道義の精神を破壊し、或は道義を輕視する場合、それを價值の乏しいものとして判定する。

かういふ風に、すべての史實に道徳的批判を加へ、そこに何ら情實の介在するを許さぬ。かゝる主張を體して論贊を書いたところに特色がある。この場合、先づ注意を惹くのは、澹泊が如何に三大特筆の意義を論贊によつて發揚したかといふことだ。紀傳において、明かに三大特筆の意味を敘述の上に示してはゐるけれども、その旨意を明快に述べてゐない。さうすると、勢ひ澹泊の論贊の上にその主張を徴しなくてはならぬ。

唯茲に一つ、遺憾とすべきは、論贊の文が何れも短くて、澹泊の意を十分、盡し難く、加ふる

に、漢文の形式に少しく囚はれて、微妙な意味に觸れたり、痒いところへ手が届いたりすると云つたやうなことが、時として不可能に近い點だ。無論、そこに簡潔で、含蓄がある場合も見られるが、何れにしても、短い文章で、相當重要な意味を現はすについては、澹泊の苦心の尋常でなかつた様子が察せられる。

が、それにしても、流石に文章に老練であり、思慮にも熟した澹泊の長所が隨所に現はれてゐる。彼れは短文の中に、彼れの言はんと欲することを有効に緊縮して述べ、時には、潑刺たる生氣を充溢し、或は婉曲な趣を發揮して、覺えず、三嘆せしめるやうな味をも出したところがある。文才に豊かな山陽を敬服せしめたのも、恐らく之がためであつたらう。

次に、澹泊が爲した史實への批判は、水戸史學の長所、短所をその儘、反映してゐるの觀がある。即ち水戸史學の長所に従つたところは、安當であるが、水戸史學の短所とも云ふべき旨に従つたところは當を得ない。勿論澹泊は、本來、同情心に富んだから、幾分、水戸學流の春秋的峻嚴味を緩和したやうな場合もある。けれども往々、理義に徹しようとして冷酷に流れたところも見える。また處々に排佛的氣勢を揚げ、不當に佛教を非とするやうな口吻があるのは、少し藥

が利きすぎたやうに思ふ。

さて、彼が三大特筆について書いた論贊は、義公及び史官の意見を綜合し、その歸一したところによつて執筆したものだと思はれる。別段、期待したほどの光彩はないけれども、無駄のない文章で、要點をつくしてゐる。惟ふに山陽の妙手を以てしても、かうした題目について書けば、或は澹泊以上に出ることがむづかしかつたかも知れない。

何と云つても、澹泊は一個老成の史學者である。山陽が文章家本位であつたのとはちがふ。澹泊には相當優れた史識があり、史眼がある。それが彼れの論贊を裏附けて、何處までも、學的態度を失はない。その代りに、また特にすばぬけた奇警なところになると、持ち合せがないやうだ。けれども大體において、脱線した點がなく、力めて至當の旨に合致しようとした心の跡が見える。

論 贊 の 特 色

今、澹泊の三大特筆についての論贊を讀むと、吉野朝正統説を主張したところの旨意を述べた

『後小松天皇紀贊』が優れてゐる。彼れは、既述した如き義公の考へと觀瀾の説とを調和し、そこに難點が見出されぬやう、旨趣を述べた。即ちその意味について、彼れは、「人心歸則神器重、人心離則神器輕。天人惟一、道器不二」と婉曲に水戸學派の主張を表現したのである。

次に澹泊は「明徳中、帝受神器于龜山帝、於是乎皇統合而爲一、聖緒傳於悠久」といひ、兩朝共に神胤であらせらるゝ以上、神器が和睦によつて京都朝の手に歸したからには、そこに輕重の差なく、京都朝即ち嫡統となられた所以を明言した。言、簡明にして要を得てゐる。

それから逆臣傳、叛臣傳は、水戸史學派が史上、大義名分を蹂躪した人物に對し、道德的立場から審判を下したものと秋霜烈日にひとしい趣がある。たとひ、叛臣、逆臣らが生前、道德上の彈劾を免れようともし、「大日本史」は論贊の方面から、儼としてこれを彈劾する。即ち一面に於て、亂臣賊子をして畏怖せしめるといふ意圖を藏してゐる。

澹泊は『逆臣傳序及贊』において、また『叛臣傳序及贊』において、彼等が如何に生前、誅戮を免れ、餘生を存したにしても、天人共にその罪を許さぬ。また左様したことは理義上、絶対に糺彈すべきが世法であるといふ所以を論じた。唯源義仲の如きは、幾分酌量をする點があるに關

らず、澹泊が他の叛臣と同様に取扱つてゐるのは、少しく酷に過ぐるの嫌ひがある。が、大義名分を守るものは、たとひ、一旦、敗北するも、後必ず酬はれ、大義名分に背くものは、一時、たとひ、成功するとも、後必ず罰せられるといふ事理を明かにしたところに、澹泊の筆力が見える。

それから論贊中、特に注目を惹くのは『足利尊氏傳贊』及び『北條義時傳贊』である。この二人は、人物傑出してゐるけれども、大義名分に背いた點で、道德の法廷において嚴かに審判せらるべきである。澹泊は、高氏について、その狡猾、老獪な云爲を排撃した後、高氏の罪狀を擧げ、「世不察。以爲猶有二人臣之節。過矣。至於兵屢摧衄、奔竄西海、則奉廢主之命免叛臣之名、擁立光明院以亂正閔之分」と鋭く非難を加へた。その罪惡の應報が子孫の上に及び、室町時代の戦禍が永く續いて、骨肉相争ふの慘事を繰返したことをも指摘してゐる。

次に北條義時が三上皇を脅かして、播遷を強ひまゐらせたことは、大義の上から斷じて許さるべきでないとし、深く義時を憎んで、「悖逆之甚、古今未有」と云つた。が、澹泊は、これを何故、叛臣傳中に入れなかつたかといふ點について辯解に力めてゐる。即ち彼れは當時の實勢に

看到り、「方ニ幕府絶嗣之後、義時雖ト内懷ニ姦邪、竊弄權威、然外藉ニ尊王之義、不臣之迹未レ著也。後鳥羽上皇、肆ニ驕亢之志、施ニ不善之政。殆使ニ生靈墮ニ於塗炭。而義時不レ忍レ視ニ民不堪レ命。是以屢格ニ詔旨、觸ニ犯天威。而上皇赫怒、遂加ニ之兵。則義時有レ辭ニ於天下。」と述べ、兎も角も民心を得て、義時が勝を制した事情に觸れた。つまり、政治上、義時に一分の理あることを認め、叛臣傳に入れなかつたといふのである。

けれども澹泊は、承久の變に義時の爲したところを見て、必ずしも贊意を表してはをらぬ。何故當時、義時が、もつと最善の方法を講じなかつたかを詰問し、また之を遺憾とした。その最善策とは、(第一)義時が闕下に拜伏して、罪を謝し、處分を受けること、(第二)鎌倉から使を京に派し、切に朝廷の御許しを請うて、讒邪の臣を始末する事などである。而も義時が左様した方法に出なかつたことを難じ、忌憚なく、彈劾の鞭を加へた。その一擒一縱の妙は、山陽をして「大手筆だ」と云はしめた。

以上のほか、國史上、最大の關心を持たるゝ建武中興の聖業に大御心を注ぎ給ひし「後醍醐天皇紀贊」もまた、山陽が賞揚した名文である。この篇において、澹泊は建武中興の精神を力強く

發揚してゐるが、唯その挫折を主として天皇の失徳に歸した如き口吻を示したのは失當である。

建武中興頓挫の主因は、(第一)承久變後に武門の勢力が加はつて、武家政治の根柢を固めたこと、(第二)郡縣制施行前に高氏の謀叛を見たこと、(第三)諸侯及び武士の大部分が大義名分を知らなかつたことなどにある。

さうした實勢を見ないで、澹泊が支那史家の陥り易い月並式批判を爲したのは、觀瀾の「中興鑑言」における道徳的批判の失當と共に、之を遺憾とする。が、後醍醐天皇の御英邁と、頓挫後尙ほ深く興復を念とされたことを極力、讃仰したところに、澹泊の尊皇精神を窺ふことが出来る。

建武中興と對照して、當然、頭に浮ぶのは大化革新である。當時、豪族跋扈のために行詰つた局面を打破り、制度を一新して一君萬民のもとに、國民生活の安定を計り、貧富隔絶の障壁を排しようとしたことは、最も意義があつた。澹泊は、大化革新に功勞が多かつた孝徳天皇の論贊において、能く天皇が儒教の精神を活用せられたことを説き、これを讚美したが、唯大化革新が主に儒教に負ふところあるが如く解釋してゐるのは、少しく見當ちがひを免れない。

言ふ迄もなく、大化革新は、天皇中心主義による政治改革で、土地國有斷行のもとに班田制によつて、國民の生活苦を除かうとしたところに、日本独自の考へをも加へた。故にこれを主に儒教の力によるとするのは、穩當でない。

尊皇主義の表現

更に他の觀點から論贊を考察すると、亂臣賊子を筆誅した折伏的方面に對し、澹泊は積極的に日本國體の美を説き、或は神道尊重の旨を述べ、或は忠孝貞の三徳を宣揚して、皇道發揮に力を注いだ。即ち日本國體については、『神武天皇紀贊』において、「謹_レ祭祀、察_レ政理、舉_レ有徳_一賞_レ有功、奉_レ安_三神器、以開_二萬世之基_一」と述べ、また『北條時宗傳贊』においては、日本が元主の威嚇に屈しなかつたことに及び、「夫赫赫天孫之胄、臨_二馭瑞穗國_一、代_レ天子_レ民之道、固無_レ假_二於彼_一」とも云つてゐる。

澹泊が『源親房傳贊』において、『神皇正統記』を推獎し、「正統記之作、辨_二嚴正閔_一、扶_二植綱常_一、雄深該博、足_二以攘_二斥潛偽_一」と言つたのも、亦國體尊重の心からであつた。また彼れは、

日本の國教たる神道を心から尊び、「崇神天皇紀贊」において、「凡敬_レ神尊_レ祖、奉_レ天之道也。君臣畏懼之要、國祚長久之幾、皆所_レ係焉」と云つたのも、歸するところ、天壤無窮の皇運を扶翼しまゐらせようとする熱意の所産である。

その他、澹泊は、『孝子傳序』では、孝の意義を闡明し、『義烈傳序』では、忠道の壯烈を語り、『列女傳序』では、日本婦人の貞操美を禮讚した。殊に彼れが最も力説してやまなかつたのは、大義名分に殉ずる崇高な精神である。蓋し眞に大義名分に殉ずるものは、何ら物的報酬を求めない。また少しも現世の榮華にあこがれぬ。彼等に取つては、大義に殉ずること、名分を正すことそれ自身が必然の使命であり、限りなき感激である。さうした崇高な感情は、一般の理解し難いところではあるが、眞に大義に徹し、名分を正す人は、必ず右の如き精神に生きてゐる。

従つて、それ以外、何ら求むるところなく、欲するところもない。かの大楠公の如きは、悲痛の最期を示したが、「七たび生れ變つて高氏の如き國賊を亡ぼさねばやまぬ」と云つたのによると、大楠公は誠忠を盡したことの他に、限りない満足と感激とを覺えたのである。彼れの求むるところは、世上の榮華や物的利益ではなく、誠忠そのものからくる感激にあつたと云へる。惟ふ